

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月31日
【計算期間】	第4期（自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日）
【ファンド名】	ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ - グローバル・アロケーション・ポートフォリオ （BlackRock Global Investment Series - Global Allocation Portfolio）
【発行者名】	ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・ エー（BlackRock Fund Management Company S.A.）
【代表者の役職氏名】	取締役 ジェフリー D．ラドクリフ （Geoffrey D. Radcliffe）
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 セニンガーバーク L - 2633 トレヴェス 通り 6 D番 （6D, route de Trèves, L-2633 Senningerberg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中 野 春 芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中 野 春 芽 弁護士 十 枝 美紀子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成26年5月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝101.66円、1豪ドル＝94.73円）による。以下、米ドルおよび豪ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

（注2）ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てまたは豪ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは豪ドルをもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、それに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの形態

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ（以下「ポートフォリオ」または「GAP」という。）は、アンブレラ・ファンドであるブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。ファンドは、平成26年5月末日現在、ポートフォリオを含む6つのサブ・ファンドにより構成されている。管理会社は、随時、他のサブ・ファンドを追加設定することができる。

ファンドは、ルクセンブルグの法律に基づき、ファンド受益者（以下「受益者」という。）のため、管理会社および保管受託銀行との間の契約（以下「約款」という。）によって設定されるオープン・エンド型の共有持分型投資信託である。ファンドは、2010年12月17日の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律（以下「ルクセンブルグ投信法」または「2010年法」という。）のパート I の下で設立されている。オルタナティブ投資運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）に従い、ファンドはオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）としての資格を有している。

ポートフォリオは、クラスA受益証券（米ドル建て）およびクラスA受益証券（豪ドル建て）の2種類の受益証券を発行する。

第三者の管理会社に宛てたファンドに対する請求は、当該クラス受益証券またはポートフォリオの勘定に計上される。

信託金の限度額については特に定めがなく、随時受益証券を発行することができる。

ファンドの目的及び基本的性格

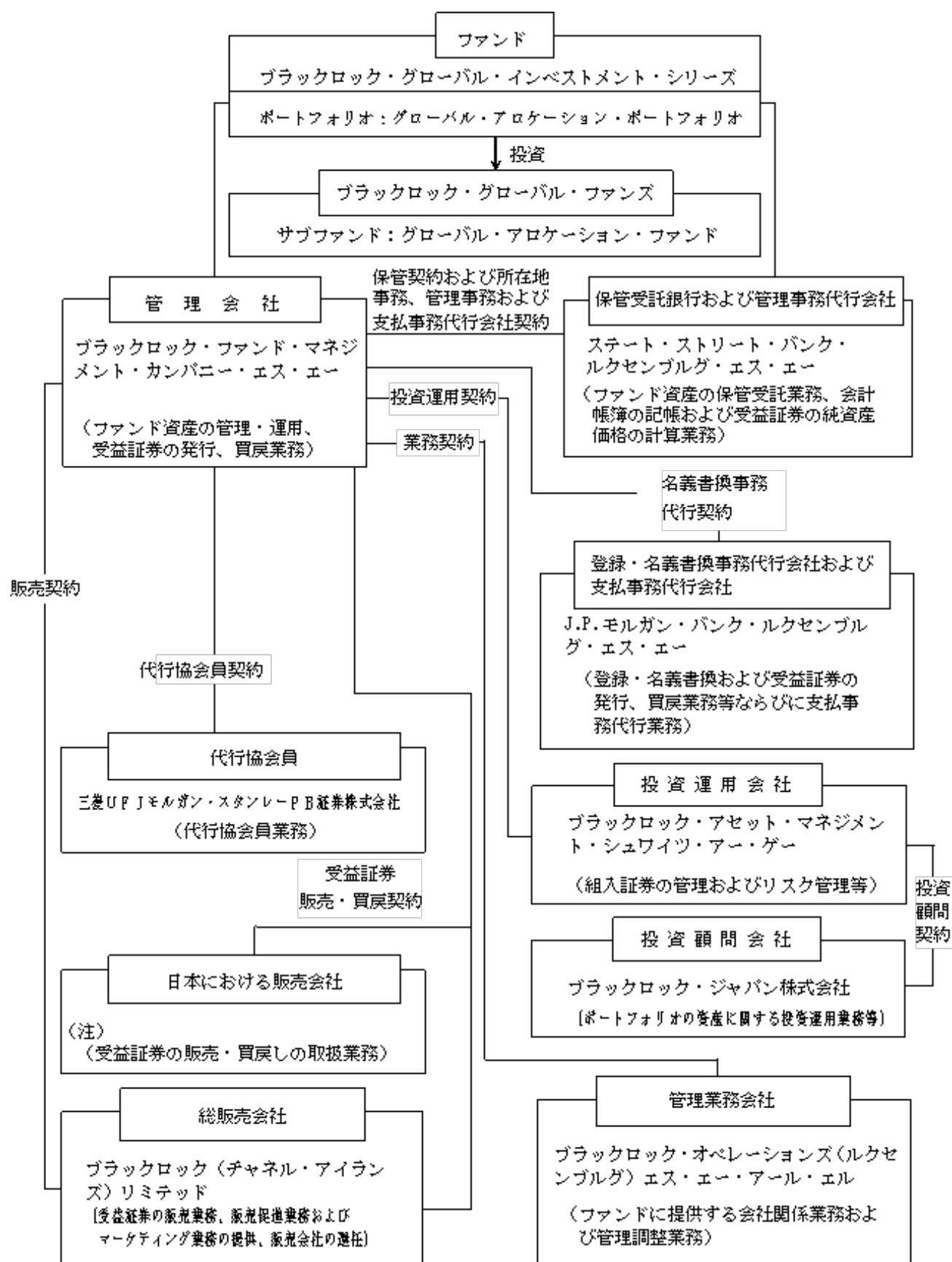
ポートフォリオは、トータル・リターンを最大化を追求する。ポートフォリオは、投資目的を追求する上で、2010年法のパートIに基づくUCITSであるブラックロック・グローバル・ファンズ（BlackRock Global Funds）（以下「BGF」という。）のサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ファンド（Global Allocation Fund）（以下「GAF」といい、BGF-GAFを以下「投資対象ファンド」ということがある。）のクラスX投資証券に、「フィーダー・ファンド」として投資する。ポートフォリオは、ファンド・オブ・ファンズの形態で運用される。

（２）【ファンドの沿革】

平成２年６月15日	約款締結
平成２年８月24日	約款変更
平成３年７月３日	約款変更
平成８年３月29日	約款変更
平成９年10月29日	ファンド再編成のためのファンド約款締結
平成10年２月24日	約款変更
平成10年５月15日	約款変更
平成10年12月９日	約款変更
平成11年２月23日	約款変更
平成11年８月31日	約款変更
平成12年２月21日	約款変更
平成12年10月31日	約款変更
平成13年４月10日	約款変更
平成14年７月25日	約款変更
平成15年12月９日	ルクセンブルグ証券取引所上場（クラスＪ受益証券）
平成16年２月５日	約款変更
平成16年２月25日	約款変更
平成16年３月10日	約款変更
平成16年７月１日	約款変更
平成17年１月３日	ルクセンブルグ証券取引所における上場廃止
平成17年７月８日	約款変更
平成17年８月26日	約款変更
平成17年９月29日	約款変更
平成18年２月21日	約款変更
平成18年10月１日	約款変更
平成19年８月１日	約款変更（メリルリンチ・グローバル・インベストメント・シリーズからブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズへの名称変更を含む。）
平成21年５月29日	約款変更
平成21年８月１日	約款変更
平成22年８月20日	ポートフォリオの運用開始
平成23年７月29日	約款変更
平成24年８月１日	約款変更
平成26年７月22日	約款変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 後記「第二部 特別情報 第2 その他の関係法人の概況」を参照すること。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ブラックロック・ファンド・マネ ジメント・カンパニー・エス・ エー (BlackRock Fund Management Company S.A.)	管理会社	平成26年7月15日付で保管受託銀行と の間で改訂約款を締結（平成26年7月 22日に効力発生）。ファンドの管理お よび運用、ならびに受益証券の発行お よび買戻業務を行う。
ブラックロック・アセット・マネ ジメント・シュワイツ・アー・ ゲー (BlackRock Asset Management Schweiz AG)	投資運用会社	平成26年7月22日付で、管理会社との 間で投資運用契約 ^(注1) を締結。組入 証券およびリスクの管理について、投 資運用会社としての業務を規定してい る。平成26年7月22日付で、投資顧問 会社との間で投資顧問契約 ^(注2) を締 結。
ブラックロック・ジャパン株式会 社	投資顧問会社	平成26年7月22日付で、投資運用会社 との間で投資顧問契約 ^(注2) を締結。 ポートフォリオの資産に関する投資運 用業務、ならびにポートフォリオの組 入証券の選択および運用等について規 定している。
ステート・ストリート・バンク・ ルクセンブルグ・エス・エー (State Street Bank Luxembourg S.A.)	保管受託銀行および管理 事務代行会社	平成8年3月29日付で管理会社との間 で保管契約 ^(注3) 、ならびに所在地事 務、管理事務および支払事務代行会社 契約 ^(注4) を締結（平成9年10月13日 改訂）（平成21年6月15日付（平成21 年1月30日効力発生）サイドレターに より、所在地事務代行業務および支払 事務代行業務を除外）。 ファンド資産の保管受託業務、純資産 価格の計算、会計帳簿の記帳および受 益証券発行等の業務について規定して いる。
J.P. モルガン・バンク・ルクセ ンブルグ・エス・エー (J. P. Morgan Bank Luxembourg S.A.)	登録・名義書換事務代行 会社および支払事務代行 会社	平成14年3月29日付で管理会社との間 で名義書換事務代行契約 ^(注5) を締 結。ファンドの登録・名義書換事務お よび支払事務代行会社として受益証券 の発行、買戻しおよび乗換えについて 規定している。支払事務代行会社とし て支払事務代行業務等を行う。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル (BlackRock Operations (Luxembourg) S.à r.l.)	管理業務会社	平成10年5月15日付で管理会社との間で業務契約 ^(注6) を締結。ファンドに提供する会社関係業務および管理調整業務について規定している。
ブラックロック（チャネル・アイランズ）リミテッド (BlackRock (Channel Islands) Limited)	総販売会社	平成22年7月13日付で管理会社との間で販売契約 ^(注7) を締結。販売業務、販売促進業務およびマーケティング業務の提供ならびに販売会社の選任について規定している。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社	代行協会員	管理会社との間で平成22年7月13日付代行協会員契約 ^(注8) を締結。日本における代行協会員業務の提供について規定している。

（注１）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、組入証券およびリスクの管理を行うことを約する契約である。本契約に基づき、その業務を行うために代理人を用いることができる。

（注２）投資顧問契約とは、投資運用会社によって任命された投資顧問会社が、投資方針および投資制限に従ってポートフォリオの資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

（注３）保管契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等を行うことを約する契約である。

（注４）所在地事務、管理事務および支払事務代行会社契約とは、管理会社によって任命された管理事務・所在地事務・支払事務代行会社が、管理事務および支払業務等を行うことを約する契約である。

（注５）名義書換事務代行契約とは、管理会社によって任命された名義書換事務代行会社が、名義書換業務を行うことを約する契約である。

（注６）業務契約とは、管理会社によって任命された管理業務会社が、ファンドに提供する業務の調整を行うことを約する契約である。

（注７）販売契約とは、管理会社によって任命された総販売会社が、販売業務、販売促進業務およびマーケティング業務を提供すること、ならびに販売会社を選任することを約する契約である。

（注８）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券１口当たりの純資産価格の公表ならびに決算書類およびその他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員事務を提供することを約する契約である。

管理会社の概況

（イ）設立準拠法

ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて平成２年６月８日に設立された。平成３年７月４日、平成５年１月12日、平成６年10月28日、平成７年７月21日、平成９年10月28日、平成10年３月18日、同年５月15日、平成15年４月11日、平成17年４月８日、平成18年８月17日および平成21年１月30日に定款を改正した。

1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。ルクセンブルグ投信法のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有している。

（ロ）事業の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ籍投資信託の設定、管理および運用を行うことである。

管理会社はファンドのオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）ではなく、AIFMDの意味する範囲において組入証券およびリスクの管理機能を遂行するためにブ

ラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲー（以下「投資運用会社」という。）を任命した。

（ハ）資本金の額

資本金は、50万米ドル（約5,083万円）で、平成26年5月末日現在全額払込済である。なお、1株12.5米ドル（約1,271円）で記名株式40,000株を発行済である。

（ニ）会社の沿革

平成2年6月8日 設立

平成18年10月1日 メリルリンチ・ファンド・マネジメント・カンパニーより、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーに名称変更

（ホ）大株主の状況

（平成26年5月末日現在）

名称	住所	保有株式数 （株）	比率（％）
ブラックロック・グループ・リミテッド （BlackRock Group Limited）	英国、ロンドン、EC2N 2DL、スログモートン・アベニュー12 （12 Throgmorton Avenue, London EC2N 2DL, U.K.）	40,000	100.00

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ルクセンブルグ投信法、勅令、規則、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）の通達等の規制に従っている。

準拠法の内容

（イ）民法

ファンドは法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）およびルクセンブルグ投信法に従っている。

（ロ）ルクセンブルグ投信法

2002年12月20日の投資信託に関する法律（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルグは、UCITS通達85/611/CEEを改正する2001/107/CEおよび2001/108/CEを実施した。この法律は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。2010年法により、ルクセンブルグは、UCITS通達85/611/CEEを改正する2009/65/ECを実施した。2010年法は、平成23年1月1日に施行される条項と平成23年7月1日に施行される条項がある。2002年法は、平成24年7月1日に廃止されている。

ルクセンブルグ投信法は、5つのパートから構成されている。

パート - UCITS

パート - その他の投資信託

パート - 外国の投資信託

パート - 管理会社

パート - UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定

ルクセンブルグ投信法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

2013年法は、2013年7月15日に公布された。同法は、ルクセンブルグ法にAIFMDを導入し、同時に、特に2010年法および2007年2月13日法を改正するものである。

2013年法は13章から構成される。

第1章：総則

第2章：A I F Mの認可

第3章：A I F Mの運営条件

第4章：透明性要件

第5章：特定タイプのA I Fを運用するA I F M

第6章：E UにおけるE U A I F Mの販売権限およびE U A I Fの運用権限

第7章：第三国に関する具体的規則

第8章：個人投資家に対する販売

第9章：監督組織

第10章：暫定規定

第11章：刑罰規定

第12章：改正および各種規定

第13章：廃止および最終規定

（５）【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

（イ）C S S Fに対する開示

ルクセンブルグ内においてもしくはルクセンブルグから受益証券の公募を居住者もしくは非居住者に対して行う場合は、C S S Fへの登録およびその承認が要求される。いずれの場合も、英文目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書をC S S Fに提出しなければならない。ただし、平成17年4月6日以降、公衆に配布される予定の広告類（ファンドによる受益者に送付される英文目論見書および通知を除く。）については、承認を得るためC S S Fに提出する必要がなくなっている。更に、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、C S S Fにより承認された独立監査人により監査されなければならない。ファンドの独立監査人は、デロイト・オーディット・エス・エイ・アール・エル（Deloitte Audit S.à r.l.）が任命されている。更に、ファンドは、金融庁（現C S S F）が発令した1997年6月13日付通達97 / 136（C S S F通達08 / 348により改正済）に基づき、C S S Fに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

（ロ）受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および無監査半期報告書は、管理会社および保管受託銀行のルクセンブルグの事務所において、受益者はこれを要求して入手することができる。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。また、ルクセンブルグの商業および会社登録機関において、約款（その変更を含む。）を閲覧することができ、その写しを入手することができる。

受益者に対するすべての通知は、要求があれば、管理会社の決定により、受益証券が販売された国の新聞に公告される。

ファンドの監査済財務諸表を含む年次報告書は、米国外において、管理会社の登記上の事務所において、1月31日に終了した前会計年度に関して、年度末から4か月以内に、受益者が入手可能となる。

未監査の半期報告書は、米国外において、管理会社および総販売会社の登記上の事務所において、7月31日に終了した期間に関して、同日から2か月以内に、受益者が入手可能となる。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（a）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭

和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを見ることができる。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、ポートフォリオの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、またポートフォリオの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、ポートフォリオに関する一定の重要事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ポートフォリオにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、ポートフォリオの資産について、ポートフォリオの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のポートフォリオの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

(ハ) 日本における投資者は、請求次第、日本における代行協会員から他のポートフォリオの英文目論見書および情報としてファンドのアンブレラ用目論見書（英語版）を入手することができる。

日本における販売会社は、日本の法令上認可され、かかる認可がファンドまたは投資顧問会社により文書により明白に規定されている場合でない限り、英文目論見書、ファンドの年次財務報告書もしくは半期財務報告書、またはファンドの委任状もしくは通知を除いて、いずれかのポートフォリオ、投資顧問会社、総販売会社および各社のあらゆる関連会社または代行会社に関してのいかなる文書または情報も顧客に渡すことを認められていない。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、C S S Fの監督に服している。監督の主な内容は、次の通りである。

登録の届出の受理

(イ) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。

(ロ) 平成23年7月1日以降、U C I T Sで、E U加盟国で設立され、かつ平成21年7月13日付欧州理事会および欧州議会による欧州共同体通達2009/65/E Cの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるU C I T Sは、U C I T Sの所在国であるE U加盟国の監督機関によりC S S Fに事前通知し、かつ所定の書類を提出し、また所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命する場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。

ファンドは、ルクセンブルグ投信法のパート として登録されている。

(ハ) 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、C S S Fへの事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

登録の拒絶または取消

C S S Fが保有する投資信託のリストへの掲載および維持は、投資信託の設定および運営、ならびに受益証券の販売、募集または売出しに関する法律、規則および契約の遵守に服する。特に、C S S Fは、ファンドの独立監査人がルクセンブルグ投信法により課される義務を履行しない場合には当該リストへの登録を拒絶することができる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。更に、投資信託の仕組または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、ルクセンブルグにおける登録廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

英文目論見書に対する査証の交付

受益証券の販売に際し使用される英文目論見書または説明書等は、その使用前に、C S S Fに提出されなければならない。ただし、平成17年4月6日以降、公衆に配布される予定の広告類（ファンドによる受益者に送付される英文目論見書および通知を除く。）については、承認を得るためC S S Fに提出する必要がなくなっている。C S S Fは書類が適用ある法律、勅令、規則および通達に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、英文目論見書に査証を付してそれを証明する。

財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S Fに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに直ちに報告する義務を負う。また監査人は、C S S Fが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をC S S Fに提出しなければならない。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ポートフォリオ（GAP）は、トータル・リターンを最大化を追求する。ポートフォリオは、投資目的を追求する上で、2010年法のパートIに基づくUCITSであるブラックロック・グローバル・ファンズ（BGF）のサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ファンド（GAF）のクラスX投資証券に、「フィーダー・ファンド」として投資する。

BGFは、2010年法第15章に規制される管理会社であるブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーにより運用されている。

投資者には、BGFおよびそのサブ・ファンドであるGAFの詳細に関して、GAFおよびBGFの目論見書または主要な投資者向け情報書類の写しを読むことを推奨する。最新の定期報告書および財務諸表と併せてこれらの書類の写しは、要求に応じて管理会社からまたはインターネット

（www.BlackRock.com）上で入手することができる。

BGF - GAFの投資方針

BGF - GAFは、トータル・リターンを最大化を追求する。BGF - GAFは、全世界的に、民間企業および政府系発行体の両方の株式、債務証券および短期証券に、規定された制限なく投資する。通常の市況において、BGF - GAFは、総資産の少なくとも70%を民間企業および政府系発行体の証券に投資する。BGF - GAFは、通常、投資顧問会社により、過小評価されていると判断される証券へ投資することを目指す。また、BGF - GAFは、小規模会社および新興成長企業の株式に投資することができる。BGF - GAFは、債務証券への投資部分の一部をハイ・イールド固定利付の譲渡性のある証券に投資することもできる。通貨エクスポージャーは柔軟に管理される。

疑義を避けるため付言するならば、クラスA受益証券（米ドル建て）に帰属するGAPの資産は、BGF - GAFのクラスX投資証券（米ドル建て）に投資され、クラスA受益証券（豪ドル建て）に帰属するGAPの資産は、BGF - GAFのクラスX（ヘッジ付）投資証券（豪ドル建て）に投資される。

BGF - GAFのレベルにおける資産は、BGF - GAFの投資方針に従って投資される共通の組入証券を保有する。

BGF - GAFの基準通貨は、米ドルである。GAPの基準通貨もまた、米ドルである。

一般的な投資方針および投資制限

ポートフォリオは、買戻しに対応するためまたはその他の流動性を満たすために適切と思われる流動資産に付随的に投資することができる。

市況または金融情勢により正当化される場合、ポートフォリオは、一時的な防衛法として、OECD加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が加盟している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある債券に、ポートフォリオの資産の100%までを投資することができる。

投資運用会社は、自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはポートフォリオもしくはファンドの資産の運用の適正を害する取引を行うことができない。

ポートフォリオはまた、プレミアム収入の獲得により、組入証券のみを保有している場合に得たであろう収益より多額の平均総収益の達成を目的として組入証券および株価指数の現物の裏付けのあるコール・オプションを発行することができる。ポートフォリオは、以下を除き、金融先物取引、ならびに関連するオプション取引および先物為替予約をヘッジの目的のためのみに遂行できるものとする。

組入証券についてのオプション

ポートフォリオは、組入証券につき現物の裏付けのあるコール・オプションを売り付ける（発行する）ことができる。現物の裏付けのあるコール・オプションとは、プレミアムを得て、一定期間、特定の価格でポートフォリオが保有する特定の組入証券を買い付ける権利を第三者に与えるオプションである。ポートフォリオは、オプションの発行による実現プレミアム収益を得るかわりに、オプションの行使期間中、オプションの権利行使価格を上回るオプションの対象証券の価格上昇による利益を得る機会を放棄する。更に、ポートフォリオのオプションの対象証券の売付けを行う権利は、オプションが終結または失効するまで制限される。

ポートフォリオは、組入証券につきプット・オプションの買付けを行うことができる。プレミアムの支払と引換えに、プット・オプションを買い付けた所持人（即ち、ポートフォリオ）は、プット・オプションが終結、失効または行使されるまで指定された価格で相手方にオプションの対象証券を売却する権利を付与される。ポートフォリオは、ポートフォリオが保有する対象証券の価格下落のリスクを減少させる目的でプット・オプションを買い付ける。証券の総収益は、オプションにつき支払われたプレミアムの額だけ減少することがある。

株価指数のオプション

ポートフォリオは、株式市場または特定の産業部門において予測される全般的な株価の下落の影響に対して、組入証券をヘッジするために、株価指数のコール・オプションを売り付け（発行し）、また、プット・オプションを購入することができる。株価指数のオプションは、証券のオプションと類似している。ただし、行使または譲渡に際しては、契約当事者は、株価指数の終値とオプションの行使価格の差額を一定の倍数で乗じた金額に相当する現金を支払うかまたは受領する。ヘッジされる株価指数のオプションの効果は、主に、オプションの裏付けとなっている指数の価格変動とヘッジされる組入証券の数量変動の相関関係に依存している。他の要素として、転換証券に関する相関関係は、他の要因もあるが、主として、組入証券の市場価格の転換価格への寄与の程度により影響を受ける。

株価指数先物取引

ポートフォリオは、その組入証券を全般的な市場リスクに対しヘッジするために、株価指数先物取引の購入および売却を行うことができ、また、当該先物取引のプット・オプションおよびコール・オプションの購入ならびにコール・オプションの売却を行うことができる。ポートフォリオは、市場の下落が予想される場合または下落した場合、ポートフォリオの組入証券の市場価格の下落と相殺するために、株価指数先物を売却することができる。ポートフォリオが市場に十分な投資を行っていない場合および重大な市場の展開が予測される場合、ポートフォリオは、購入予定の証券のコスト増加の一部または全額を相殺しうる市場価格の急騰による利益獲得のために、株価指数先物を購入することができる。株価指数先物取引は双務契約であり、ポートフォリオは、かかる契約に従い、清算時において、一定のドル建ての金額に契約期間の最終取引日の株価指数の終値と先物取引の契約締結時の価格との差額を乗じた金額を現金で受領し、または交付することに合意する。ポートフォリオは、広域な市場における株価指数または一部の産業分野もしくは市場における株価指数に基づく先物取引を行うことができる。株価指数オプションについてと同様、ポートフォリオのヘッジ戦略の効果は、主にヘッジされている証券の価格変動と先物契約の裏付けとなっている株価指数の変動の相関関係に依存している。転換証券に関しては、主として、ヘッジされている証券の市場価格の転換価格への寄与の程度に依拠する。

金融先物取引

ポートフォリオは、不利益な金利変動のヘッジとして金融先物契約の売買を行うことができる。金融先物契約は、将来の特定の日に、あらかじめ合意した価格で固定利付証券を売買するという二当事者間の契約である。

ポートフォリオは、一般的金利水準の上昇が予想される場合、金融先物契約を売却することができる。一般的に金利が上昇する場合、ポートフォリオが保有する債務証券の市場価格は下落し、それに伴いポートフォリオの純資産価格は減少することになる。ただし、金利が上昇した場合、ポートフォリオの金融先物契約のポジションの価値は同様に上昇傾向を示し、したがって、ポートフォリオのヘッジの対象である組入証券の市場価格の低下の全部または一部を相殺することになる。先物ポジ

ションの売却および手仕舞いには手数料が発生するが、金利の上昇による影響を低減させるためポートフォリオが組入証券を売却する取引費用に比べ通常低廉である。ポートフォリオは、金利の低下が予想される場合、ポートフォリオが証券市場に十分な投資をしていない場合および重大な市場の展開が予測される場合には、金融先物契約を購入する。これらの取引のほとんどの場合、ポートフォリオは、金融先物契約の終結時に証券を買い付ける。当該ヘッジ投資活用の効果は、主に、ヘッジされている証券の価格変動と金融先物契約の価格変動の相関関係に依拠している。また、転換証券に関しては、ヘッジされている証券の市場価格のその投資額への寄与の程度に依拠する。

金融先物契約のオプション

ポートフォリオは、金融先物契約のコール・オプションの買付けおよび発行ならびにプット・オプションの買付けを行うことができる。一般的に、これらの戦略は、ポートフォリオが先物契約を締結するのと同様の市況において行われる。ポートフォリオは、株式市場の下落もしくは通貨の価値の下落または金利の上昇が予測される場合、裏付けとなる金融先物契約を売却することなく、金融先物契約のプット・オプションの買付けまたはコール・オプションの発行を行うことができる。同様に、ポートフォリオは、株式の値上がりもしくはポートフォリオが購入を予定している証券の表示通貨の値上がりにより生じるコストの増加をヘッジするため、または金利の低下によりポートフォリオが投資を予定している証券の値上りをヘッジするため、金融先物契約を買い付けるかわりに当該先物契約のコール・オプションを買い付けることができる。

ポートフォリオが金融先物契約またはそのコール・オプションを購入する際、現金または政府機関が発行もしくは保証する流動性のある証券は、ポートフォリオの保管受託銀行の分離勘定に預託され、この分離された金額にブローカーの勘定に保有されている当初および変動マージンを加えたものが金融先物契約の市場価格に等しくなるようにし、それによって当該先物の利用がレバレッジとしないことを確保する。

為替リスクのヘッジ

ポートフォリオは、異なる国々の為替レートに関して潜在的に存在する不利な変動に対するヘッジとして、投資を行う各国の通貨間の先物為替予約を行うことができる。同取引は、一般的に特定の将来の日（１年以内）に、契約時の価格で特定の通貨を売買する契約を通して行われる。ポートフォリオの先物為替予約は、特定の取引または組入証券のポジションに関するヘッジに限定される。ヘッジ取引として、組入証券の売買、ポートフォリオの受益証券の売却および買戻し、またはポートフォリオによる配当金および分配金の支払に関して発生したポートフォリオの特定の受取金または支払金について先物為替の売買を行う。ポジションは、当該通貨建てのまたは当該通貨で相場の立つ組入証券のポジションについて先物為替を売却することによりヘッジされる。ポートフォリオは、投機的に先物為替予約を行わない。通貨価値の低下に対するヘッジは、組入証券の価格の変動を除去するものではなく、当該証券の価格が下落する場合に損失を回避するものでもない。当該取引はまた、ヘッジされた通貨価格が上昇すべき場合には、利益獲得の機会を妨げる。更に、ポートフォリオは、予想される通貨切下げのレベル以上の価格で通貨を売却する契約を締結することができなくなるような事態に対してヘッジを行うことはできない。

ポートフォリオは、また、外国為替レートの潜在的変動に対応する短期または長期のヘッジとして通貨プット・オプションを購入しまたは通貨コール・オプションを売却し、ならびに通貨先物の売買を行うことができる。当該取引は、ポートフォリオにより保有され、ポートフォリオにより売却されたがまだ引渡しのない、またはポートフォリオにより購入されることが約束されもしくは予想される米ドル建て以外の証券のヘッジについて効果的である。ポートフォリオは、また、当該通貨プット・オプションの取得価格の全部または一部と相殺するため通貨のコール・オプションを発行することができる。ポートフォリオは、投機的に通貨オプションまたは通貨先物を行わない。したがって、ポートフォリオは、所有しもしくは購入を意図している当該通貨建ての証券の市場価格を実質的に超える、またはポートフォリオが売却したがまだ引渡しを行っていない証券の場合には表示通貨による手取金を実質的に超える通貨のヘッジを行うことはない。更に、ポートフォリオが組入証券をヘッジする場合、ポートフォリオは、ヘッジされた証券の市場価格の実質的な下落を表章している現市場価格を有する政府機関の証券を保管受託銀行において分離保管する。

ポートフォリオは、当該ポートフォリオにとってコストがより有利である場合、クロス取引（同一取引相手を通して実施される。）を通じて関係通貨を購入したり、または為替スワップを行うこともある。契約または通貨は証券取引所で相場付けされるか、規制市場で取引されるものでなければならぬが、ポートフォリオがこの種の取引を専門とする高格付の金融機関との間で為替予約またはスワップ取決めを締結する場合にはこの限りではない。

スワップ

ポートフォリオは、スワップ取引を行うことができる。スワップは、各当事者がインデックスもしくは資産の利回りに基づく期限付支払または異なるインデックスもしくは資産に基づく他方当事者からの期限付支払を行う旨を合意する私的契約である。スワップには、信用リスク、レバレッジ・リスク、流動性リスク、および為替リスクが伴う。ポートフォリオは、ポートフォリオが当事者であるスワップ取引の名目上の元金総額が、取引直後にポートフォリオの純資産総額の5%を超えない場合のみ、スワップ取引を行うことができる。

（２）【投資対象】

前記「(1) 投資方針」を参照すること。

（３）【運用体制】

管理会社はファンドのAIFMではなく、ファンドの組入証券およびリスクの管理機能を遂行するために投資運用会社を任命している。現在、投資運用会社は認可されたAIFMではない。将来、投資運用会社が認可されたAIFMとなる場合、当該認可および当該認可により確保される結果生じる追加的義務が、更新された英文目論見書および必要な契約書類に反映される。

投資運用会社は、ファンドの組入証券の管理およびリスク管理を行うが、英文目論見書にさらに記載されるとおり、その機能を委任する可能性がある。

管理会社と投資運用契約を締結している投資運用会社は、投資顧問契約に基づいてその運用業務を投資顧問会社に委託している。

投資顧問会社の運用体制は、以下のとおりである。

ポートフォリオの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めている。

ポートフォリオの運用については投資顧問会社の運用部門が統括している。

社内には内部監査を担当する部門、ポートフォリオの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、または投資委員会等開催により、ポートフォリオの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立している。

ポートフォリオの運用は、株式インデックス運用部（ポートフォリオ担当：7名程度）が担当する。

< 運用に関する内部規制 >

法令に基づき、投資顧問会社として遵守すべき事項についてコンプライアンス・マニュアルをはじめとした内部規則を定めており、売買注文の管理、関係会社との取引の制限、議決権行使、情報管理、最良執行など、運用に関する各種事項について規定している。

（４）【分配方針】

GAPについては、分配金の支払は予定されていない。

（５）【投資制限】

管理会社は、ポートフォリオのために、ポートフォリオの純資産の100%をBGF - GAFに投資することができる。

ポートフォリオは、以下の投資制限に従う。

ポートフォリオは、証券の空売りを行うことができず、またはショート・ポジションを維持することができない。

ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産価額の10%（時価基準による。）を超えて借入れを行うことができない。ただし、合併または併合の場合には、かかる10%の制限を一時的に超えて借入れを行うことができる。ポートフォリオによる借入れは、一時的かつ緊急の目的のためにまたは買戻しに対応するためにのみ行われる。

管理会社が複数の投資信託またはポートフォリオを運用する場合、管理会社は、すべての当該投資信託またはポートフォリオのために、全体において、一発行会社の議決権総数の15%を超えて当該発行会社の株式に投資を行わない。ただし、かかる料率は、買付時点基準または時価基準により計算することができる。

ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産価額の10%（時価基準による。）を超えて、流動性に欠ける、私募株式、抵当証券または非上場株式に投資を行うことができない。

ポートフォリオはさらに、受益証券が募集および販売のために日本で登録され、かつ日本の規制基準に基づく要件がある限り、ポートフォリオの純資産価額の50%を超えて、日本国金融商品取引法上の「有価証券」の定義に該当する投資証券に投資する。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

投資者は、ポートフォリオに投資する前にこれらのリスク要因を読んでおかなければならない。

ポートフォリオの投資目的が達成される保証はない。また、過去の運用実績は将来の運用実績を示唆するものではない。

ポートフォリオが投資する市場および投資商品の価格は変動し易い可能性がある。ポートフォリオに対する投資は、ポートフォリオの受益証券の純資産価格の変動、信用リスク、レバレッジ・リスク、金利リスク、為替リスク、かかるポートフォリオの組入対象およびポートフォリオの受益証券の流動性リスク、ならびにその他のリスクを含む、重大なリスクを伴う。ポートフォリオに対する投資を、完全な投資プログラムとみなすべきではない。

ポートフォリオは、投資対象ファンドへの投資を通じて、実質的に世界各国の様々な証券に投資する。以下のリスク要因は、投資対象ファンドにかかるリスクも含め記載している。

一般的リスク - A I F M D

ファンドはA I F M Dの下でA I Fとしての適格性を有している。ファンドに関する組入証券およびリスクの管理機能は、投資運用会社により遂行される。現在、投資運用会社は認可されたA I F Mではない。将来、投資運用会社が認可されたA I F Mとなる場合、当該認可および当該認可により確保される結果生じる追加的義務が、更新された英文目論見書および必要な契約書類に反映される。投資運用会社とファンドは、投資運用会社のA I F Mとしての認可により、より厳格な責任に服することになる。

課税に関連するリスク

後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」の項に記載された課税関係情報は、管理会社の知りうる限り、本書の日付現在の税法および税務上の慣行に基づくものである。税法、管理会社およびポートフォリオの税務上の地位、受益者の課税および免税、ならびに当該税務上の地位および免税の効果は、随時変更することがある。ポートフォリオが登録され、販売され、または投資対象となっている法域における税法の改正により、ポートフォリオの税制上の状況に影響を及ぼし、影響を受けた法域における関連するポートフォリオの投資対象の価額に影響を及ぼし、当該関連するポートフォリオがその投資目的を達成する能力に影響を及ぼし、かつ／または、受益者に対する税引後のリターンが変わるおそれがある。ポートフォリオがデリバティブに投資する場合、前文の記載は、デリバティブ契約および／もしくはデリバティブの取引相手方の準拠法の法域、ならびに／またはデリバティブの原エクスポージャーを構成している市場にも及ぶことがある。

受益者に利用可能な免税の利用可能性および価額は、各受益者個人の状況に依拠する。後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」の項に記載された情報は、包括的なものではなく、法律上または税務上の助言を構成するものではない。投資予定者は、自己の特定の税務上の立場およびファンドへの投資による税効果に関して自己の税務顧問に相談することを勧められる。

ポートフォリオが、中近東の法域等の税金制度が完全に発達していないかまたは十分に確立していない法域に投資する場合、ポートフォリオ、ファンド、管理会社、投資顧問会社および総販売会社は、いずれの受益者に対しても、ポートフォリオが当該ポートフォリオの公租公課として財政当局に対して誠実に行いまたは負担した支払について、当該支払を行うかまたは負担する必要がないこと、または行うべきでなくもしくは負担すべきでなかったことが後で判明したとしても、説明責任を負わない。反対に、納税義務、後に異議が申し立てられた（確立された最善の慣行がない中での）最善のまたは共通の市場慣行の遵守または実質的で適時の納税メカニズムの発達の欠如に関するファンダメンタルの不確定性を通じて、ポートフォリオまたはファンドが過年度について納税する場合には、あらゆる関連する利息または申告遅延の罰金が同様にファンドに課せられる。かかる納税遅延は、通常、ファンドの勘定において負担する旨が決定された時点において、ファンドの債務として計上される。

受益証券の価格

受益証券の価格および受益証券からの収益は、上昇することも下落することもある。投資者は、自身にとっての基準通貨以外の通貨で投資する場合、かかる基準通貨に対して上昇することも下落することもある為替変動の影響を受けるということを認識するべきである。

ポートフォリオの取引通貨以外の通貨建てで発行された証券への投資に伴う為替リスク

ポートフォリオの純資産価格は特定の通貨建てである。ポートフォリオは、原則として、為替ヘッジのない米ドル建ての資産に投資する。したがって、例えば基準通貨建てでないクラスに当初投資する投資者の場合、ポートフォリオの受益証券の価格は、当該当初投資通貨への換算の際に、為替市場における対米ドルの為替相場の変動による影響を受けることがある。

大規模な資金フロー

受益証券の大量買戻しが生じた場合、ポートフォリオは、かかる買戻しに対応するためにポートフォリオが保有する証券の主要部分を適宜換金しなければならない。かかる場合、ポートフォリオは、市況や流動性次第で、実勢市場価格を下回る価格で一部保有分の売却を強いられることがあり、それにより受益証券の純資産価格の大幅な変動をもたらすことがある。他方、受益証券の大量買付があった場合、ポートフォリオは、原則として可能な限り速やかに全額投資するよう努めるものの、市場の流動性によっては買付代金の投資にかなりの期間を要することがある。

買戻しの能力

受益証券は、買い戻すことができるが、純資産価格の決定が停止された場合、および／またはポートフォリオが純資産価格の決定を延期した場合、ポートフォリオへの投資は換金困難となることがあり、また受益証券の価格または受益証券に伴うリスクの範囲について信頼しうる情報を得ることが困難となることがある旨、投資者は留意するべきである。

取引相手方リスク

ポートフォリオは取引当事者の信用リスクにさらされ、また、決済不履行のリスクを負うことがある。信用リスクとは、金融商品の取引相手方がポートフォリオと締結している債務またはコミットメントを履行できなくなることである。これには、あらゆるデリバティブ、レポ取引、リバース・レポ取引または証券貸付契約を締結する相手方を含む。担保によって保証されないデリバティブ取引は、取引相手方との直接的なエクスポージャーを発生させる。少なくとも各々の取引相手方へのエクスポージャーと等価値で担保を受けることによって、ファンドはデリバティブの取引相手方に対してその信用リスクの大部分を削減するものの、いかなるデリバティブも完全には担保によって保証されない範囲において、取引相手方によるデフォルトはファンドの価値の縮小に終わることがある。新しい取引相手方の正式な精査は完了し、すべての承認された取引相手方は、継続的に監視され、精査される。ポートフォリオは、取引相手方へのエクスポージャーおよび担保管理プロセスについての積極的な監視を維持する。

国際投資

国際的な投資は、為替相場の変動、将来の政治的および経済的發展ならびに為替管理またはその他の国家の法律もしくは制限が課される可能性を含む一定のリスクを伴う。各国の証券価格は、その異なる経済、金融、政治および社会的要素により影響を受ける。ポートフォリオは、様々な通貨建ての証券に投資するため、為替相場の変動は、ポートフォリオの組入証券の価値に影響を及ぼす。更に、ポートフォリオの投資は、回収不能な源泉税の対象となることがある。

世界的金融市場危機および政府介入

本書の日付現在、世界的金融市場は、広範囲にわたるファンダメンタルの混乱および政府介入をもたらす相当の不安定な局面下にある。一部の法域の規制機関は、多くの緊急規制措置を実行または提案している。政府および規制機関の介入は、範囲および適用が不透明な場合があり、金融市場の効率的な機能を損なう混乱および不確実性をもたらした。どのような追加の暫定的または恒久的な政府規制が市場に課されるかおよび／または当該規制が投資顧問会社がポートフォリオの投資目的を実行する能力にどのような影響を及ぼすかを予測することは不可能である。

様々な法域の統治組織による現在の取組みまたは将来の取組みが金融市場を安定させる手助けになるか否かは不明である。投資顧問会社は、金融市場がこれらの事象の影響を受け続ける期間、また、

これらまたは将来の同様の事象がポートフォリオ、ヨーロッパまたは世界経済および世界の証券市場に及ぼす影響を確実に予測することができない。

新興市場

以下の勘案事項は、すべての国際投資に一定の範囲において適用されるが、特定の小規模市場および新興市場において特に重要である。株式に投資するポートフォリオは、特定の小規模市場および新興市場（それらは、典型的には、経済および／または資本市場の発達水準が低く、かつ、株価および通貨変動性が高い開発途上の国々の市場である。）の投資対象を含むことがある。かかる市場の一部については、経済的成長の見込みが極めて高く、成長が達成されることにより、株式リターンが、成熟した市場を超える可能性を有している。ただし、株価および通貨のボラティリティは、一般に、新興市場の方が高い。

新興市場は、投資リスクを増大させる可能性があり、かつ、一般に成熟市場では稀な、以下の要因が見られることがある。

- ・ 民間部門における著しい政府介入
- ・ 政治的かつ社会的な不安定性（収用政策、没収課税、国有化、証券市場および貿易決済への介入、ならびに外国投資規制の実施および為替管理を含む。）
- ・ 過負荷のインフラ
- ・ 極端な輸出偏向
- ・ 旧式な金融制度
- ・ 環境問題
- ・ 一次産品への依存
- ・ 課税上の偏り（外国人投資家に対して異なるキャピタル・ゲイン税を課すこと。）
- ・ 異なる会計、監査および金融報告慣行
- ・ インサイダー取引につながる可能性がある投資家活動に関する規制、規制の施行および監視の水準が低いこと
- ・ 確立されていない証券市場（取引量が少ない、流動性が乏しい、価格の変動が大きい、集中的な時価総額（小規模の産業への参加者が少ないのに対して投資家および金融仲介会社の集中度が高い。）のために証券の投資タイミングおよび価格算定に影響が及ぶことがある。）
- ・ 未発達の決済／仲介サービス（資本市場が十分発達しておらず、資産の保管／登録の信頼度が低い。）
- ・ 政府による登録機関の監督の少なさ、および発行体からの非独立性（株式保有の喪失につながる詐欺、過失、不当な圧力、所有権の拒絶の可能性）

上記の要因は、個々の小規模市場および新興市場に関して一般的に高レベルのリスクを招くことがあるが、かかる市場における活動間の相関関係が低い場合および／またはポートフォリオ内における投資対象の分散によって軽減することができる。

ロシアにおける投資は、現在、証券の所有および保管に関して特定の高リスクにさらされている。ロシアにおいて、このことは、企業またはその登録機関（代理人ではなく、保管受託銀行に対し責任を負うこともない。）の帳簿への記入によって証明されている。ロシア企業の所有権を表章する券面は、保管受託銀行もしくは取引代行機関において、または効果的な中央預託制度によって保有されることはない。かかる制度ならびに政府による不十分な規制および強制力の結果、ポートフォリオは、詐欺、過失または単なる誤りによって自らのロシア証券の登録および所有権を喪失する可能性がある。

ポートフォリオがロシアの現地株式に直接投資する場合、ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産価額の10%以下にまでエクスポージャーを制限するが、規制ある市場として認められているロシア取引システムまたはモスクワ銀行間通貨取引所のいずれかの上場証券に投資する場合を除く。

新興国ソブリン債

特定の新興国は、商業銀行および外国政府に対して特に多くの債務を抱えている。新興国ソブリン債への投資は高いリスクを伴う。新興国ソブリン債の返済を管理する政府事業体が、元本および／または利息を、当該債務の条件に従って期限が到来した際に返済する能力または意思がないことがあ

る。政府事業体が元本および利息を期日内に適時に返済する能力または意思は、特に、自らのキャッシュ・フロー状況、外貨準備金の限度、支払期日における外国為替の利用可能性、経済全体に対する債務返済の負担の相対的規模、国際通貨基金に対する当該政府事業体の政策、および政府事業体に従う政治的制約によって影響を受けることがある。政府事業体が、自らの債務の元本および利息にかかる未払金を削減するために、外国政府、多国間機関および国外のその他の者から見込まれる支出に依存していることもある。当該支出を行うかかる政府、行政機関およびその他の国外の者の側のコミットメントは、政府事業体による経済改革の実行および／または経済的成果ならびに当該債務者による適時の債務の履行を条件としていることがある。当該改革を実行せず、経済的成果の当該水準を達成せず、または期限の到来している元本もしくは利息を支払わない場合、当該第三者が政府事業体に対して資金を貸与するコミットメントが解約されることがあり、これによって、当該債務者が自らの債務を適時に返済する能力または意思がさらに損なわれることがある。その結果、政府事業体が、自らの新興国ソブリン債を返済できなくなることがある。ポートフォリオを含む新興国ソブリン債の保有者は、当該債務の期日変更に参加し、かつ、政府事業体に対してさらなる融資を行うよう求められることがある。政府事業体が返済不能となった新興国ソブリン債のすべてまたは一部を回収することができる破産手続は存在しない。

外国投資に対する制限

国によっては、ポートフォリオなどの外国事業体による投資に対し禁止したり、または相当の制限を課したりする。実際に、一定の国々は外国人による投資に先立って政府の承認を要求したり、外国人による特定の会社に対する投資額を制限したり、外国人による会社への投資を自国民が購入できる会社の証券よりも不利な条件の特定クラスの証券のみに制限している。一定の国々は、投資機会を、自国の利益にとって重要とみなされる発行体または産業に制限することができる。外国の投資家が一定の国々の会社に投資できる方法およびかかる投資に対する制限がポートフォリオの運営に不利な影響を及ぼすことがある。例えば、ポートフォリオは、このような国々においては、まず現地ブローカーまたはその他の事業体を通じて投資を行うよう求められ、その後株式の購入をポートフォリオの名義で再登録させられることがある。再登録は、場合によっては、適時に行うことができず、遅滞期間が発生する場合があり、かかる遅滞期間中、ポートフォリオが自らの投資家としての権利（配当に関する権利または一定の会社行為について知識を得る権利を含む。）の一部を付与されないことがある。また、ポートフォリオが購入注文を行ったものの、その後、再登録の時点で、外国人投資家に認められた投資枠が埋まってしまった旨を通知され、ポートフォリオが当該時点で希望する投資を行う能力が奪われてしまう場合がある。国によっては、ポートフォリオが投資収益、投資元本または外国人投資家による証券の売却代金を本国に送る能力に関する相当の制限が存在することがある。ポートフォリオは、投資元本を本国に送付するために必要な政府による承認が遅滞またはその付与が拒否された場合、およびポートフォリオに対する投資制限が適用された場合に悪影響を受ける可能性がある。いくつかの国々では、自らの資本市場における間接的外国投資を促進するためにクローズドエンド型投資信託会社を設立する権限を認めている。特定のクローズドエンド型投資信託会社の株式は、その純資産価額に対するプレミアムを表章する市場価格のみで取得できることがある。ポートフォリオがクローズドエンド型投資信託会社の株式を取得した場合、受益者は、ポートフォリオに係る費用（運用報酬を含む。）および間接的に当該クローズドエンド型投資信託会社の費用を自らの保有株式に按分して負担することとなる。

固定利付の譲渡性のある証券

債務証券は、信用度に関する客観的および主観的判断基準に服する。格付を付与されている債務証券の「格下げ」またはファンダメンタルな分析には基づかない否定的評判および投資家の判断は、特に薄商いの市場において証券の価値および流動性を低下させる。

実勢利率の変動および信用度が、ポートフォリオに影響することになる。一般的に金利が下落すると固定利付証券の価格は上昇し、金利が上昇すると固定利付証券の価格は下落する、という具合に、ポートフォリオの資産価値は、市場の金利変動の影響を受ける。金利変動への反応は、短期証券の価格の方が長期証券に比べ、概して少ない。

景気後退は発行体の財務状態および当該企業体により発行された債務証券の市場価値に悪影響を及ぼすことがある。発行体の債務の支払能力もまた、特定の発行体の発展、特別な事業計画の見通しに見合う発行体の能力の不足または追加融資の利用不能により悪影響を受けることがある。発行体が破産した場合、ポートフォリオは損失を被りコストを負担することがある。

非投資適格債務は、高いレバレッジ効果を得ることがあり、大きな債務不履行リスクを有している。更に、非投資適格債務は、高格付の固定利付証券より変動が大きい傾向にあるため、不況という事態は、高格付の固定利付証券より非投資適格債務の価格に、より大きな影響を及ぼすことになる。

ディストレスト証券

債務不履行中または債務不履行となる高いリスクを有する会社が発行している証券（以下「ディストレスト証券」という。）への投資は大きなリスクを伴う。当該投資は、証券が投資顧問会社による公正価値の認識と相当程度異なるレベルで取引される場合、または証券の発行体が交換募集を行うかもしくは再建計画の対象になる合理的な見込みがあると投資顧問会社が考える場合にのみ行われる。ただし、かかる交換募集が行われることまたは当該再建計画が採用されることについて、保証されず、または、かかる交換募集もしくは再建計画に関して受領された証券またはその他の資産が投資の実行時に予測されたより低い価格または収益可能性をもたないことについて保証されない。加えて、ポートフォリオがディストレスト証券に投資する時点と当該交換募集または再建計画の完了時点との間に、相当の時間の経過が生じることがある。かかる期間中、ポートフォリオがディストレスト証券につき金利の支払を受ける確率は低く、当該ポートフォリオは、公正価値が実現されるか否かおよび交換募集または再建計画が完了するか否かについて極めて不安定な状態にさらされ、また当該ポートフォリオが、交換の可能性または再建計画に関する交渉過程においてその利益保護のために一定の費用負担を求められることもある。更に、ディストレスト証券への投資の決定および実行が税制を考慮した結果制限される場合、ディストレスト証券の実現利益に影響を与えることがある。

ポートフォリオは、財務上または収益上の様々な問題に直面し、異なるタイプのリスクを示している発行体の証券に投資することができる。ポートフォリオの、財務状態の弱い企業や機関の株式関連証券または固定収益の譲渡性のある証券への投資は、資本への相応な需要や、負の価値を含むことがあり、発行体を破産や再建手続に巻き込まれたり巻き込むことがある。

ポートフォリオは、不利な課税上の帰結を最小限にする目的で、ディストレスト証券への投資、保有および検討を行うための法主体を随時創設することがある。

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップの利用は、債券に直接投資するよりも高いリスクを伴うことがある。クレジット・デフォルト・スワップは、デフォルト・リスクの移転を可能にする。これは、投資家が、自らが保有する債券についての保険を効果的に購入すること（投資対象をヘッジすること）、または信用力が下落することに起因して、受領される支払より要求される連続したクーポンの支払が少ないとの投資見通しを有する場合に、実際には保有していない債券についてのプロテクションを購入することを可能にする。反対に、信用力が下落することによる支払がクーポンの支払を下回るとの投資見通しを有する場合、クレジット・デフォルト・スワップ締結によって、プロテクションは売却される。したがって、プロテクションの買主である一方の当事者がプロテクションの売主に対し一連の支払を行い、支払は、「信用事由」（信用度の低下であって、契約においてあらかじめ定義されるもの）がある場合には買主に対して行われる。信用事由が発生しなければ、必要なすべてのプレミアムを買主が支払い、スワップは追加支払なしに満期に終了する。買主のリスクは、したがって、支払われたプレミアムの価額に限られる。

クレジット・デフォルト・スワップの市場は、時には、債券市場よりも流動性が低いことがある。クレジット・デフォルト・スワップを締結しようとするファンドは、常に、解約請求に応じることができなければならない。クレジット・デフォルト・スワップは、ファンドの監査人により審査された証明可能かつ透明性のある評価方法により定期的に評価される。

デリバティブ

ポートフォリオは、市場リスクおよび為替リスクをヘッジし、および効率的なポートフォリオ運用の目的のためデリバティブを活用することができる。

デリバティブの活用により、ファンドはより高い割合でリスクにさらされることがある。特に、デリバティブ契約は価格変動幅が大きく、一般的に、契約金額に比べ当初証拠金が少額で、取引にレバレッジ効果がかかる。比較的小さな市場変動により、デリバティブは、標準の債券または株式に比して大きく影響を受ける可能性がある。

デリバティブは、変動しやすく、また以下の重大なリスクを伴う。

- ・信用リスク：デリバティブ取引の取引相手方（取引の相手方となる当事者）が、ポートフォリオに対するその金銭債務を履行することができないというリスク。
- ・為替リスク：通貨間における為替相場の変動が、投資対象の（米ドル建ての）価値に悪影響を及ぼすというリスク。
- ・レバレッジ・リスク：特定の種類の投資対象または取引戦略に関連するもので、比較的小さな市場変動により、投資対象の価値が大きく変動するというリスク。レバレッジを伴う特定の投資対象または取引戦略は、当初投資された金額を大きく超過する損失を生む可能性がある。
- ・流動性リスク：特定の証券について、売り手が希望する時期においてまたは売り手により当該証券が現在有するとみなされる価格により、売却することが難しいかまたは売却不可能である場合があるというリスク。

小規模時価総額の会社

小規模会社の証券は、定評のある大会社または全体的な市場平均と比較して、突然のまたは不規則な市場変動にさらされることがある。かかる会社は、製品ライン、市場または財源が限られているか、または限られた経営陣に依存している場合がある。かかる会社が完全に成長するには時間を要する。更に、多くの小規模会社の株式は、取引頻度が低く、その取引量も少なく、また大会社の株式と比較して、突然のまたは不規則な価格変動にさらされることがある。また、小規模会社の証券は、大会社の証券と比較して、市場の変動に敏感なことがある。これらの要因によって、ポートフォリオの受益証券の純資産価額が平均を上回る変動を示す結果となることがある。

その他のリスク

ポートフォリオはその管轄地外のリスク - 例えば、不明瞭かつ変動する法制度を有する投資対象国または法的賠償の規定もしくは有効な手段に欠ける投資対象国からの法的リスク、経済および外交制裁の実施または一部の州への行使ならびに軍事行動の開始されるリスク - にさらされる。当該事象の影響は不明瞭ではあるが、一般的な経済状況および市場の流動性に重大な影響を及ぼすことがある。

規制機関および自主規制機関ならびに取引所は、市場の緊急事態の場合には臨時的措置をとる権限が付与されている。いずれの今後のファンドへの規制措置の影響は重大であり不利益であることがある。

投資対象ファンド（BGF - GAF）への投資に伴うリスク

GAPに伴うリスクは、BGF - GAFに伴うリスクと同じである。投資者は、適用あるリスクを記載するBGFの目論見書全体を検討することが推奨される。

投資プログラムが成功を収めるという保証または表明は行われず、BGF - GAFの投資目的が達成される保証はない。また、過去の運用実績は将来の運用実績の指針ではなく、投資対象の価値は上がることもあれば下がることもある。通貨間の為替レートの変動がBGF - GAFの投資対象の価値を減少または増加させることがある。

クラスA受益証券（豪ドル建て）の米ドルに対するエクスポージャーは、主にBGF - GAF内のクラスX（ヘッジ付）投資証券（豪ドル建て）への投資により豪ドルにヘッジされ、米ドルエクスポージャーの豪ドルへのヘッジに関連する経費は、GAF内の該当するクラスに対し請求される。クラスA受益証券（豪ドル建て）の投資者は、フルヘッジに近づけることが意図されているものの、ある期間において、特にある時点において受益証券がBGF - GAFのクラスX（ヘッジ付）投資証券（豪ドル建て）へ完全に投資されていない場合、受益証券がアンダーヘッジまたはオーバーヘッジになる可能性があることに留意すべきである。GAPにおいては為替ヘッジは行われない。

BGF - GAF内の豪ドル建てクラスX投資証券は、米ドルの価値が豪ドルに対して上昇しているか下落しているかにかかわらず為替ヘッジされるため、ヘッジされた受益証券を保有することに

より、豪ドルに対して米ドルの価値が下落した場合に投資者が相当に保護される可能性がある一方、豪ドルに対して米ドルの価値が上昇した場合に投資者が受ける利益が大幅に制限される可能性もあることに留意すべきである。

(2) リスクに対する管理体制

投資顧問会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っている。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてポートフォリオの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ポートフォリオの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有している。また、投資顧問会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っている。

（注）上記の記載は、平成26年5月末日現在のものである。リスクの管理体制は、変更される場合がある。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

a．海外における申込手数料

以下の当初申込手数料が徴収される（「C D S C」とは、偶発後払販売手数料をいう。）。

クラス受益証券	当初申込手数料	C D S C
クラスA受益証券（米ドル建て）	投資額の上限3.00%	なし
クラスA受益証券（豪ドル建て）	投資額の上限3.00%	なし

b．日本における申込手数料

受益証券について申込金額の3.24%（税抜3.00%）を上限として、日本における販売会社が定める。具体的な申込手数料の金額または料率については、日本における販売会社に照会すること。

日本における販売会社の照会先：

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社（代行協会員）

東京都千代田区大手町一丁目９番５号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

ホームページ内：<http://www.pb.mufg.jp/>

「投信基準価額一覧および代行証券会社指定投信の申込取扱場所」を参照すること。

（２）【買戻し手数料】

a．海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

b．日本における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

クラス受益証券	年間管理報酬	年間販売報酬	年間代行協会員報酬	その他の報酬
クラスA受益証券（米ドル建て）	0.75% クラスA受益証券に帰属するGAPの純資産価額から毎日生じる。	0.70% クラスA受益証券に帰属するGAPの純資産価額から毎日生じる。	0.05% クラスA受益証券に帰属するGAPの純資産価額から毎日生じる。	なし
クラスA受益証券（豪ドル建て）	0.75% クラスA受益証券に帰属するGAPの純資産価額から毎日生じる。	0.70% クラスA受益証券に帰属するGAPの純資産価額から毎日生じる。	0.05% クラスA受益証券に帰属するGAPの純資産価額から毎日生じる。	なし

管理会社は、ファンドから、前記の表に記載の年率の管理報酬を毎月受領する権利を有する。管理会社は、投資運用契約に基づき提供された業務の対価として毎月の管理報酬の一部または全部を投資運用会社に支払うようファンドに指示することができる。管理会社は、ファンドから受領する報酬の中から投資顧問報酬を支払う。

ファンドは、選任された販売会社に対し、上記の表に記載の年率の販売報酬を支払う。販売報酬は、ポートフォリオの当該クラスに帰属する平均純資産価額に基づき、毎日発生する。販売報酬は、関連する販売会社との契約に基づき、四半期毎に支払われる。支払われた金額は、当該販売会社を通じて販売された発行済受益証券の日々の価格の平均に基づき、販売会社間で分配される。特定のクラス受益証券につき販売報酬が支払われない場合、総販売会社は、自らの管理会社から受領した報酬から販売会社に対して報酬を支払うことができる。販売会社は、自らに支払われた報酬の一部または全部を副販売会社またはディーラーに再分配することができる。

ポートフォリオは、ブラックロックにより販売され運用されているＵＣＩへのいかなる投資に関しても、購入または買い戻された受益証券について販売報酬も買戻し手数料も支払わない。管理報酬（実績報酬がある場合には、同報酬を含む。）またはポートフォリオによる他のＵＣＩへの投資に関連するその他の報酬を、ポートフォリオに払い戻すことは意図されていない。

a．管理報酬

平成26年１月31日に終了した会計年度中に支払われた管理報酬は、1,568,465米ドルであった。

b．販売報酬

平成26年１月31日に終了した会計年度中に支払われた販売報酬は、1,463,901米ドルであった。

c．代行協会員報酬

平成26年１月31日に終了した会計年度中に支払われた代行協会員報酬は、104,564米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

管理報酬に加えて、ファンドの運営に関するすべての費用はファンドにより支払われる。これらの費用は、とりわけ、適用ある場合（前記の表に記載される。）には年率での販売報酬、税金、法務および監査費用、委任状印刷費用、受益者報告書、英文目論見書その他の販促費用、保管受託銀行およびその取引代行機関、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および支払代理人の報酬および費用、管理業務会社の手数料、上場費用、受益証券買戻しにかかる費用、様々な法域での登録費用、管理会社の関係を有していない取締役の報酬および費用、管理会社の取締役会およびファンドの受益者集会への出席に関する管理会社の取締役および役員の費用、会計および価格決定費用（毎日の純資産価格の計算を含む。）、保険、金利、ブローカー費用、管理会社が承認したマーケティングおよび広告費用、訴訟およびその他の臨時的または一時的な費用、およびファンドにより適当に支払われるべきその他のすべての費用を含む。販売報酬がファンドによって支払われない場合（前記の表を参照すること。）、管理会社は、選任された販売会社に対してその管理報酬の中から販売報酬を支払う。特定のポートフォリオに帰属しない経費および費用は、ポートフォリオに等分に配分されるが、通常、比率で示したポートフォリオの純資産価額をベースに比例的に按分される。

ファンドの一般的な管理費用は、各ポートフォリオの受益証券の各クラスに、当該ポートフォリオの全クラスの発行済み受益証券の総口数ベースで配分される。

ポートフォリオは、以下の費用を負担する。

- a．当該四半期末にポートフォリオの純資産価額に基づき、四半期毎に支払われる、適用あるルクセンブルグの年次税の支払を含むが、これに限定されることなく、ポートフォリオの資産および収益について課せられるすべての税金（すべての収益税および営業免許税を含むが、これらに限定されない。）
- b．ポートフォリオが所有する有価証券またはその他の資産に関する取引について発生する通常の銀行報酬、仲介手数料およびポートフォリオの資産の保管を委託されたその他の銀行または金融機関もしくは決済機関の取引関連手数料
- c．各評価日に計算されるファンドの毎日の資産の平均額に基づき、当該時の英文目論見書中の各ポートフォリオに関する記載の通り、毎月支払われる前記「（３）管理報酬等」に開示されている料率の管理会社の報酬
- d．１口当たりの純資産価格の決定のため提供される会計業務およびその他主要管理事務ならびに名義書換のそれぞれの業務に対する報酬を含む、書面により随時合意される慣行に基づく管理事務代行会社および名義書換事務代行会社の報酬
- e．管理会社およびその他の業務提供者の合理的範囲内の一切の立替費用およびファンドの取締役会および受益者集会（もしあれば）出席のための管理会社の取締役および法律顧問の合理的費用および旅費
- f．ファンドの資産価額に対する年率によって表わされ、取引代行機関と決済機関の実費と報酬に関する取引とは別個の保管受託銀行の慣例の割合に基づく報酬および実費
- g．前記「（３）管理報酬等」に開示されている受益証券販売会社の報酬

- h．管理会社、保管受託銀行、取引代行機関、管理事務代行会社およびその他の業務提供者が、受益者の利益のために業務執行中に負担する法的費用（法律顧問の報酬および立替金ならびにその他の訴訟費用を含むが、それらに限定されない。）
- i．受益者集会の招集および開催費用（もしあれば）
- j．法律違反または約款その他に基づく各々の義務の不履行に関する管理会社、保管受託銀行、取引代行機関、投資顧問会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および／または管理業務会社の責務、またはこれらに対して提起される損害賠償またはその他の救済措置によって発生する、またはポートフォリオに関する費用、経費または損失を保証する責任保険または身許保証金の費用
- k．ファンドの受益証券が公募および販売のために登録される管轄地域のすべての適用法令によって容認される場合その範囲内で管理会社が適切とみなす合理的販売促進費用および広告費用
- l．約款ならびに届出書、英文目論見書および説明書ならびにこれらの変更を含むが、それらに限定されないポートフォリオに関するその他一切の書類を受益証券の募集または販売に鑑み、適切な言語で作成し、および／またはこれらを受益証券が募集または販売される国の関係当局（各地の証券業協会を含むが、これに限定されない。）に届出、公告する費用
- m．券面印刷費用ならびに受益証券の実質的保有者を含むが、これらに限定されない受益者の利益のために要求され、また必要な言語で、約款に基づきまたは上記の関係当局の適用ある法令に基づき要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を作成し、配布する費用
- n．管理業務会社の報酬
- o．受益者に対する通知の作成、配布および公表費用ならびに受益証券の価格の公表費用
- p．上記に関する独立監査役の報酬、および印紙税または適用ある場合の各国における券面にかかる手数料を含むが、これらに限定されない類似の一切の管理運営手数料または税金
- q．ポートフォリオの当該時の現行英文目論見書に開示されたその他すべての報酬、経費および費用

費用は、管理会社により承認された評価規定または指示に定められている客観的基準に基づき、費用が発生した当該ポートフォリオ、クラスまたはカテゴリーの受益証券に按分により配分される。販売報酬または特定のポートフォリオもしくはカテゴリーの受益証券について執行されたヘッジ手法に関連する費用等特定の報酬は、当該ポートフォリオまたはカテゴリーが負担する。

すべての経常費用は、まず収益から、次に、キャピタル・ゲイン（もしあれば）、および資産から支払われる。ポートフォリオの設立費用およびその他の類似する費用は、ルクセンブルグの法律によって認められるところにより、また国際的な会計原則に従って、5年を超えない期間にわたり償却される。

保管報酬、管理事務代行会社報酬、名義書換事務代行会社報酬、管理業務会社手数料については、随時変更されるため定められた料率を開示することができず、計算方法または上限額等も表示することができない。また、その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができない。

手数料および費用等の合計額についても、ポートフォリオの保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

設立費用

ファンドの設立費用は、ルクセンブルグ法が認めるとおり、また、一般に認められた会計原則に基づき、ポートフォリオに相応する純資産に基づきポートフォリオの資産に計上され、定額法で5年間にわたり償却される。同様に、ファンドの設立後に設定されたポートフォリオの組成費用は、ポートフォリオの資産に計上され、5年間にわたり償却される。

ポートフォリオの償還または他のポートフォリオとの合併の場合、ファンドの設立に関して当該ポートフォリオに配分された未償却設立費用は、通常、残るすべてのポートフォリオに相応する純資産に基づき各残存ポートフォリオに配分される。あるポートフォリオの設定に関して当該

ポートフォリオに配分された未償却設立費用は、合併または償還前に当該ポートフォリオの資産から支払われる。当該費用が管理会社の取締役会により重要とみなされる場合、取締役会は、すべての状況に鑑み受益者に対して公正かつ妥当とみなされる方法で当該費用を配分することができる。

平成22年8月に運用を開始したGAPの組成費用はおよそ180,000米ドルにのぼり、5年間にわたり償却される。平成26年1月31日に終了した会計年度中に償却された組成費用は、36,026米ドルであった。

投資対象ファンド（BGF - GAF）

管理会社は、BGF - GAFへのあらゆる投資について当初手数料、年間管理報酬または買戻し手数料がGAPに請求されないという原則に基づいて行われるということに同意している。GAPが負担する報酬は、2ファンド分の管理事務代行報酬、保管報酬および/またはその他の報酬を含む。GAPへの投資にかかる見積費用総額は、1.885%（年間運用報酬、販売報酬およびその他の費用を含む既存のBGFの総費用レシオを包含する。ただし、保管取引報酬は、監査済みのBGFの総費用レシオに含まれていないため、前記の数値にも含まれていない。）を超えないものと予想されている。これに対し、BGF - GAFのクラスA受益証券に直接投資した場合の総費用レシオは、平成22年8月31日現在1.771%（年間運用報酬1.5%とその他の費用0.281%を包含する。ただし、保管取引報酬は含まれていない。）であった。

BGFの保管報酬：BGFの保管受託銀行は、現在、取引報酬に加え、証券の価額を基準とした年間報酬（毎日発生する。）を受領している。年間報酬は、年率0.005%から0.441%の範囲、取引報酬は、1取引当たり8.8米ドルから196米ドルの範囲となる。両報酬の料率は、投資対象国および場合により資産クラスにより異なる。新興市場への投資がかかる範囲の上限となる場合があるのに対し、債券および先進国株式市場への投資はかかる範囲の下限となる場合がある。

BGFの管理事務代行報酬：GAFは、年率0.20%を上限とする管理事務代行報酬を支払う。管理事務代行報酬の水準は、BGFの管理会社との合意のとおり、BGFの取締役会の裁量によって変わる可能性がある。管理事務代行報酬は、毎日発生し、該当するクラスの純資産価額に基づき、毎月支払われる。管理事務代行報酬は、保管受託銀行の報酬およびそれに対する税金を除き、投資者サービスを提供する費用を含む、BGFが負担するすべての運営経費および費用を含むが、これらに限られない。

平成26年1月31日に終了した会計年度中に支払われた保管報酬は、3,657米ドルであった。また、平成26年1月31日に終了した会計年度中に支払われたその他の手数料等は、242,313米ドルであった。

（５）【課税上の取扱い】

以下の要約は、現行の法律および慣行に基づくものであり、変更されることがある。

投資者は、市民権、居住地または住所地に関する自国の法律に基づく株式の申込み、購入、保有、償還、転換または売却による税効果の可能性について自ら情報収集すべきであり、自己の専門アドバイザーに適宜相談するべきである。投資者は、税制のレベルおよび課税標準および税金の免除について変更されることがある点に留意すべきである。

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ポートフォリオが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（イ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ポートフォリオの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるポートフォリオの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。

- (ハ) 日本の法人受益者が支払を受けるポートフォリオの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (二) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱いられ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ポートフォリオの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるポートフォリオの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (二) 日本の法人受益者が支払を受けるポートフォリオの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (ヘ) 日本の個人受益者の場合、ポートフォリオの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。
- (ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ポートフォリオが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ポートフォリオの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるポートフォリオの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。
- 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるポートフォリオの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたポートフォリオの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (ヘ) 日本の個人受益者の場合、ポートフォリオの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。
- (ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

本書の日付現在では、ポートフォリオは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」を利用する場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」を利用する場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる。利用できるのは、満20歳以上の者で、日本における販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する者

が対象となる。なお、N I S Aでの取扱商品は日本における販売会社によって異なる。詳細は日本における販売会社に照会すること。

ルクセンブルグの課税

ファンドは、ルクセンブルグ現行法および現行の慣行に基づき、ルクセンブルグの通常の所得税またはキャピタル・ゲイン税を支払う義務を負っており、またファンドが支払った分配金にルクセンブルグ源泉徴収税が課されることもない。ただし、ファンドは、ルクセンブルグ投信法に従い、年率0.05%の登録税を各暦四半期末日にファンドの純資産価額に課されるが、スーパー・マネー・マーケット・ファンドおよび機関投資家のためのポートフォリオまたは受益証券クラスに関しては、年率0.01%の軽減税が課される。

他のルクセンブルグの投資信託において保有されている受益証券により表章される資産価額は、かかる受益証券に対して既に2010年法第174条に定める登録税が課されている場合、登録税が免除される。

欧州連合貯蓄課税指令

2005年7月1日発効の欧州連合貯蓄課税指令（以下「E U S D」という。）の規定に従い、E U 諸国は、特定の利払いに関して、情報交換または源泉徴収税のどちらか一方をE U居住者である個人または属領もしくは連合地域の居住者に適用することを要求された。E U居住者である受益者が免税証明書を提出することを認める追加のオプションも利用可能である。自動的な情報交換がE U S Dの最終目標であるが、ルクセンブルグおよびオーストリアならびにE U加盟国の特定の属領または連合地域（ジャージー島、ガーンジー島およびマン島など）は、移行期間中に源泉徴収税を適用することを選択した。かかる取決めにに基づき、これらの法域の支払代理人が一定の投資信託からの分配および当該投資信託の投資証券／受益証券の買戻しを行い、かつその手取金の受取人が他の加盟国に居住する個人である場合に源泉徴収税が適用される。ただし、個人はE U S Dの情報交換制度に加えられるよう特に要求することができる。これにより、源泉徴収税は適用されなくなるが、その代わりにかかる者が居住する国の財政当局に対して分配または買戻しに関する情報が提供されることになる。E U S Dは、一般に、E U籍のU C I T S投資信託およびその他のE U加盟国の属領または連合地域の特定の投資信託に適用されるが、U C I T SではないE U籍投資信託は、E U S Dのみを目的として、U C I T S投資信託として取り扱われることを選択することができる。E U S Dを実施するルクセンブルグ法に基づき、すべてのU C I T S以外の契約型投資信託は、E U S Dのみを目的としてU C I T S投資信託として取り扱われることを選択したものとみなされる。概して、影響を受ける投資信託は債務に投資する投資信託である。

米国の課税

ファンドに対する課税

管理会社は、米国の取引または事業に関わらないよう、また米国連邦所得税の確定申告書の提出を要求されないようファンドを運営する予定である。ファンドが米国の取引または事業に関わったことが最終的に判明した場合、ファンドは、組入証券の販売からの利息および利益を含む所得に対して米国連邦所得税を課される。更に、ファンドは、有効に関連する利益および収益が米国に再投資されていない限りにおいて、米国の支店利益税が課される。ポートフォリオは、随時、米国における納税報告が必要となるような投資対象を取得または受領することがある。投資顧問会社は、通常、かかる状況を可能な限り制限することを目指す。

当初発行日から183日以内に満期となる「ポートフォリオ債務証券」または割引債務証券である投資対象に対してファンドが得た米国源泉の利息は、米国源泉徴収税を課されない。これらのカテゴリーに該当しない債務証券に対する米国源泉の利払いは30%の源泉徴収税が課される。また、米国法人により発行される株式に対してファンドが受け取る配当には一般に30%の米国源泉徴収税が課される。ファンドにその他の米国源泉の固定的、確定的、年間または期間毎の収益がある場合、かかる収益には30%の米国源泉徴収税が課される。ファンドによる組入投資対象の販売からの利益は、かかる投資対象が米国不動産および米国不動産に投資する特定の会社が発行する証券の両方を

含む米国不動産持分を構成しない限り、米国の税金を課されない。ファンドは米国不動産持分への投資を行う予定はない。

受益者に対する課税

ファンドおよび投資者のいずれも米国の取引または事業に従事しておらず、かつ別途純利益ベースでの米国連邦所得税を課されないことを前提とすると、ポートフォリオの受益証券の配当および米国人でない投資者による受益証券の処分に対する利益または損失のいずれも通常は米国の課税または源泉徴収の対象とはならない。

ファンドの受益証券は、米国連邦所得税の目的における消極外国投資会社（以下「P F I C」という。）の持分を構成する。したがって、米国人により直接的または間接的に支配される投資予定者は税務顧問に相談すべきである。

外国口座コンプライアンス法（「F A T C A」）

追加雇用対策法（以下「H I R E法」という。）は、平成22年3月に米国で立法化された。同法には、一般にF A T C Aとして知られる規定が含まれている。これらの規定の趣旨は、米国の租税回避を防止する手段として、米国外に資産を有する米国投資家についての詳細を金融機関がI R Sに報告することである。H I R E法により、また非米国金融機関が本制度から逸脱するのを阻止する上で、当該制度に参加せず、またこれを遵守しない金融機関により保有されるすべての米国証券は、総販売代金および収益に対し30%の米国源泉徴収税を課される。本制度は、平成25年7月1日から平成27年1月1日の間に段階的に実施される。当該制度を遵守するため、ファンドが、受益者全員に対し、自己の税務上の居住地にかかる義務付けられた証拠書類を提供することを求めることができるよう、H I R E法の基本要項では、現在、「金融機関」にファンドを含むように思われる。ただし、金融機関が米国の租税回避のために利用される危険性が低いとみなされる場合、H I R E法により、米国財務長官には要件を緩和または放棄する広範な権限が付与されている。これらの権限が実際に行使される範囲を定める細則が発表され、したがって、ファンドは、F A T C Aにより課せられる要件の程度を査定することができる。

その他の法域における課税

組入証券に関してファンドが受け取る配当およびキャピタル・ゲインにつき、源泉国の還付不能の源泉徴収税を課されることがあり、また、組入証券に対して受け取る利息についてもかかる源泉徴収税を課されることがある。ファンドは、可能な限りにおいて、ファンドが投資する国に居住する会社に課される税金に対する責任を回避するように運営を管理する意向である。更に、受益者が市民権、居住地または住所を有する法域は、一般にファンドの受益証券の取得、所有または処分に対して税金（米国連邦所得税に基づきP F I Cの受益証券の保有者に課されるものに類似する税金を含むことがある。）が課される。投資予定者はかかる税金に関して自らの税務顧問に相談すべきである。

5【運用状況】

クラスA受益証券（米ドル建て）およびクラスA受益証券（豪ドル建て）は、平成22年8月20日から運用を開始している。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（平成26年5月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率(注) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	247,554,896.59	100.56
小計		247,554,896.59	100.56
現金その他の資産（負債控除後）		- 1,368,095.22	- 0.56
合計 (純資産総額)		246,186,801.37 (約25,027百万円)	100.00

（注）投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同様とする。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成26年5月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	口数	米ドル				投資 比率 (%)
					取得金額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1 .	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share	ルクセンブルグ	投資証券	3,768,532.32	50.05	188,599,397.70	56.17	211,678,460.41	85.98
2 .	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share AUD hedged	ルクセンブルグ	投資証券	2,489,230.20	12.66	31,513,142.92	14.41	35,876,436.18	14.57

参考情報

B G F - G A F の組入上位10銘柄

（平成26年5月末日現在）

順位	銘柄	投資比率 (%)	順位	銘柄	投資比率 (%)
1	BRAZIL (FEDERATIVE REPUBLIC OF) 10 01/01/2021	1.4	6	APPLE INC	0.9
2	UK CONV GILT 1.25 07/22/2018	1.1	7	MEXICO (UNITED MEXICAN STATES) 10 12/05/2024	0.8
3	TREASURY NOTE (OTR) 2 05/31/2021	1.0	8	TREASURY NOTE (OLD) 2.25 04/30/2021	0.8
4	GERMANY (FEDERAL REPUBLIC OF) 4.25 07/04/2017	0.9	9	VISA INC.	0.8
5	PROCTER & GAMBLE	0.9	10	WELLS FARGO & CO.	0.7

（注）投資比率とは、B G F - G A F の純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

【投資不動産物件】

該当事項なし（平成26年5月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（平成26年5月末日現在）。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

クラスA受益証券（米ドル建て）およびクラスA受益証券（豪ドル建て）の平成26年5月末日前1年間における各月末および下記の各会計年度末の純資産の推移は、以下のとおりである。

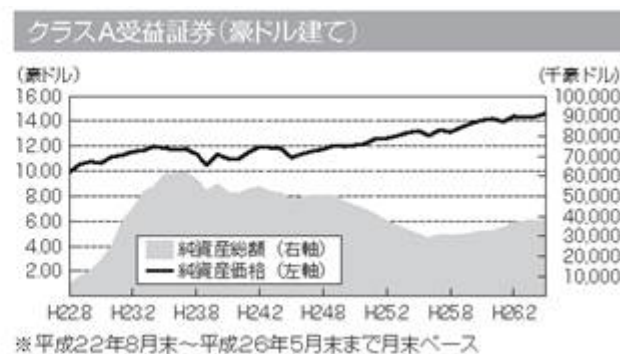
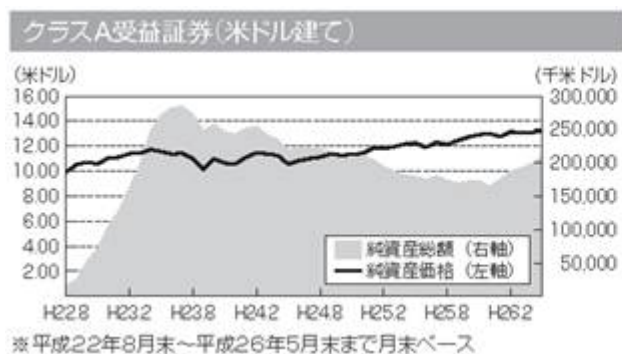
クラスA受益証券（米ドル建て）

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 （平成23年1月31日）	128,592,128.05	13,072,675,738	11.12	1,130
第2会計年度末 （平成24年1月31日）	251,756,827.12	25,593,599,045	11.10	1,128
第3会計年度末 （平成25年1月31日）	205,188,992.17	20,859,512,944	11.82	1,202
第4会計年度末 （平成26年1月31日）	175,576,004.04	17,849,056,571	12.76	1,297
平成25年6月末日	175,366,965.23	17,827,805,685	11.90	1,210
7月末日	180,552,661.59	18,354,983,577	12.30	1,250
8月末日	174,009,359.02	17,689,791,438	12.13	1,233
9月末日	169,896,056.83	17,271,633,137	12.44	1,265
10月末日	172,601,008.68	17,546,618,542	12.73	1,294
11月末日	173,832,722.53	17,671,834,572	12.92	1,313
12月末日	164,374,231.08	16,710,284,332	13.01	1,323
平成26年1月末日	175,576,004.04	17,849,056,571	12.76	1,297
2月末日	187,296,452.91	19,040,557,403	13.14	1,336
3月末日	192,167,663.84	19,535,764,706	13.09	1,331
4月末日	198,939,876.31	20,224,227,826	13.07	1,329
5月末日	210,518,503.44	21,401,311,060	13.27	1,349

クラスA受益証券（豪ドル建て）

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 （平成23年1月31日）	37,363,858.17	3,539,478,284	11.26	1,067
第2会計年度末 （平成24年1月31日）	53,771,317.24	5,093,756,882	11.53	1,092
第3会計年度末 （平成25年1月31日）	40,614,375.78	3,847,399,818	12.63	1,196
第4会計年度末 （平成26年1月31日）	34,240,112.57	3,243,565,864	13.95	1,321
平成25年6月末日	29,121,477.84	2,758,677,596	12.84	1,216
7月末日	31,021,649.66	2,938,680,872	13.30	1,260
8月末日	30,397,430.75	2,879,548,615	13.13	1,244
9月末日	30,852,663.68	2,922,672,830	13.49	1,278
10月末日	31,618,192.31	2,995,191,358	13.84	1,311
11月末日	32,648,142.71	3,092,758,559	14.07	1,333
12月末日	32,809,503.40	3,108,044,257	14.20	1,345
平成26年1月末日	34,240,112.57	3,243,565,864	13.95	1,321
2月末日	36,783,267.29	3,484,478,910	14.38	1,362
3月末日	37,652,503.73	3,566,821,678	14.34	1,358
4月末日	38,095,527.75	3,608,789,344	14.35	1,359
5月末日	38,383,975.13	3,636,113,964	14.61	1,384

< 参考情報 >



【分配の推移】
該当事項なし。

【収益率の推移】

クラスA受益証券（米ドル建て）およびクラスA受益証券（豪ドル建て）の収益率の推移は、以下のとおりである。

会計年度	収益率（％）（注）	
	クラスA受益証券（米ドル建て）	クラスA受益証券（豪ドル建て）
第1会計年度	11.20	12.60
第2会計年度	-0.18	2.40
第3会計年度	6.49	9.54
第4会計年度	7.95	10.45

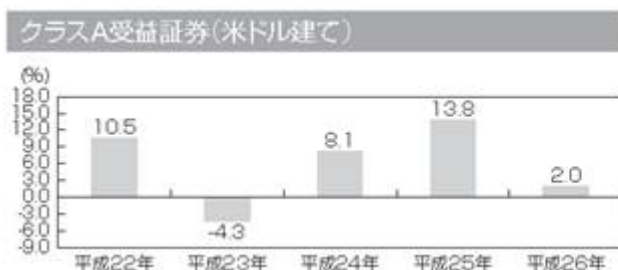
（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

ただし、第1会計年度については、当初募集価格（クラスA受益証券（米ドル建て）については10.00米ドル、クラスA受益証券（豪ドル建て）については10.00豪ドル）とする。

< 参考情報 >



（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記各暦年末の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該各暦年の直前の各暦年末の1口当たり純資産価格（分配落の額）。ただし、平成22年については、当初募集価格（クラスA受益証券（米ドル建て）については10.00米ドル、クラスA受益証券（豪ドル建て）については10.00豪ドル）とする。

（注2）平成22年は8月20日から年末までの、平成26年は年初から5月末日までの収益率となる。

ポートフォリオにはベンチマークはない。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記の各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記の各会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりである。

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	クラス A 受益証券 (米ドル建て)	13,997,009 (13,997,009)	2,428,897 (2,428,897)	11,568,112 (11,568,112)
	クラス A 受益証券 (豪ドル建て)	4,511,639 (4,511,639)	1,192,037 (1,192,037)	3,319,602 (3,319,602)
第 2 会計年度	クラス A 受益証券 (米ドル建て)	19,271,504 (19,271,504)	8,151,541 (8,151,541)	22,688,075 (22,688,075)
	クラス A 受益証券 (豪ドル建て)	3,986,080 (3,986,080)	2,643,534 (2,643,534)	4,662,148 (4,662,148)
第 3 会計年度	クラス A 受益証券 (米ドル建て)	1,953,442 (1,953,442)	7,279,203 (7,279,203)	17,362,314 (17,362,314)
	クラス A 受益証券 (豪ドル建て)	296,337 (296,337)	1,743,547 (1,743,547)	3,214,938 (3,214,938)
第 4 会計年度	クラス A 受益証券 (米ドル建て)	9,286,723 (9,284,929)	12,893,517 (12,893,517)	13,755,520 (13,753,726)
	クラス A 受益証券 (豪ドル建て)	1,398,495 (1,398,495)	2,159,067 (2,159,067)	2,454,366 (2,454,366)

(注 1) 第 1 会計年度の販売口数には、当初募集期間中の販売口数を含む。

(注 2) () の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

第 2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

海外における申込（販売）手続等

クラス受益証券	クラス A 受益証券 （米ドル建て）	クラス A 受益証券 （豪ドル建て）
表示通貨	米ドル	豪ドル
投資者適格	日本の目論見書にしたがって日本 で募集することがある。	日本の目論見書にしたがって日本 で募集することがある。
当初購入最低単位	100米ドルまたは管理会社が決定 するその他の最低単位	100豪ドルまたは管理会社が決定 するその他の最低単位
追加購入最低単位	0.01米ドルまたは管理会社が決定 するその他の最低単位	0.01豪ドルまたは管理会社が決定 するその他の最低単位
1 口当たり当初募集価格	10米ドル	10豪ドル
取引締切時点	各営業日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）	
評価時点	各営業日のルクセンブルグ時間午後 4 時	
評価日	各営業日	
価格公表日	評価時点から起算して 2 営業日後	
受益証券発行決済日	申込注文を受諾した評価日から 3 営業日以内。日本の実質的受益者に代わり受益証券を購入する日本における販売会社は、その実質的受益者により長期の決済期間を合意することができる。	
受益証券買戻決済日	買戻注文が受諾された評価日から 4 営業日以内。日本の実質的受益者に代わり受益証券を購入する日本における販売会社は、その実質的受益者により長期の決済期間を合意することができる。	

ポートフォリオの受益証券は、適用ある評価日に販売される。受益証券は、以下に記載される手数料をもって販売される。

クラス受益証券	クラス A 受益証券 （米ドル建て）	クラス A 受益証券 （豪ドル建て）
当初申込手数料	投資額の上限3.00%	投資額の上限3.00%
C D S C	なし	なし

受益証券の各クラスの募集価格は、管理会社および総販売会社の登記上の事務所において閲覧可能である。募集価格は、申込注文が有効となる評価日に後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価格の計算」に従って決定された受益証券 1 口当たり純資産価格である。

投資者は、ポートフォリオの受益証券の申込注文書および／または購入者が米国人でないことを示す総販売会社または管理会社が満足するその他の書類に記入することを要求される。後記「所有に関する制限」を参照すること。受益証券についての注文は、投資者からの適式に記入された申込書が名義書換事務代行会社またはインベスター・サービス・センターに、ポートフォリオの評価日の取引締切時点以前に受領される場合に、有効となる。適式に記入された申込書が取引締切時点以前に名義書換事務代行会社に受領されなかった場合、翌評価日に有効となる。注文が扱われるオフィスによって随時設定された締切以前に販売会社に受領された場合、当該注文は、一般に、販売会社から名義書換事務代行会社に、受領した日に取り次がれる。管理会社がポートフォリオにつき純資産価格の決定を

停止または延期した場合、申込みは、ポートフォリオについての注文の受領後最初の評価日に決定された純資産価格に基づく。

資金は、受益証券が発行されるべき日の決済日の取引締切時点までに、前記の表に記載される通貨で、管理会社または管理会社の代わりに保管受託銀行により受領されなければならない。複数の販売会社は、総販売会社および管理会社によって承認された追加的手続を設定することもできる。ファンドへの支払日（また、ファンドによる買戻金の支払日）は、法令または慣習により支払日が設定されている地域の投資者について、当該法域で使用される募集書類において関連する販売会社から当該投資者に通知され、管理会社により変更されることがある。

管理会社は、その裁量により、ファンドの既存の投資者の利益を保護するため必要とみなす場合、追加申込みを拒絶することができる。いずれの注文も総販売会社またはポートフォリオにより拒絶されることがある。ファンドは、証券市場その他の状況により公衆へのポートフォリオの受益証券の販売を中止する権利を有する。

受益証券確認書は、受益証券の発行後2営業日以内に登録受益者へ送付される。ファンドが受益証券の券面の発行を決定した場合には、かかる券面には購入者の名前が登録され、購入者の注文に対して、名義書換事務代行会社（もしくはその指示のとおり）または受益者（もしくはその指示のとおり）に対する購入者の要求およびその費用負担により、ファンドのかかる要求の適法な受領後1か月以内に引き渡される。

ファンドが、ポートフォリオについて前記の表に記載されている申込注文の決済日までに、投資予定者またはその代理人の何らかの作為、不作為および/または過失により、有効な資金を受領できなかった場合、投資者は、それに対して適用ある申込注文を信頼したファンドまたはその代理人によりなされる行為から生じまたは関連するファンドによるいかなる利息、手数料、損失または負債に対しても単独でファンドに対して責任を負う。

評価日の申込みに従って配分された受益証券は、前記の表に記載される決済日から（同日を含む。）分配を受領することができる。

販売会社は、価格変動による利益を得るため注文を留保することができない。販売会社は、投資者から受領した資金を、管理会社または管理会社に代わる保管受託銀行に、総販売会社および管理会社によって承認された手続に従って、送金することを授權されている。

管理会社は、将来いかなるサブ・ファンドのクラス受益証券にも投資できるように、投資者のクラスを変更する権利を有する。管理会社は、特定の法域の投資者による購入が現地の法律、慣習またはビジネス・プラクティスを遵守するよう、一ポートフォリオのークラス受益証券のみを販売する権利を有している。更に、管理会社または総販売会社は、投資者のクラスまたは一ポートフォリオの特定のクラス受益証券の購入を許可しもしくは要求する取引に適用ある基準を採用することがある。

投資者は、購入対象とするポートフォリオのクラス受益証券に関する情報について、その財務コンサルタントに相談するか、または、ルクセンブルグ、セニガーバーグ L - 2633、トレヴェス通り6C番所在のファンドの名義書換事務代行会社であるJ.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーまたは現地のブラックロックのインベスター・サービス・チームに書簡を送付するべきである。

ポートフォリオにつき、各種クラス証券が販売される。以下は、ポートフォリオのクラス証券である。

クラスA受益証券は、GAPについて販売される。当初販売手数料は、受益証券が販売される国における法律と慣習により認められる最高額の当初販売手数料に服する。管理会社は、特定の販売会社に、ポートフォリオの受益証券を、当該クラスの純資産価格の8.5%を超えない額で、当該金額が現地の法律および慣習の下で受諾される場合、より高額の当初手数料で販売することを授権する権利を有する。販売報酬は、毎日発生し、年率0.70%で選任された販売会社に四半期毎に支払われる。販売会社は、販売報酬の全部または一部を、その他の副販売会社またはディーラーに再分配することができる。管理会社は、その管理報酬の中から、販売会社に対して追加の販売報酬を支払うことができる。販売会社は、契約関係にある副販売会社またはディーラーに割引価格により販売させることができ、割引後の残額を取得することができる。更に、クラスA受益証券は、メリルリンチ・アンド・カンパニーおよび（メリルリンチ・アンド・カンパニーが直接または間接に完全所有し管理する）その子会社ならびにそのパートナー、取締役および従業員、ならびにブラックロックが投資顧問をつとめるミューチュアル・ファンドの取締役会の特定の役員に対しては、純資産価格で販売される。

過当取引に関する方針

ポートフォリオは、すべての受益者の利益に悪影響を及ぼす可能性がある過当取引慣行に関連した投資を意図的に認めることはない。過当取引とは、個人投資者または個人投資者のグループが、短期売買を繰り返していると思われる証券取引、または、過度に頻繁な取引もしくは大口取引のことである。

ポートフォリオが、アセット・アロケーションを目的とした特定の投資者により、または、ストラクチャード・プロダクト・プロバイダーにより利用される可能性があることを、投資者は認識しておくべきである。（受益証券の）買付けおよび解約により、ポートフォリオ資産の定期的な配分調整（リバランス）が必要となることがあるためである。かかる調整は、管理会社が過当取引または短期売買の疑いがあると判断した場合を除いて、通常、過当取引とはみなされない。

管理会社がその裁量で買付けを拒否することができる一般的な権限に加え、解約の停止および延期を含んだ過当取引に対する受益者の利益の保護を確保するため、本書の他の項にも管理会社の権限が存在する。

なお、管理会社は、過当取引が疑われた場合、以下の対応策を講じることができる。

- 個人投資者または個人投資者のグループが、過当取引に関わったとみなすことができるかどうかを確認する目的で、共同所有または管理下にある受益証券を統合する。したがって、管理会社は、過当取引を行ったものと判断した投資者に対し、受益証券買付けの一切の申込みを拒否する権利を留保する。
- 評価時点におけるポートフォリオの組入証券の公正な価格をより正確に反映するため、受益証券1口当たりの純資産価格を調整する。かかる調整は、組入証券の市場価格の変動が、公正価格の評価により、全受益者の利益に適うものと管理会社が判断した場合に限って行われる。
- 管理会社が、その公正な判断で、過当取引を行った疑いがあるとみなした受益者に対しては、買戻金額の2%に相当する手数料を徴収する。当該手数料は、ポートフォリオの利益のために徴収されるものであり、手数料が徴収される可能性がある場合には、当該影響が及ぶ受益者に対して、事前通知が行われる。

所有に関する制限

管理会社は、約款により、「米国人」を含むがこれに限らないいずれかの者、企業または法人によって受益証券が所有されることを制限または妨げることを許可されている。約款において、「米国人」とは、米国居住者または1933年米国証券法（随時改正済）に基づくレギュレーションSに明記されるその他の者と定義され、約款において随時追加補足されることがある。ファンドの受益証券が単独もしくは他者と共同で米国人により実質的に所有されていることがいずれかの時点で管理会社の知るところとなった場合、または現在米国の居住者ではない受益者が米国の居住者となった場合（およびその結果として米国人の定義に該当する場合）、管理会社は、当該受益証券をその純資産価格で強制的に買い戻す。管理会社がかかる強制的買い戻しを通知した場合、当該受益者は当該受益証券の所有者ではなくなる。

ノミニーとして行為する販売会社以外の者が（法律的にまたは実質的に）発行済受益証券の10%超を所有していることが管理会社の知るところとなった場合、管理会社は、10日以上前に書面による通知を行うことにより、かかる者の保有する10%を超える受益証券の一部または全部を当該通知の効力発生日に有効な買戻価格で強制的に買い戻すことができる。

マネー・ロンダリングの防止

マネー・ロンダリング防止規則のため、受益証券の申込みには追加の書類が必要となることがある。追加書類の提出が必要となる状況および正確な要件については、申込書の注記に記載されている。かかる情報は、投資者の身元または場合によってはフィナンシャル・アドバイザーの状況を確認するために用いられる。この情報は、これらの要件を遵守するためのみに用いられる。名義書換事務代行会社または現地のインベスター・サービス・チームが、あらゆる場合において、さらなる追加書類または情報を要求する権利を留保する点に留意されたい。書類を提出しない場合、買戻代金から天引きされることとなる場合がある。必要となる身元に関する書類に関する質問がある場合には、現地のインベスター・サービス・チームまたは名義書換事務代行会社に照会すること。

日本における申込（販売）手続等

日本においてはクラスA受益証券の募集が日本における販売会社を通じて行われる。日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、当該投資者から口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。

適用ある申込価格は、当該注文が有効となる評価日（申込日）の純資産価格に基づくものとする。

申込手数料は、クラスA受益証券について申込金額の3.24%（税抜3.00%）を上限として、日本における販売会社が定める。詳細は、日本における販売会社に照会すること。

日本における販売会社の照会先：

三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社（代行協会員）

東京都千代田区大手町一丁目9番5号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

ホームページ内：<http://www.pb.mufg.jp/>

「投信基準価額一覧および代行証券会社指定投信の申込取扱場所」を参照すること。

日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌々営業日）であり、原則として、日本における約定日から起算して日本における4営業日目までに受渡しを行うものとする。ただし、日本における販売会社が、投資者との間で別途取り決める場合がある。詳細は日本における販売会社に照会すること。

日本における販売会社は、口座約款を差し入れた投資者に対し、買付代金の受領と引換えに取引報告書を交付する。申込金額は、口座約款に従い米ドル貨、豪ドル貨またはその円貨相当額で支払うものとし、円貨との換算は、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し手続等

受益者は、適用ある純資産価格で評価日において名義書換事務代行会社に対して申込書により、受益証券の買戻し請求を行う権利を有する。ただし、関連する受益証券の買付が決済されるまで、買戻しを請求することができない。買戻し請求は、書面で登記上の事務所をルクセンブルグ、セニンガーバーグ L - 2633、トレヴェス通り 6 C 番に置く名義書換事務代行会社に対して行うことを要し、後記の買戻しの停止期間を除いて取消不能である。販売会社は、投資者に代わって、買戻し請求を名義書換事務代行会社に送ることができる。受益証券の買戻しは 0.01 口、または管理会社が決定するその他の買戻し単位とする。

買戻し時の受益証券の価格は、当該時にポートフォリオが保有する証券の時価により、受益者のコストを上回る場合も下回る場合もある。

支払は、通常、受益証券の表示通貨で行われるが、販売会社を通して買戻しを行った受益者は、同社との間で、他の通貨による支払の換算を手配できる。ただし、為替換算手数料は、受益者への支払金額より控除される。販売会社はまた、彼らを通じて買い戻された米ドル建て受益証券の買戻金の支払を、米ドルに制限することができる。

為替管理または保管受託銀行の支配が及ばないその他の状況により法的規定が支払を禁止しない場合にのみ、支払が行われる。

適式に記入された注文書が、投資者または販売会社からファンドの名義書換事務代行会社により、前記「1 申込（販売）手続等」に記載される関連する取引締切時点以前に受領された場合、買戻注文はある特定の評価日に有効となる。

適式に記入された買戻注文書が、関連する時間までに名義書換事務代行会社により受領されなかった場合、翌評価日に有効となる。

管理会社は、いずれか 1 評価日または連続する 7 評価日にわたる期間中に、当該評価日または当該期間の開始日時点でポートフォリオのいかなるクラスにおいても発行済みの受益証券口数の 10% を超えて買い戻す義務を負わないものとする。買戻しは、買戻請求の受領日後 7 評価日を超えない期間にわたり延期することができる。買戻しの延期の場合、当該受益証券は、買戻しが有効となった日の適用ある受益証券 1 口当たりの純資産価格（適用される手数料（もしあれば）控除後）で買い戻される。

受益証券の適用ある買戻価格は、買戻注文が有効となる評価日における評価時点に決定される受益証券 1 口当たり純資産価格とする。純資産価格の決定停止期間中買戻しが行われた受益証券は、管理会社が純資産価格の決定を再開次第、再開後最初の評価日に適用ある受益証券 1 口当たり純資産価格により買い戻される。

買戻価格は、米国外においては、名義書換事務代行会社または総販売会社の登記上の事務所において請求次第入手可能である。

受益証券の買戻しについての管理会社の義務は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価

受益証券の発行および買戻しの停止ならびに純資産価格の決定の停止」に記載される停止に服する。

上記のとおり管理会社により買戻しが停止されている場合、販売会社による買戻注文の受諾もまた停止される。

ポートフォリオの買い戻された受益証券についての支払は、通常、前記の表に記載される受益証券買戻決済日までに小切手または銀行振込によって投資者が受領するよう行われる。

日本における買戻し手続等

投資者は、各評価日に買戻し（換金）を請求することができる。受益証券の買戻しは 0.01 口、または管理会社が決定するその他の買戻し単位とする。買戻し単位は、日本における販売会社によって異なる。具体的な買戻し単位については、日本における販売会社に照会すること。買戻しは、手数料なしで、各評価日に日本における販売会社を通じて名義書換事務代行会社に対して請求することができ

る。日本における販売会社の定める買戻請求締切時間までに受領されたものを当日の申込みとする。

詳細は日本における販売会社に照会すること。

受益証券1口当たりの買戻価格は、原則として、買戻注文が有効となる評価日に計算される受益証券1口当たり純資産価格とし、ファンドは、米ドル貨または豪ドル貨で買戻代金を支払う。かかる買戻代金は、日本における販売会社の顧客に対して、口座約款の定めるところに従って日本において買戻請求の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌々営業日）から起算して原則として日本における4営業日目以降に日本における販売会社を通じて支払われるものとする。ただし、日本における販売会社が、投資者との間で別途取り決める場合がある。詳細は日本における販売会社に照会すること。

管理会社は、いずれか1評価日または連続する7評価日にわたる期間中に、当該評価日または当該期間の開始日時点でポートフォリオの発行済みの受益証券口数の10%を超えて買い戻す義務を負わないものとする。したがって、買戻しは、買戻請求の受領日後7評価日を超えない期間にわたり延期することができる（ただし、常に上記上限に服する。）。買戻しの延期の場合、当該受益証券は、買戻しが有効となった日の1口当たりの純資産価格で買い戻される。

3【乗換え手続等】

受益証券は、買戻しおよび買戻代金の他の受益証券への再投資の場合を除いて、別のクラスまたは別のポートフォリオの受益証券に乗り換えることができない。

4【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

純資産価格の計算

関連するポートフォリオの各種クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、分配方針、関連受益証券についての販売報酬およびクラス特有のヘッジ方法などにより異なることがある。ポートフォリオが保有する債務証券についての金利は毎日発生し、受取配当金は配当が宣言された日に発生する。

受益証券1口当たり純資産価格は、受益証券のクラスに割り当てられるポートフォリオの純資産価額の該当額について、当該クラス証券に割り当てられる負債控除後の額を、関連する評価日の当該クラス証券の発行済み総口数で除して決定される。

ポートフォリオの負債は、ポートフォリオ・ベースで分離され、第三者である債権者はポートフォリオの資産についてのみ償還請求権を有する。

各クラス受益証券の純資産価格は、管理会社の取締役、授権された役員または代表者により認証され、一切のかかる認証は、明白な間違いのある場合を除き、最終的なものとする。管理会社の一般管理費用は、各クラス受益証券のファンド全体に対する価額に按分して、各クラス受益証券に配分される。

ポートフォリオの各クラス受益証券の純資産価格ならびに販売価格および買戻価格は、ファンドおよび総販売会社の主たる事務所において入手することができ、管理会社は、ヨーロッパにおいて発行されている主要な金融関連新聞および/または取締役会が随時決定するその他の新聞に、ポートフォリオの純資産価格の定期的な発表の手配を行う。

下記の管理会社の取締役会による決定は、管理会社の役員によるかまたは取締役会により指定された他の人々によって行われる公正な評価額の暫定計算のため、管理会社の取締役会により随時採用される一般的ガイドラインを定めた方針に従って行われる。

コーポレート・ローンは、一般に証券取引所に上場されていない。純資産価額決定の際、ファンドは、管理会社の取締役会により承認された価格決定機関が提供するコーポレート・ローンの評価額を利用する。価格決定機関は、通常、相場価格が容易に入手可能な場合、買い呼び値でコーポレート・ローンの評価する。コーポレート・ローンの相場価格が容易に入手可能ではない場合、コーポレート・ローンは、価格決定のための価格決定マトリックスを利用して価格決定機関により決定される一貫性のある公正な市場価額によって評価される。価格決定手続およびその評価は、管

理会社の取締役会の総括的監督の下で投資顧問会社により精査される。管理会社の取締役会は、価格決定機関の利用がコーポレート・ローンの評価額決定の公正な方法である旨誠実に決定した。株式、債券およびその他の公社債（短期債務を除くが、上場証券を含む。）から成る組入証券は、当該証券の通常の、機関投資家による取引の規模の単位について、市場情報、匹敵する証券の取引および機関トレーダーにより一般に認識されている証券間のさまざまな関係を用いてその価格を決定する一または複数の価格決定機関により提供される価格に基づき評価される。

評価時点にかかわらず、証券取引所に上場されているかまたは他の規制ある市場で取引されている組入証券は、評価日の直前の営業日の営業終了時において当該証券取引所または市場において直近の終値により評価される。

特定の有価証券の売却がない場合、当該有価証券の価格は、直近の入手可能な当該時刻現在の買い呼び値とし、一定の状況において、当該有価証券は、当該有価証券の流通市場である取引所の最終の売値、またはNASDAQ等の当該有価証券の流通市場である店頭市場における最終の買い呼び値とする。

規制ある市場において取引されていない固定利付証券は、一もしくは複数のディーラーまたは価格決定機関から入手した利用可能な直近の買い呼び値またはそれと同等の利回りによって評価される。店頭市場で取引されている有価証券は、入手可能な最終の買い呼び値で評価される。有価証券が複数の取引所で取引されている場合、有価証券は、管理会社の取締役会の指示に基づき流通市場として指定されている取引所で評価される。店頭市場および証券取引所の両方において取引されている組入証券は、最も広範で最も代表的な市場に従って評価される。

ポートフォリオがオプションを発行する場合、受領するプレミアムの金額が資産およびそれと同額の負債としてポートフォリオの会計帳簿に記帳される。負債の価格は、取引所で取引されているオプションについては最終の売値、または店頭市場において取引されているオプションについては最終の売り呼び値に基づき、発行済オプションの現在の市場価格を反映して爾後評価される。ポートフォリオにより購入されるオプションは、取引所で取引されているオプションについては最終の売値、または店頭市場において取引されているオプションについては最終の買い呼び値で評価される。

オープン・エンド型UCIへの投資は、その直近の入手可能な純資産価格で評価される。

金利スワップ、キャップおよびフロアの価額は、公式に従って決定され、その後、定期的に銀行の相場を入手することにより確認される。

先物契約および関連するオプションを含むその他の投資証券は、市場価格で決定される。

満期までの残存期間が60日未満の債券については、償還費用で評価される。ただし、かかる方法が公正な評価を提供できない場合でないものとする。

買戻契約は、原価と経過利息により評価される。

市場相場が容易に入手できない証券および資産は、管理会社の取締役会の指示に基づき誠実に決定される公正な価格により評価される。

ポートフォリオの基準通貨以外の通貨によって表示される資産または負債は、基準通貨に換算される。

一般に、組入証券の取引は、当該時刻以前に概ね完了する。ポートフォリオの受益証券の純資産価格の計算に使用される証券の価格は、かかる時間に決定される。時折り証券の価格に影響を与える事態が、決定時と評価時点との間に発生するが、それらはポートフォリオの純資産価格の計算に反映される。

受益証券の発行および買戻しの停止ならびに純資産価格の決定の停止

約款の下で、管理会社は、以下の期間中、受益証券の1口当たり純資産価格の決定および受益証券の発行を停止することができ、かつポートフォリオの受益証券の買戻しを請求する受益者の権利を停止することができる。

・ポートフォリオの組入証券の相当部分が当該時取引されている主たる市場または証券取引所が、通常の休日以外に閉鎖されている期間、または取引が実質的に制限もしくは停止されている期間。

- ・ 緊急事態の存在によってポートフォリオにより組入証券の売却ができない期間。
- ・ ポートフォリオの組入証券の価格または市場もしくは証券取引所における時価を決定するため通常使用されている通信手段が故障している期間。
- ・ ポートフォリオの組入証券の売却または支払に関する送金ができない期間。
- ・ 管理会社の取締役会が、純資産価格の決定が実行不可能、または、その他ポートフォリオの受益者の最善の利益に反するとみなす期間。
- ・ ポートフォリオの組入証券の重要な部分を形成するＵＣＩの受益証券または投資証券の価格を決定することが不可能な場合（特に、当該ＵＣＩの純資産価格の決定が停止される場合）。
- ・ ファンドまたはポートフォリオの解散決定の場合、当該解散決定について受益者への最初の通知が公告された日以後の期間。

管理会社は、ポートフォリオまたはファンドを解散せしめる事由の発生またはルクセンブルグ監督官庁の命令があった場合には、直ちにファンドの受益証券の発行および買戻しを停止するものとする。

受益証券の買戻請求をした受益者は、請求後７日以内に当該停止の書面による通知を受け、かつ、当該停止終了後には、直ちに通知を受けることになる。

（２）【保管】

受益証券が販売される海外市場においては、確認書または券面（発行されている場合）は受益者の責任において受益者により保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の券面（発行されている場合）またはその確認書は、日本における販売会社の名義で保管されかつ名義書換事務代行会社により取り扱われる。

日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引報告書が交付される。

（３）【信託期間】

ファンドおよびポートフォリオは、存続期間を無期限として設定されている。

（４）【計算期間】

ファンドの会計年度は、毎年２月１日に開始し翌年１月31日に終了する。

（５）【その他】**（a）解散および合併**

ファンドは存続期間を限定せず、そのポートフォリオの資産も限定せずに設立された。管理会社はいつでもファンドを終了することができる。管理会社は、（ ）ポートフォリオの純資産総額が連続して30暦日以上の間減少し、3,000万米ドルもしくは関連する通貨の同等額を下回った場合または管理会社の取締役会が各受益者に対して30日前に通知を行って決定するそれを上回るもしくは下回る金額を下回った場合、または（ ）ポートフォリオに影響を及ぼす経済的もしくは政治的状況の変化を理由として管理会社の取締役会が適切であるとみなす場合、ポートフォリオの資産を換金し、また影響あるクラスの受益証券を払い戻す場合には当該受益証券のすべての保有者に対して、30日の事前通知を発送することにより、ポートフォリオを償還することができる。

管理会社の取締役会は、上記と同様の理由から、関連する評価日における受益証券１口当たりのそれぞれの純資産価格で、ポートフォリオまたはクラス受益証券を、ファンドの別のポートフォリオもしくはクラスとまたはルクセンブルグの他のUCIと合併することを決定することができる。

強制的買戻しまたは合併による終了の場合、当該ポートフォリオの受益証券１口当たりの純資産価格は、終了または合併の１か月前の通知が郵送および公表された日から、終了されるポートフォリオの資産の名目上の実現原価を反映するものとする。強制的に買い戻された受益証券に関する資金で、当該受益者から請求されなかった資金は、保管受託銀行により、これが関係するルクセンブルグの供託機関に預託され、30年間請求されなかった場合には当該資金は没収されるものとする。

管理会社、または解散の場合、清算人は、ファンドの資産を換金し、純清算手取金は、清算報酬と費用を控除した後、ファンドの各受益証券保有者の間にその保有する受益証券の割合に応じて分配される。清算終了時において未請求で保管受託銀行の口座に残存する金額は、ユーロに転換され、ルクセンブルグの預託機関に保管受託銀行により預託される。ルクセンブルグ投信法第146条に基づき、それらは30年後に請求されなければ没収されることになる。

管理会社は、合併手続その他を通じて、受益証券の発行を対価とする、関連するポートフォリオへの出資により、他のUCIの資産の出資を受けることを決定できる。ただし、投資制限にかかる出資を理由として違反できず、出資は出資される資産の純資産総額に基づき行われ、ルクセンブルグの「reviseur d'entreprises」の特別監査報告書によって確認される。

管理会社は、関連する監督機関から事前の許可を受けて、EUの他のUCIとの間で、ポートフォリオまたはファンドの合併を決定することもできる。

（b）約款

約款は、ファンドの登記上の事務所において営業時間中閲覧が可能である。約款は当事者の合意によりいつでも変更することができる。

（c）ワラント、新受益証券引受権およびオプションの発行

ワラント、新受益証券引受権またはオプションに基づいて受益証券を買付ける権利は付与されない。

（d）関係法人との契約の更改等に関する手続**・投資運用契約**

投資運用会社は、管理会社に３か月前までに書面で通知することにより、本契約を終了することができ、または所管の規制当局から要求された場合、管理会社に書面で通知することにより、直ちに本契約を終了することができる。

本契約は、管理会社に対して一身専属であり、投資運用会社による事前の書面による同意なく管理会社によって譲渡または移譲することはできない。投資運用会社は、本契約の下でのすべて

の権利と義務を含む投資運用者としての機能を、管理会社およびルクセンブルグの当局ならびに C S S F の事前の書面による同意を条件として、当該機能を適切に遂行できる関連会社に譲渡することができる。

本契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈される。

・投資顧問契約

投資顧問契約は、本契約のいずれの当事者も、相手方当事者に3か月（または本契約当事者の合意するより短期の期間の）前までに書面で通知することにより、いかなる違約金を支払うことなく、本契約を終了することができる。

本契約は、いずれの当事者も相手方当事者の書面による事前の通知なくして、譲渡しないものとする。

本契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈される。

・保管契約

保管契約は、当事者の一方が他方に90日以上前に書面で通知をすることによりいつでも終了する。

本契約は、本契約当事者が署名した証書によってのみ変更することができる。

本契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈および実施されるものとし、同じに基づき発生するいかなる紛争も、ルクセンブルグの地方裁判所に提起されるものとする。

・所在地事務・管理事務および支払事務代行会社契約

所在地事務・管理事務および支払事務代行会社契約は、本契約のいずれの当事者も90日前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでもこれを終了させることができる。

本契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠するものとし、紛争事項は、ルクセンブルグの地方裁判所に提起されるものとする。

・名義書換事務代行契約

名義書換事務代行契約は、当事者の一方が他方に180日以上前に書面で通知することによりいつでも終了することができる。

本契約は、本契約当事者の署名した書面による場合を除き、変更することができない。いずれの当事者も、相手方当事者の事前の書面による同意なくして、本契約または本契約で創設される権利を譲渡しまたは変更することができない。かかる譲渡または変更と称する行為は、書面で裁可されない限り無効である。

本契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法に従って解釈される。本契約の当事者は、ルクセンブルグの裁判所の非専属的管轄権に服する。

・業務契約

業務契約は、本契約のいずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、これを終了させることができる。

本契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、紛争事項は、ルクセンブルグの地方裁判所に提起されるものとする。

・販売契約

販売契約は、本契約のいずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、これを終了させることができる。

本契約は、ジャージーの法律に準拠し、紛争事項は、ジャージーの王立裁判所に提起されるものとする。

・代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が90日前に他の当事者に対し指定の住所宛、書面により通知することにより終了する。

本契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈される。

・受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が90日前に他の当事者に対し、指定の住所宛に書面により通知をなすことにより解約できる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、これにより解釈される。

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、受益証券名義人として、ファンドに登録されているかまたは受益証券を保有していなければならない。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接権利を行使することはできない。これらの受益者は日本における販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社をして権利を自己のために行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、自らの責任において権利行使を行う。受益者の有する主な権利は次のとおりである。

（a）収益分配請求権

各受益者は、配当という形で管理会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有する。

（b）買戻請求権

受益者は、ファンドに対し、前記の制限に従って受益証券の買戻しを請求することができる。

（c）残余財産分配請求権

ファンドが償還された場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（d）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、ファンドから日本国内において、以下の権限を委任されている。

（a）ファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限

（b）日本における受益証券の募集、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、財務省関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の受益者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 2 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

a．本書記載のファンドの邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された本書記載の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。ファンドの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第5項ただし書の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中の米ドル及び豪ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成26年5月30日の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である、1米ドル＝101.66円及び1豪ドル＝94.73円の為替レートが使用されている。

円換算額は原文の財務書類には記載されておらず、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

b．原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット（ファンドの本国における独立登録会計事務所）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は、本書に掲載されている。

1【財務諸表】

(1) 【2014年 1 月31日に終了した計算期間の財務諸表】

【貸借対照表】

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

純資産計算書

2014年 1 月31日現在

	注記	米ドル	千円
資産			
有価証券ポートフォリオ - 原価		188,476,725	19,160,544
未実現利益		17,719,130	1,801,327
有価証券ポートフォリオ - 時価	2(a)	206,195,855	20,961,871
投資売却未収入金		1,266,986	128,802
ファンド受益証券販売未収入金		2,908,994	295,728
繰延創立費	2(g)	55,706	5,663
資産合計		210,427,541	21,392,064
負債			
当座借越	2(a)	387,933	39,437
投資購入未払金		2,908,995	295,728
ファンド受益証券買戻未払金		1,266,564	128,759
未払管理費用		131,916	13,411
販売会社に対する未払報酬		145,222	14,763
未払監査報酬		13,262	1,348
ブラックロック・オペレーションズ・ルクセンブルグ(BROL)に対する未払報酬		4,397	447
未払費用及びその他の負債		164,976	16,771
負債合計		5,023,265	510,665
純資産合計		205,404,276	20,881,399

41ページから45ページ（訳者注：原文のページ）の注記は当財務諸表の不可欠な一部である。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ
3年間の純資産価額の要約
2014年1月31日現在

	2014年1月31日現在		2013年1月31日現在		2012年1月31日現在	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
純資産合計	205,404,276	20,881,399	247,490,875	25,159,922	308,980,263	31,410,934

1口当たり純資産額：

	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
クラスA無分配型受益証券	13.95	1,321.48	12.63	1,196.44	11.53	1,092.24

	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
クラスA無分配型受益証券	12.76	1,297.18	11.82	1,201.62	11.10	1,128.43

41ページから45ページ（訳者注：原文のページ）の注記は当財務諸表の不可欠な一部である。

【損益計算書】

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

損益計算書及び純資産変動計算書

2014年1月31日に終了した年度

	注記	米ドル	千円
期首純資産		247,490,875	25,159,922
費用			
管理費用	3	1,568,465	159,450
販売報酬	3	1,568,465	159,450
事務管理報酬		84,368	8,577
監査報酬		13,262	1,348
弁護士報酬		17,212	1,750
印刷費及び受益者報告書		21,558	2,192
ブラックロック・オペレーションズ・ルクセンブルグ （以下「BROL」という。）に対する報酬	3	52,283	5,315
保管報酬		3,657	372
保管取引報酬		6,834	695
名義書換事務代行報酬		20,628	2,097
創立費償却	2(g)	36,026	3,662
その他の報酬		26,168	2,660
費用合計		3,418,926	347,568
投資純損失		(3,418,926)	(347,568)
実現純利益 / (損失) :			
投資	2(b)	20,411,453	2,075,028
外国通貨取引		(923,286)	(93,861)
当期実現純利益		19,488,167	1,981,167
未実現損失の純変動 :			
投資	2(a)	(4,866,460)	(494,724)
当期の未実現損失の純変動		(4,866,460)	(494,724)
営業活動による純資産の増加		11,202,781	1,138,875
受益証券の増減			
受益証券の発行による正味受取額		133,286,672	13,549,923
受益証券の買戻による正味支払額		(186,576,052)	(18,967,321)
受益証券の増減による純資産の減少		(53,289,380)	(5,417,398)
期末純資産		205,404,276	20,881,399

41ページから45ページ（訳者注：原文のページ）の注記は当財務諸表の不可欠な一部である。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

発行済受益証券変動計算書

2014年 1 月31日現在

	期首発行済 受益証券口数	発行受益証券 口数	買戻受益証券 口数	期末発行済 受益証券口数
クラスA無分配型受益証券 （豪ドル建）	3,214,938	1,398,495	2,159,067	2,454,366
クラスA無分配型受益証券 （米ドル建）	17,362,314	9,286,723	12,893,517	13,755,520

41ページから45ページ（訳者注：原文のページ）の注記は当財務諸表の不可欠な一部である。

【投資有価証券明細表等】

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

投資明細表

2014年1月31日現在

ファンド			
保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
	ルクセンブルグ		
3,278,973	BlackRock Global Funds ¹ - Global Allocation Fund X Class non-distributing share	176,244,803	85.81
2,332,500	BlackRock Global Funds ¹ - Global Allocation Fund X Class non-distributing share AUD hedged	29,951,052	14.58
		206,195,855	100.39
ファンド合計		206,195,855	100.39
有価証券ポートフォリオ - 時価		206,195,855	100.39
その他の純負債		(791,579)	(0.39)
純資産合計(米ドル)		205,404,276	100.00

¹ ブラックロック・グローバル・ファンズは、ブラックロックにより管理されている。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオは、「フィーダー・ファンド」として、ブラックロック・グローバル・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ファンドのクラスXに投資している。直近のブラックロック・グローバル・ファンズ(グローバル・アロケーション・ファンドのクラスX無分配型投資証券及び豪ドル建クラスX無分配型投資証券(ヘッジ有)を含む。)の年次報告書(監査済)及び半期報告書(無監査)の写しは、www.blackrock.comにて、または要求に応じてブラックロック・グローバル・ファンズの登録事務所及び各国のブラックロック投資家サービス・チームから入手可能である。ブラックロック・グローバル・ファンズの登録事務所は、2-4 rue Eugene Ruppert、L-2453 Luxembourg、ルクセンブルグ大公国に所在している。

セクター別内訳

2014年1月31日現在

	純資産比率 [*] (%)
投資ファンド	100.39
その他の純負債	(0.39)
	100.00

^{*} 投資明細表の時価に基づいている。

41ページから45ページ(訳者注:原文のページ)の注記は当財務諸表の不可欠な一部である。

[次へ](#)

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

財務諸表に対する注記

2014年1月31日現在

1 組織

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「当ファンド」という。）は、オープン・エンド型契約型投資信託（Fonds Commun de Placement）としてルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設定された、有価証券及びその他の資産の法人格のない共有出資持分であり、2010年法（改正後）のパート に準拠している。

2014年1月31日現在、当ファンドは、6つのポートフォリオの受益証券を販売していた。これらは、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・インデックス・ポートフォリオ、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ、スーパー・マナー・マーケット・ファンド及びワールド・インカム・ポートフォリオ（以下各々を「ポートフォリオ」、総称して「全ポートフォリオ」という。）であった。各ポートフォリオは、異なる投資目的を持ち、異なる種類の譲渡可能有価証券又は市場商品に投資する。

各ポートフォリオは、独立した資産のプールであり、以下の各ポートフォリオの独立した受益証券で表象される。

 クラス A

豪ドル建クラス A 分配型受益証券

ユーロ建クラス A 分配型受益証券

米ドル建クラス A 分配型受益証券

シンガポール・ドル建クラス A 分配型受益証券（ヘッジ有）

豪ドル建クラス A 無分配型受益証券

米ドル建クラス A 無分配型受益証券

 クラス A D

米ドル建クラス A D 分配型受益証券

 クラス B

米ドル建クラス B 分配型受益証券

 クラス C

米ドル建クラス C 無分配型受益証券

 クラス A 受益証券

米ドル建クラス A 分配型受益証券

 クラス B 受益証券

米ドル建クラス B 分配型受益証券

クラスD

米ドル建クラスD 分配型受益証券

クラスF

米ドル建クラスF 分配型受益証券

日本円建クラスF 無分配型受益証券

インスティテューショナルI 受益証券

米ドル建インスティテューショナルI 分配型受益証券

米ドル建インスティテューショナルI 無分配型受益証券

クラスJ

米ドル建クラスJ 分配型受益証券

各受益証券クラスは当ポートフォリオに対して同等の権利を有しているが、特徴及び手数料の構造はそれぞれ異なり、これについては当ファンドの目論見書において詳述されている。

当ファンドは、2010年法（改正後）に基づくパート 投資信託として設定された。

ファンドの設定

2013年9月12日付で、米ドル建エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・インデックス・ポートフォリオが設定された。

2014年1月31日に終了した年度中の重要な事象

2013年7月17日、ドミニク・クリッチュリーが管理会社の取締役を辞任した。

2013年9月27日、ショーン・オドリスコルが管理会社の取締役に選任された。

2013年8月1日に新しい目論見書が発行された。

受益証券クラスの設定

効力発生日	種類	ファンド
2013年2月4日	米ドル建クラスD 分配型受益証券	インカム・ストラテジー・ポートフォリオ
2013年9月12日	日本円建クラスF 無分配型受益証券	エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・インデックス・ポートフォリオ
2013年9月12日	米ドル建インスティテューショナルI 無分配型受益証券	エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・インデックス・ポートフォリオ
2013年10月31日	米ドル建クラスC 無分配型受益証券	インカム・ストラテジー・ポートフォリオ
2013年12月6日	米ドル建クラスA D 分配型受益証券	インカム・ストラテジー・ポートフォリオ

2 重要な会計方針の要約

財務諸表は、ルクセンブルグの投資会社に関するルクセンブルグの当局によって規定された財務諸表の作成に関連する法律上及び規制上の要求に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

(a) 投資の評価

マネー・マーケット以外のポートフォリオ

- ・ ターム・ローンは、証券取引所に上場されていない。純資産価額（以下「NAV」という。）の決定において、管理会社の取締役会により承認された価格決定機関より供給されるターム・ローンの評価額を当ファンドは利用する。通常、価格決定機関は相場が容易に入手できる場合には、買い呼び値でターム・ローンを評価する。相場が容易に入手できないターム・ローンの場合には、評価額決定のための価格決定マトリックスを使用して、価格決定機関が決定した一貫性のある公正な市場価格で評価している。価格決定機関の手続及びその評価方法は、管理会社の取締役会の全般的な監督のもとに関連するポートフォリオの投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）により検討される。管理会社の取締役会は価格決定機関の利用がターム・ローンの評価額決定の公正な方法であることを誠実に決定している。
- ・ 持分証券、債券及びその他の債務商品（短期債務を除くが、上場証券を含む。）で構成される組入証券は、それらの有価証券の通常の機関投資家規模の取引単位について市場情報や類似証券の取引及び機関トレーダーの間で一般に認識されている証券間の様々な関係を用いて価格を決定する1つ又は複数の価格決定機関により提供される価格に基づいて評価される。
- ・ 証券取引所に上場されている、又はその他の規制市場で取引されている組入証券は、インカム・ストラテジー・ポートフォリオについては、それらの取引所又は市場における評価日の前営業日の営業終了時点における入手可能な最終の価格により評価され、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・インデックス・ポートフォリオ、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ及びワールド・インカム・ポートフォリオについては、評価日現在のルクセンブルグ時間午後4時時点で入手可能な最終の価格で評価される。ある特定の有価証券について取引がなかった場合は、その有価証券の価格は、入手可能な直近の買い呼び値とする。一定の状況において、これらの組入証券は、その有価証券の主要な市場である取引所の直近の取引価格、又はNASDAQ等の店頭（以下「OTC」という。）市場が主要な市場である有価証券については直近の買い呼び値で評価される。
- ・ オープン・エンド型投資信託（以下「UCI」という。）に対する投資は直近の入手可能なNAVで評価される。
- ・ 証券取引所に上場されていない、又はその他の規制市場で取引されていない固定利付証券は、1つ又は複数のディーラー又は価格決定機関から入手される、利用可能な直近の買い呼び値又は利回り相当額により評価される。OTC市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の買い呼び値で評価される。複数の取引所で取引されている有価証券は、管理会社の取締役会により又はその指示により主要な市場として指定された取引所に基づいて評価される。OTC市場及び証券取引所の両方で取引されている組入証券は、最も活発な、最も代表的な市場に従って評価される。
- ・ 満期までの残存期間が60日以下の債務証券は、償却原価で評価されるが、この方法で公正な評価が得られないこととなった場合はこの限りではない。
- ・ 市場の相場が容易に入手できない有価証券及び資産は、管理会社の取締役会により又はその指示により誠実に決定される公正価値により評価される。

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

- ・ このポートフォリオに組み入れられた有価証券及びマネー・マーケット商品は、償却原価に基づいて評価される。この評価方法は、商品を取得原価で評価し、その後は、金利変動が当該商品の市場価額に与える影響に関係なく、ディスカウント又はプレミアムを満期まで均等償却することを意味する。この方法は評価に確実性を与えるが、償却原価により決定された価格が、その商品を売却した場合にスーパー・マネー・マーケット・ファンドが受け取るであろう価格を上回るまたは下回る期間を生じさせることがある。
- ・ 管理会社は、販売及び買戻の目的で計算されるスーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券1口当たりの価格を、合理的に可能な範囲で、1米ドルに安定させる手続を確立している。所有ポートフォリオは、市場価額を使用して計算したNAVと償却原価に基づいて計算したNAVとの間に差異が存在するかどうかを判断するために、管理会社の取締役会により又はその指示により定

期的に見直される。重要な希薄化あるいはその他の投資家又は現在の受益者にとって不公正な結果となりうる差異が存在すると判断された場合、管理会社は、取締役会により又はその指示により、必要かつ適切と考えられる調整措置を講じる。その措置には、キャピタル・ゲイン又はロスを実現させたりポートフォリオの平均満期を短縮するため、ポートフォリオ商品を満期日前で売却すること、分配金を保留すること、又は入手可能な市場価格を使用して受益証券1口当たりNAVを設定することが含まれる。

全ポートフォリオ

- ・ 現金は額面金額で評価される。
- ・ 定期預金等の流動性資産は額面価額に未収利息を加えた額又は償却原価に基づいて評価される場合がある。
- ・ 特に未収利息、未収配当金、投資売却未収入金及びファンド受益証券販売未収入金を含む資産は額面価額で評価される。
- ・ 特に投資購入未払金、ファンド受益証券買戻未払金及び未払収益分配金を含む負債は額面価額で評価される。

(b) 投資売却の原価

投資売却に係る利得及び損失は、平均原価法に基づき決定されている。

(c) 投資からの収益

当ファンドは、以下の基準で投資からの収益を貸方計上する。

- ・ 受取利息は毎日未収計上され、これには、定額法に基づくプレミアムの償却及びディスカウントの増価が含まれる。
- ・ 銀行預金利息は発生主義に基づき認識される。
- ・ 受取配当金は権利落日に計上される。

金利差異は、2つの類似する利付資産間の金利ギャップを測定している。例えば、米ドル金利が0.25%で、豪ドル金利が3%である場合、金利差異は2.75%である。金利差異は収益として計上される。目論見書に従って、当該金利差異はワールド・インカム・ポートフォリオに適用された。

(d) 金融商品

当年度において、当ファンドは多くの為替予約を締結した。未決済の為替予約は決算日に契約を評価するため公正な市場価格で評価される。これら及び評価された未決済の契約から生じるプラス/マイナスは未実現利益/(損失)に計上され、純資産計算書の資産又は負債(必要に応じて)に含まれる。

(e) 外貨換算

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資の原価は、購入日現在の実勢為替レートで換算されている。各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資及びその他の資産は、2014年1月31日現在のルクセンブルグにおけるポートフォリオの評価時刻現在の実勢為替レートで換算されている。

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての収益及び費用は、計上日現在の実勢為替レートで換算されている。

以下の為替レートは、2014年1月31日現在、ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての投資、その他の資産及びその他の負債の換算に使用された。インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンドに関して、1米ドルは概ね以下に相当していた。

通貨

カナダ・ドル

1.118000

ユーロ	0.737273
英ポンド	0.606171
シンガポール・ドル	1.274800

エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・インデックス・ポートフォリオ、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ及びワールド・インカム・ポートフォリオについて、1米ドルは概ね以下に相当していた。

通貨	
豪ドル	1.147908
ブラジル・レアル	2.423750
カナダ・ドル	1.119050
スイス・フラン	0.906350
チリ・ペソ	554.400000
コロンビア・ペソ	2,023.260000
ユーロ	0.741482
英ポンド	0.607367
香港ドル	7.767350
ハンガリー・フォリント	232.061700
インドネシア・ルピア	12,210.000000
イスラエル・新シェケル	3.516500
日本円	102.295000

韓国ウォン	1,070.350000
メキシコ・ペソ	13.390750
マレーシア・リンギット	3.346500
ナイジェリア・ナイラ	162.500000
ノルウェー・クローネ	6.286750
ペルー・ヌエボ・ソル	2.821000
フィリピン・ペソ	45.320000
ポーランド・ズロチ	3.150750
ルーマニア・レイ	3.334450
ロシア・ルーブル	35.262500
スウェーデン・クローナ	6.535900
シンガポール・ドル	1.278900
タイ・バーツ	33.010000
トルコ・リラ	2.266750
新台湾ドル	30.297500
南アフリカ・ランド	11.247000

NAVの決定のため、管理会社は、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マ
ネー・マーケット・ファンドについては前日の市場の終値を、エマージング・マーケット・ローカル・
カレンシー・ボンド・インデックス・ポートフォリオ、グローバル・アロケーション・ポートフォリ
オ、世界株式インカム・ポートフォリオ及びワールド・インカム・ポートフォリオについてはルクセン
ブルグ時間の午後4時に入手可能な最終の価格を含めている。また、管理会社の取締役会が決定した一
定の時刻又は複数の時刻（以下、各々の場合において「該当時刻」という。）における価格を含めてい
る。

(f) 合算された数値

ファンドの合算された数値は米ドル建で表示され、異なる全ポートフォリオの財務諸表の合計を含ん
でいる（訳者注：原文11ページ及び14ページの「BlackRock Global Investment Series Combined」の列
を示している。）。

(g) 繰延創立費

繰延創立費は資産化され、定額法により5年間にわたって償却される。

(h) 収益の平準化

各ポートフォリオは、受益証券の販売及び買戻しのみを理由として受益証券1口当たり未分配投資純
利益が変動することを防止するために、平準化の会計慣行を採用している。これは、関連するポート
フォリオの平準化勘定を維持することによって達成される。販売された受益証券の収入のうち受益証券
1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に貸方計上され、買い戻された受益証券の支
払額のうち受益証券1口当たり未分配投資純収益に相当する部分が平準化勘定に借方計上される。ポート
フォリオによって宣言された分配金の一部は、過去に平準化勘定に貸方計上された金額で構成される

場合がある。投資家に報告される利回りには、純利益から支払われた金額だけでなく平準化勘定から支払われた金額が含まれる場合がある。

(i) 分配金

- 世界株式インカム・ポートフォリオ、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びワールド・インカム・ポートフォリオ - 投資純利益からの分配金の全部又は一部は、以下の通り宣言される。

ポートフォリオ	分配金の宣言
世界株式インカム・ポートフォリオ	月次
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	月次
ワールド・インカム・ポートフォリオ	月次

宣言された各分配金について、管理会社の取締役会は、その分配金を、未分配投資純利益から支払うか、実現及び未実現キャピタル・ゲインから支払うか、またどれくらい支払うか、平準勘定の貸方又は借方純額につきそれぞれ増額又は減額するかどうかを、決定することができる。キャピタル・ゲインの分配金は権利落日に計上される。

- スーパー・マネー・マーケット・ファンド - 分配金は投資純利益（プレミアム及びディスカウントの均等償却を含む。）及び投資実現純損益の合計から宣言される。分配金は以下の通り、宣言される。

マネー・マーケット受益証券	分配金の宣言	分配金の再投資
クラスA 受益証券	日次	日次
クラスB 受益証券	日次	月次
インスティテューショナルI 受益証券	日次	月次

分配金は、それぞれの時点のNAVをもってスーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の追加購入に再投資される。

- エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・インデックス・ポートフォリオ及びグローバル・アロケーション・ポートフォリオ - 目論見書に従って、当該ポートフォリオにおける分配金の支払はなかった。

3 管理費用、販売報酬及びB R O Lに対する報酬

管理会社は、各投資顧問会社との間で投資顧問契約（以下「当契約」という。）を締結している。各投資顧問会社は各ポートフォリオの運用に責任を有し、必要な人材、施設、機器及びその他当ファンドの営業活動に必要な一定のサービスを提供する。管理会社はまた、ブラックロック（チャネル・アイランズ）リミテッド（以下「販売会社」という。）及び日本の販売会社（８ページから９ページ（訳者注：原文のページ）に記載）との間で販売契約を締結している。さらに、管理会社は、ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル（以下「B R O L」という。）との間で契約を締結しており、これに従ってB R O Lは、管理会社の指示により、全ポートフォリオのために一定の法人サービス及び管理調整サービスを提供する。

これらのサービスの対価として管理会社は、投資顧問会社、全世界の販売会社、日本の販売会社及びB R O Lに対し、以下に示したそれぞれの月次報酬のすべて又は一部を支払うよう当ファンドの種々のポートフォリオに指示することができる。

	日々の純資産の平均額に対する年率 (%) ¹		
	管理費用	販売報酬	B R O L に対する報酬
スーパー・マネー・マーケット・ファンド：			
クラスA 受益証券	0.50%	0.25%	0.025%
クラスB 受益証券	0.50%	0.25%	0.025%
インスティテューショナルI 受益証券	0.45%	-	0.025%
マネー・マーケット以外のポートフォリオ：			
エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・インデックス・ポートフォリオ：			
クラスF	-	-	-
インスティテューショナルI 受益証券	0.35%	-	0.025%
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ：			
クラスA	0.75%	0.75% [*]	0.025%
世界株式インカム・ポートフォリオ：			
クラスA	0.60%	0.60% [*]	0.025%
クラスF	-	-	-
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ ² ：			
クラスA	0.60%	0.50%	0.025%
クラスA D	0.60%	-	0.025%
クラスB	0.60%	1.00%	0.025%
クラスC	0.60%	1.00%	0.025%
クラスD	0.60%	-	0.025%
クラスJ	0.60%	0.50% [*]	0.025%
ワールド・インカム・ポートフォリオ：			
クラスA	0.50%	0.65% [*]	0.025%

^{*} 当該報酬には日本の代行協会員に対して支払われる0.05%が含まれている。

¹ すべての報酬は、各ポートフォリオのそれぞれの日々の純資産の平均額に基づいて計算される。

² 管理会社は、当該ポートフォリオから、日々の純資産の平均額に当該ポートフォリオがレバレッジ目的で行った借入金元本の額を加算した額に基づく、上表の年率による管理報酬を毎月受け取る権利を有する。

スーパー・マネー・マーケット・ファンドのクラスA受益証券、クラスB受益証券及びインスティテューショナルI受益証券に関して、管理費用、販売報酬及びB R O Lに対する報酬の放棄が行われた。2014年1月31日現在、当ポートフォリオの利益のために放棄された合計金額は以下の通りであった。

	管理費用 (米ドル)	販売報酬 (米ドル)	B R O L に対する報酬 (米ドル)
クラスA受益証券	1,467	733	88
クラスB受益証券	4,345,951	2,172,975	260,594
インスティテューショナルI受益証券	1,489,507	-	113,673

4 関連当事者との取引

管理会社及び投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立された会社のブラックロック・インクである。PNCファイナンシャル・サービスズ・グループ・インクは、ブラックロック・インクの大株主である。当ファンドのために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が有価証券仲介サービス、外国為替サービス、銀行サービス及びその他のサービスを提供したり、又は通常の場合により本人として行動したかもしれず、これにより利益を得た可能性がある。ブローカー及びエージェントに対する手数料は関連する市場の慣例に従って支払われており、ブローカー又はエージェントが提供する大口取引その他による手数料の割引又は現金による手数料の割戻しの利益は当ファンドに還元されている。PNCグループの会社のサービスは、手数料その他の取引条件が関係する市場の系列外のブローカー及びエージェントのものとおおむね同様であり、かつ、最良の最終損益を得るための上記の方針に一致していることを条件に、適切であると判断された場合に、投資顧問会社により利用されたかもしれない。

当年度中、通常の業務範囲外のあるいは通常取引条件外取引は行われていない。

5 税金

現行のルクセンブルグの法律及び慣習に基づき、当ファンドはルクセンブルグにおける通常の所得税又はキャピタル・ゲイン税を課されず、当ファンドにより支払われる分配金もルクセンブルグの源泉徴収税の対象とならない。しかし、当ファンドは、2010年法（改正後）に従って、暦年の各四半期末現在のファンドのNAVに課される年率0.05%の引受税の対象となっている。ただし、スーパー・マネー・マーケット・ファンド及び2010年法（改正後）第174条の意義の範囲内の機関投資家に制限された全ポートフォリオ又は受益証券クラスについては、年率0.01%の軽減税率が課される。エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・インデックス・ポートフォリオは、引受税を免除されており、その詳細については当ファンドの目論見書に記載されている。その他のルクセンブルグのファンドにおいて保有される受益証券によって表される資産の価額は、当該受益証券がすでに2010年法（改正後）第175条によって規定される引受税の対象となっている場合には、引受税を免除される。

諸外国の税法に基づいて、利息、配当及びキャピタル・ゲインに対し、様々な税率で源泉所得税が課される場合がある。

6 コミットメント

2014年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオにおける一時的な借入金は合計19,147米ドルであった。

7 信用枠

2014年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーから65,000,000米ドルの信用枠の権利を有していた。2014年1月31日現在の借入残高は17,000,000米ドルであった。

8 担保差入れ又は担保として提供されている有価証券

2014年1月31日現在、担保として提供されている有価証券はなかった。

2014年1月31日現在、担保として受け取った有価証券はなかった。

9 後発事象

2014年3月24日、ジョアンヌ・フィッツジェラルドが管理会社の取締役役に選任された。

2014年3月24日、バリー・オドワイヤーが管理会社の取締役役を辞任した。

2014年2月14日付のブラックロック・グローバル・ファンズ（以下「BGF」という。） - ワールド・インカム・ファンドとBGF フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド（以下「BGF-FIGO」という。）との併合を受けて、ワールド・インカム・ポートフォリオの投資目的を変更する目論見書の補遺が発行された。ワールド・インカム・ポートフォリオは、同日よりその投資目的を追求して、ブラックロック・グローバル・ファンズのサブ・ファンドであるBGF-FIGOのクラスX投資証券に「フィーダー・ファンド」として投資する予定である。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

as at 31 January 2014

	Notes	BlackRock Global Investment Series Combined	Emerging Markets Local Currency Bond Index Portfolio	Global Allocation Portfolio	Global Equity Income Portfolio
		USD	USD	USD	USD
Assets					
Securities portfolio at cost		2,873,289,472	20,297,803	188,476,725	160,985,620
Unrealised appreciation/(depreciation)		1,217,637	(1,436,142)	17,719,130	18,480,036
Securities portfolio at market value	2(a)	2,874,507,109	18,861,661	206,195,855	179,465,656
Cash at bank	2(a)	5,553,691	251,139	-	2,296,223
Interest and dividends receivable		8,961,510	285,619	-	347,383
Receivable for investments sold		9,977,024	32,660	1,266,986	-
Receivable for Fund units subscribed		6,542,085	29,173	2,908,994	9,695
Unrealised appreciation on:					
Open forward foreign exchange transactions	2(d)	15,302	-	-	-
Deferred organisational expenses	2(g)	69,141	-	55,706	-
Other assets		47,285	-	-	21,852
Total assets		2,905,673,147	19,460,252	210,427,541	182,140,809
Liabilities					
Cash owed to bank	2(a)	584,478	-	387,933	-
Payable on loan	6, 7	17,019,147	-	-	-
Payable for investments purchased		44,068,946	-	2,908,995	-
Payable for Fund units redeemed		3,217,224	-	1,266,564	-
Income distribution payable		95,997	-	-	-
Unrealised depreciation on:					
Open forward foreign exchange transactions	2(d)	2,532	2,532	-	-
Management charges payable		1,239,937	12,001	131,916	111,387
Distributor fee payable		583,663	-	145,222	63,207
Audit fee payable		98,803	2,005	13,262	20,541
BlackRock Operations Luxembourg (BROL) fee payable		42,807	857	4,397	4,641
Organisational expenses payable		11,119	11,119	-	-
Accrued expenses and other liabilities		1,919,524	33,305	164,976	249,270
Total liabilities		68,864,177	61,819	5,023,265	440,046
Total net assets		2,836,808,970	19,398,433	205,404,276	181,691,763

The notes on pages 41 to 45 form an integral part of these financial statements.

Annual Report and Audited Accounts

11

Statement of Net Assets

as at 31 January 2014 (continued)

	Notes	Income Strategies Portfolio	Super Money Market Fund	World Income Portfolio
		USD	USD	USD
Assets				
Securities portfolio at cost		769,881,760	1,626,217,162	107,430,402
Unrealised appreciation/(depreciation)		(34,583,183)	-	1,037,796
Securities portfolio at market value	2(a)	735,298,577	1,626,217,162	108,468,198
Cash at bank	2(a)	3,003,105	3,224	-
Interest and dividends receivable		7904,011	149,258	275,239
Receivable for investments sold		8,529,120	-	148,258
Receivable for Fund units subscribed		3,185,591	-	408,632
Unrealised appreciation on:				
Open forward foreign exchange transactions	2(d)	15,302	-	-
Deferred organisational expenses	2(g)	-	-	13,435
Other assets		25,433	-	-
Total assets		75,2961,139	1,626,369,644	109,313,762
Liabilities				
Cash owed to bank	2(a)	-	-	176,545
Payable on loan	6, 7	17,019,147	-	-
Payable for investments purchased		25,751,319	15,000,000	408,632
Payable for Fund units redeemed		1,802,460	-	148,200
Income distribution payable		-	95,997	-
Unrealised depreciation on:				
Open forward foreign exchange transactions	2(d)	-	-	-
Management charges payable		732,357	204,426	47,850
Distributor fee payable		276,789	26,684	71,761
Audit fee payable		28,257	21,476	13,262
BlackRock Operations Luxembourg (BROL) fee payable		30,520	-	2,392
Organisational expenses payable		-	-	-
Accrued expenses and other liabilities		798,226	520,268	153,479
Total liabilities		46,439,075	15,858,851	1,022,121
Total net assets		711,522,064	1,610,500,793	108,291,641

Three Year Summary of Net Asset Values

as at 31 January 2014

	Currency	31 January 2014	31 January 2013	31 January 2012
Emerging Markets Local Currency Bond Index Portfolio*				
Total net assets	USD	19,398,433	–	–
Net asset value per:				
F Class non-distributing unit	JPY	9,807.42	–	–
Institutional I non-distributing unit	USD	951.32	–	–
Global Allocation Portfolio				
Total net assets	USD	205,404,276	247,490,875	308,980,263
Net asset value per:				
A Class non-distributing unit	AUD	13.95	12.63	11.53
A Class non-distributing unit	USD	12.76	11.82	11.10
Global Equity Income Portfolio				
Total net assets	USD	181,691,763	105,831,505	110,063,360
Net asset value per:				
A Class distributing unit	USD	12.25	11.73	10.53
F Class distributing unit	USD	13.13	12.39	10.92
Income Strategies Portfolio				
Total net assets	USD	711,522,064	565,059,598	540,550,769
Net asset value per:				
A Class distributing unit	USD	5.86	5.77	5.43
A Class distributing unit SGD hedged	SGD	11.13	10.98	10.36
AD Class distributing unit	USD	10.06	–	–
B Class distributing unit	USD	5.86	5.77	5.44
C Class non-distributing unit	USD	10.16	–	–
D Class distributing unit	USD	10.55	–	–
J Class distributing unit	USD	6.23	6.21	5.95
Super Money Market Fund				
Total net assets	USD	1,510,500,793	1,459,096,696	1,251,707,961
Net asset value per:				
Common distributing unit	USD	1.00	1.00	1.00
Current distributing unit	USD	1.00	1.00	1.00
Institutional I distributing unit	USD	1.00	1.00	1.00
US Investment Grade Portfolio**				
Total net assets	USD	–	–	45,468,633
Net asset value per:				
A Class distributing unit	USD	–	–	10.15
World Income Portfolio				
Total net assets	USD	108,291,641	116,940,902	124,994,775
Net asset value per:				
A Class distributing unit	AUD	11.06	11.16	10.59
A Class distributing unit	EUR	10.31	10.43	9.95
A Class distributing unit	USD	10.89	10.98	10.42

* Emerging Markets Local Currency Bond Index Portfolio was launched on 12 September 2013.

** US Investment Grade Portfolio was liquidated on 27 July 2012.

The notes on pages 41 to 45 form an integral part of these financial statements.

Annual Report and Audited Accounts

13

Statement of Operations and Changes in Net Assets

for the year ended 31 January 2014

	Notes	BlackRock Global Investment Series Combined	Emerging Markets Local Currency Bond Index Portfolio	Global Allocation Portfolio	Global Equity Income Portfolio
		USD	USD	USD	USD
Net assets at the beginning of the year		2,493,409,476	-	247,490,975	105,931,505
Income					
Bank interest		1,689,785	1,308	-	636
Bond and loan interest and amortisation of premium and discount		41,427,082	479,463	-	199
Dividends (net of foreign withholding tax)		8,908,717	-	-	5,083,413
Interest rate differential		1,120,380	-	-	-
Other income		98	-	-	-
Total income	2(c)	53,146,042	480,771	-	5,084,248
Expenses					
Bank interest		141	-	-	141
Management charges	3	8,071,955	27,386	1,568,465	546,876
Distribution fees	3	6,569,962	-	1,568,465	546,876
Administration fees		708,511	3,164	84,368	85,715
Audit fees		89,689	2,005	13,262	11,427
Legal fees		243,658	1,410	17,212	38,601
Printing and Unitholder reports		302,255	815	21,558	42,202
Tax expenses	5	578,124	-	-	92,882
BlackRock Operations Luxembourg (BROL) fees	3	269,351	1,956	52,283	22,786
Custodian fees		210,078	12,014	3,667	38,173
Custody transaction fees		156,054	7,903	6,834	79,833
Transfer agent fees		261,827	1,993	20,628	16,747
Commitment expenses		89,965	-	-	-
Amortisation of organisational expenses	2(g)	74,925	13,899	36,026	-
Miscellaneous fees		193,657	6,548	26,168	144
Total expenses		17,820,152	79,093	3,418,926	1,522,403
Net investment income/(deficit)		35,325,890	401,678	(3,418,926)	3,561,845
Net gain/(loss) realised on:					
Investments	2(b)	37,326,690	7,804	20,411,453	10,016,456
Foreign currency transactions		(596,715)	16,556	(923,286)	311,093
Forward foreign exchange transactions	2(a)	(91,037)	(4,897)	-	-
Net realised gain/(loss) for the year		36,638,935	19,463	19,488,167	10,327,549
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:					
Investments	2(a)	(14,183,369)	(1,436,142)	(4,866,460)	(762,361)
Foreign currency transactions		(1,921)	(18,594)	-	8,077
Forward foreign exchange transactions	2(a)	244,817	(2,532)	-	-
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year		(13,940,473)	(1,457,268)	(4,866,460)	(754,284)
Increase/(Decrease) in net assets as a result of operations		58,024,352	(1,035,127)	11,202,781	13,135,110
Movements in share capital					
Net receipts as a result of issue of units		4,067,383,448	20,441,653	133,286,672	139,516,127
Net payments as a result of repurchase of units		(3,745,488,035)	(9,460)	(186,576,062)	(73,256,118)
Income/(loss) equalisation	2(h)	9,080,381	2,367	-	1,548,529
Increase/(Decrease) in net assets as a result of movements in share capital		330,975,794	20,434,560	(53,289,380)	67,808,538
Dividends declared	2(i)	(45,600,652)	-	-	(5,083,390)
Net assets at the end of the year		2,836,808,970	19,398,433	205,404,276	181,691,763

Statement of Operations and Changes in Net Assets

for the year ended 31 January 2014 (continued)

	Notes	Income Strategies Portfolio USD	Super Money Market Fund USD	World Income Portfolio USD
Net assets at the beginning of the year		565,059,598	1,458,086,696	116,940,802
Income				
Bank interest		1,423	1,688,398	-
Bond and loan interest and amortisation of premium and discount		39,038,550	1,908,870	-
Dividends (net of foreign withholding tax)		41,510	-	3,783,794
Interest rate differential		-	-	1,120,380
Other income		98	-	-
Total income	2(d)	39,081,581	3,595,268	4,904,174
Expenses				
Bank interest		-	-	-
Management charges	3	3,960,464	1,422,832	545,932
Distribution fees	3	3,311,528	433,111	709,982
Administration fees		260,406	220,189	54,669
Audit fees		28,257	21,476	13,262
Legal fees		153,888	13,235	14,314
Printing and Unitholder reports		93,790	113,691	30,199
Tax expenses	5	329,968	155,274	-
BlackRock Operations Luxembourg (BROL) fees	3	165,019	-	27,307
Custodian fees		83,508	72,606	120
Custody transaction fees		48,464	4,723	8,297
Transfer agent fees		76,465	126,380	19,614
Commitment expenses		89,965	-	-
Amortisation of organisational expenses	2(g)	-	-	25,000
Miscellaneous fees		66,236	89,061	5,500
Total expenses		8,672,956	2,672,578	1,454,196
Net investment income/(deficit)		30,408,625	922,690	3,449,979
Net gain/(loss) realised on:				
Investments	2(b)	4,477,992	9,056	2,403,929
Foreign currency transactions		(455,587)	-	454,506
Forward foreign exchange transactions	2(e)	(86,140)	-	-
Net realised gain/(loss) for the year		3,936,265	9,056	2,858,435
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:				
Investments	2(a)	5,783,707	-	(12,902,113)
Foreign currency transactions		8,596	-	-
Forward foreign exchange transactions	2(e)	247,349	-	-
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year		6,039,652	-	(12,902,113)
Increase/(Decrease) in net assets as a result of operations		40,384,542	931,746	(5,593,700)
Movements in share capital				
Net receipts as a result of issue of units		293,167,886	3,428,192,893	52,778,217
Net payments as a result of repurchase of units		(158,054,271)	(3,275,778,796)	(51,813,338)
Income/(loss) equalisation	2(f)	751,3352	-	16,133
Increase/(Decrease) in net assets as a result of movements in share capital		142,626,967	152,414,097	981,012
Dividends declared	2(i)	(36,549,043)	(931,746)	(3,006,473)
Net assets at the end of the year		711,522,064	1,610,500,793	108,291,641

The notes on pages 41 to 45 form an integral part of these financial statements.

Annual Report and Audited Accounts

15

Statement of Changes in Units Outstanding

as at 31 January 2014

	Units outstanding at the beginning of the year	Units issued	Units issued from reinvestment of dividends	Units redeemed	Units outstanding at the end of the year
Emerging Markets Local Currency Bond Index Portfolio*					
F Class non-distributing unit JPY	-	4,373	-	95	4,278
Institutional I non-distributing unit USD	-	19,960	-	-	19,960
Global Allocation Portfolio					
A Class non-distributing unit AUD	3,214,938	1,398,495	-	2,159,067	2,454,366
A Class non-distributing unit USD	12,362,314	9,286,723	-	12,893,517	13,755,520
Global Equity Income Portfolio					
A Class distributing unit USD	1,886,526	9,345,340	-	2,873,020	8,358,846
F Class distributing unit USD	6,754,630	2,192,740	-	2,907,611	6,039,759
Income Strategies Portfolio					
A Class distributing unit USD	11,263,104	18,738,067	128,060	8,903,061	21,216,170
A Class distributing unit SGD hedged	253,101	188,673	-	88,735	353,039
AD Class distributing unit USD	-	500	-	-	500
B Class distributing unit USD	3,292,576	307,837	21,969	378,445	3,243,937
C Class non-distributing unit USD	-	500	-	-	500
D Class distributing unit USD	-	2,031,835	-	-	2,031,835
J Class distributing unit USD	77,097,700	29,042,787	-	18,827,812	87,312,675
Super Money Market Fund					
Common distributing unit USD	349,983	-	216	-	350,199
Current distributing unit USD	1,048,592,957	2,039,287,883	534,305	2,061,014,861	1,037,400,284
Institutional I distributing unit USD	409,143,756	1,388,145,630	224,859	1,224,763,935	572,750,310
World Income Portfolio					
A Class distributing unit AUD	5,007,428	2,245,611	173	2,448,544	4,804,668
A Class distributing unit EUR	514,761	143,001	-	316,289	341,473
A Class distributing unit USD	4,684,910	2,603,168	-	2,031,319	5,256,759

* Emerging Markets Local Currency Bond Index Portfolio was launched on 12 September 2013.

Global Allocation Portfolio

Portfolio of Investments as at 31 January 2014

Funds			
Holding	Description	Market Value USD	% of Net Assets
Luxembourg			
3,278,973	BlackRock Global Funds ¹ - Global Allocation Fund X Class non-distributing share	176,244,803	85.81
2,332,500	BlackRock Global Funds ¹ - Global Allocation Fund X Class non-distributing share AUD hedged	29,951,052	14.58
		<u>206,195,855</u>	<u>100.39</u>
Total Funds		<u>206,195,855</u>	<u>100.39</u>
Securities portfolio at market value		<u>206,195,855</u>	<u>100.39</u>
Other Net Liabilities		<u>(791,579)</u>	<u>(0.39)</u>
Total Net Assets (USD)		<u>205,404,276</u>	<u>100.00</u>

¹ BlackRock Global Funds is managed by BlackRock.

The Global Allocation Portfolio invests as a "feeder fund" into the X Class of the Global Allocation Portfolio, a sub-fund of BlackRock Global Funds. Copies of the most recent Audited Annual Report and Unaudited Semi-Annual Report of BlackRock Global Funds (including Global Allocation Fund X Class non-distributing share and X Class non-distributing share AUD hedged) are available via www.blackrock.com or upon request at the registered office of BlackRock Global Funds and from the local BlackRock investor servicing team. The registered office of BlackRock Global Funds is at 2-4 rue Eugene Ruppert, L-2453 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg.

Sector Breakdown as at 31 January 2014

	% of Net Assets*
Investment Funds	100.39
Other Net Liabilities	(0.39)
	<u>100.00</u>

* Based on the market value of the Portfolio of Investments

Notes to Financial Statements

1. Organisation

BlackRock Global Investment Series (the "Fund") is an unincorporated co-proprietorship of the securities and other assets formed under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as an open-end mutual investment fund ("Fonds Commun de Placement") and is governed by Part II of the 2010 law (the "2010 Law"), as amended.

As at 31 January 2014, the Fund offered shares in 6 portfolios, the Emerging Markets Local Currency Bond Index Portfolio, the Global Allocation Portfolio, the Global Equity Income Portfolio, the Income Strategies Portfolio, the Super Money Market Fund and the World Income Portfolio (each a "Portfolio" and collectively the "Portfolios"). Each Portfolio has different investment objectives and invests in different types of transferable securities or markets.

Each Portfolio is a separate pool of assets and is represented by separate units of each Portfolio as follows:

A Class
A Class distributing unit in AUD
A Class distributing unit in EUR
A Class distributing unit in USD
A Class distributing unit SGD hedged
A Class non-distributing unit in AUD
A Class non-distributing unit in USD
AD Class
AD Class distributing unit in USD
B Class
B Class distributing unit in USD
C Class
C Class non-distributing unit in USD
Common Units
Common distributing unit in USD
Current Units
Current distributing unit in USD
D Class
D Class distributing unit in USD
F Class
F Class distributing unit in USD
F Class non-distributing unit in JPY
Institutional I Units
Institutional I distributing unit in USD
Institutional I non-distributing unit USD
J Class
J Class distributing unit in USD

The classes of units have equivalent rights in the Portfolios but carry different features and charging structures, which are more fully described in the Fund's Prospectus.

The Fund was established as a Part II undertaking for collective investment under the 2010 Law, as amended.

Fund Launch

Effective 12 September 2013, the Emerging Markets Local Currency Bond Index Portfolio, denominated in USD, was launched.

Significant events during the year ended 31 January 2014

On 17 July 2013, Dominic Critchley resigned from the Board of Directors of the Management Company.

On 27 September 2013, Sean O'Driscoll was appointed to the Board of Directors of the Management Company.

A new prospectus was issued on 1 August 2013.

Share Classes Launched

Effective date	Type	Fund
4 February 2013	D Class distributing unit in USD	Income Strategies Portfolio
12 September 2013	F Class non-distributing unit in JPY	Emerging Markets Local Currency Bond Index Portfolio
12 September 2013	Institutional I non-distributing unit in USD	Emerging Markets Local Currency Bond Index Portfolio
31 October 2013	C Class non-distributing unit in USD	Income Strategies Portfolio
6 December 2013	AD Class distributing unit in USD	Income Strategies Portfolio

2. Summary of Significant Accounting Policies

The Financial Statements have been prepared in accordance with the legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements as prescribed by the Luxembourg authorities for Luxembourg investment companies and include the following significant accounting policies:

(a) Valuation of Investments

Non-Money Market Portfolios

- Term loans are not listed on any securities exchange. In determining the Net Asset Value ("NAV"), the Fund utilises the valuations of term loans furnished by a pricing service approved by the Board of Directors of the Management Company. The pricing service typically values term loans at the bid price when quotations are readily available. Term loans for which quotations are not readily available are valued at fair market value on a consistent basis as determined by the pricing service using pricing matrices to determine valuations. The procedures of the pricing services and its evaluations are reviewed by the Investment Adviser of the relevant Portfolio (the "Investment Adviser") under the general supervision of the Board of Directors of the Management Company. The Board of Directors of the Management Company has determined in good faith that the use of a pricing service is a fair method of determining the valuation of term loans;

Notes to Financial Statements (continued)

- Portfolio securities consisting of equities, bonds and other debt instruments (other than short-term obligations but including listed issues) may be valued on the basis of prices furnished by one or more pricing services which determine prices for normal, institutional-size trading units of such securities using market information, transactions for comparable securities and various relationships between securities that are generally recognised by institutional traders;
 - Portfolio securities that are listed on stock exchanges or traded on other regulated markets are valued at the last known price on such exchanges or markets as of the close of the business day immediately preceding the Valuation Date for Income Strategies Portfolio and at the Valuation Date at the last known price as of 4.00 p.m. Luxembourg time for Emerging Markets Local Currency Bond Index Portfolio, Global Allocation Portfolio, Global Equity Income Portfolio and World Income Portfolio. If there are no such sales of a particular security, the value of such security will be the last available bid price. In certain circumstances, such portfolio securities are valued at the last sale price on the exchange that is the primary market for such securities, or the last quoted bid price for those securities for which the Over-the-Counter ("OTC") market such as NASDAQ, is the primary market for listed securities;
 - Investments in open-ended undertakings for collective investments ("UCIs") are valued at their last available NAV;
 - Fixed income securities that are not listed on stock exchanges or traded on other regulated markets are valued at the last available bid price or yield equivalents obtained from one or more dealers or pricing services. Securities traded in the OTC market are valued at the last available bid price. In cases where securities are traded on more than one exchange, the securities are valued on the exchange designated by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company as the primary market. Portfolio securities that are traded both in the OTC market and on a stock exchange are valued according to the broadest and most representative market;
 - Obligations with remaining maturities of 60 days or less are valued at amortised cost unless this method no longer produces fair valuations;
 - Securities and assets for which market quotations are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company.
- Super Money Market Fund
- The Portfolio's underlying securities and money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Super Money Market Fund would receive if it sold the instrument;
 - The Management Company has established procedures designed to stabilise, to the extent reasonably possible, the Super Money Market Fund's price per unit as computed for the purpose of sales and redemptions at one USD. Holdings are periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the NAV calculated using market values and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists, which may result in material dilution or other unfair results to investors or existing Unitholders, the Management Company takes such corrective action by or under the direction of its Board of Directors as is regarded as necessary and appropriate, including the sale of the portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or to shorten average portfolio maturity, withholding dividends, or establishing a NAV per Unit by using available market values.
- All Portfolios
- Cash is valued at its nominal amount;
 - Liquid assets such as time deposits may be valued at nominal values plus any accrued interest or at amortised cost basis;
 - Assets which include, in particular, interest and dividends receivable, receivable for investments sold and receivable for Fund units subscribed are valued at nominal value;
 - Liabilities which include, in particular, payable for investments purchased, payable for Fund units redeemed and income distribution payable are valued at nominal value.
- (b) Cost of Sales of Investments
- Gains and losses on sales of investments have been determined on the basis of the average cost method.
- (c) Income from Investments
- The Fund takes credit for income from its investments on the following basis:
- interest income is accrued daily and includes the amortisation on a straight-line basis of premiums and accretion of discounts;

Notes to Financial Statements (continued)

- bank interest income is recognised on an accrual basis;
- dividend income is accrued on the ex-dividend date.

An interest rate differential measures the gap in interest rates between two similar interest-bearing assets e.g. if the interest rate on USD is 0.25% and that on AUD is 3% then the interest rate differential is 2.75%. Interest rate differential is recorded as income. In accordance with the prospectus such an interest rate differential was applied to World Income Portfolio.

(d) Financial Instruments

During the year, the Fund has entered into a number of forward foreign exchange transactions. Open forward foreign exchange transactions are valued at the fair market value to close the contracts on the accounting date. Surpluses/deficits arising from these and closed unsettled contracts are taken to unrealised appreciation/ (depreciation) and are included under assets or liabilities (as appropriate) in the Statement of Net Assets.

(e) Foreign Exchange

The cost of investments in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio has been translated at the rates of exchange ruling at the time of purchase. Investments and other assets in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio have been translated at the exchange rate prevailing at the Portfolios valuation point in Luxembourg as at 31 January 2014.

The income and expense in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio have been translated at the rates of exchange prevailing on record date.

The following exchange rates were used to translate the investments and other assets and other liabilities denominated in currencies other than the base currency of the Portfolio as at 31 January 2014. For Income Strategies Portfolio and Super Money Market Fund, 1 USD was equivalent to approximately:

CCY	
CAD	1.118000
EUR	0.737273
GBP	0.606171
SGD	1.274800

For Emerging Markets Local Currency Bond Index Portfolio, Global Allocation Portfolio, Global Equity Income Portfolio and World Income Portfolio, 1 USD was equivalent to approximately:

CCY	
AUD	1.147908
BRL	2.423750

CCY	
CAD	1.119050
CHF	0.906350
CLP	554.400000
COP	2,023.260000
EUR	0.741482
GBP	0.607367
HKD	7.767350
HUF	232.061700
IDR	12,210.000000
ILS	3.516500
JPY	102.295000
KRW	1,070.350000
MXN	13.390750
MYR	3.346500
NGN	162.500000
NOK	6.286750
PEN	2.821000
PHP	45.320000
PLN	3.150750
RON	3.334450
RUB	35.262500
SEK	6.535900
SGD	1.278900
THB	33.010000
TRY	2.266750
TWD	30.297500
ZAR	11.247000

The Management Company includes prior day market close prices for the purposes of NAV determination for Income Strategies Portfolio and Super Money Market Fund and last prices available as at 4.00 p.m. Luxembourg time for Emerging Markets Local Currency Bond Index Portfolio, Global Allocation Portfolio, Global Equity Income Portfolio and World Income Portfolio or such other time or times as the Board of Directors of the Management Company may determine (in each case, the "Relevant Time").

(f) Total Combined Figures

The combined figures of the Fund are expressed in USD and include the total of the financial statements of the different Portfolios.

(g) Deferred Organisational Expenses

Deferred organisational expenses are capitalised and are amortised on a straight-line basis over a 5-year period.

(h) Income Equalisation

Each Portfolio follows the accounting practice of equalisation to prevent the undistributed income per unit from fluctuating solely by reason of subscriptions and redemptions of its units. This is accomplished by maintaining an equalisation account for the relevant Portfolio. The equalisation account is credited with that portion of the proceeds of subscribed units

Notes to Financial Statements (continued)

representing the net undistributed income per unit of those units, and is debited with that portion of any redemption payment representing net undistributed income per unit of the redeemed units. A portion of the dividends declared by a Portfolio may consist of amounts previously credited to the equalisation account. The yield reported to investors will include amounts paid from net income as well as any amount paid from the equalisation account.

(i) Dividends and Distributions

- Global Equity Income Portfolio, Income Strategies Portfolio and World Income Portfolio – All or a portion of dividends from net investment income are declared as follows:

Portfolio	Dividend Declared
Global Equity Income Portfolio	Monthly
Income Strategies Portfolio	Monthly
World Income Portfolio	Monthly

With respect to each dividend declared, the Board of Directors of the Management Company may determine if, and to what extent, such dividend is to be paid out of undistributed net investment income, realised and unrealised capital gains, increased or decreased by net equalisation credits or debits respectively. Distributions of capital gains are recorded on the ex-dividend dates:

- Super Money Market Fund – Dividends and distributions are declared from the total of net investment income (including straight line amortisation of premium and discount) and net realised gain or loss on investments. Dividends and distributions are declared as follows:

Money Market Units	Dividends & Distributions Declared	Dividends & Distributions Reinvested
Common Units	Daily	Daily
Current Units	Daily	Monthly
Institutional I Units	Daily	Monthly

Dividends and distributions are reinvested in additional units of Super Money Market Fund at the respective prevailing NAV.

- Emerging Markets Local Currency Bond Index Portfolio and Global Allocation Portfolio – In accordance with the Prospectus no dividend distribution is payable on the Portfolios.

3. Management Charges, Distribution Fees and BROL Fees

The Management Company has entered into Investment Advisory Agreements ("Agreement") with each of the Investment Advisers. Each of the Investment Advisers is responsible for the management of their respective portfolios and provides the necessary personnel, facilities, equipment and certain other services necessary to the operations of

the Fund. The Management Company has also entered into a Distribution Agreement with BlackRock (Channel Islands) Limited (the "Distributor") and the Japanese Distributors (mentioned on pages 8 to 9). Furthermore, the Management Company has entered into an agreement with BlackRock Operations (Luxembourg) S.à r.l. ("BROL") pursuant to which BROL, under the direction of the Management Company, provides certain corporate and administrative coordination services on behalf of the Portfolios.

As compensation for such services, the Management Company may direct the various Portfolios of the Fund to pay all or a portion of their respective monthly fees to the Investment Advisers, the Global Distributor, the Japanese Sub-Distributors and BROL as follows:

	% Annual Rate of the Average Daily Net Assets ¹		
	Management Charges	Distribution Fees	BROL Fees
Super Money Market Fund:			
Common Units	0.50%	0.25%	0.025%
Current Units	0.50%	0.25%	0.025%
Institutional I Units	0.45%	-	0.025%
Non-Money Market Portfolios:			
Emerging Markets Local Currency Bond Index Portfolio:			
F Class	-	-	-
Institutional I Units	0.35%	-	0.025%
Global Allocation Portfolio:			
A Class	0.75%	0.75% [*]	0.025%
Global Equity Income Portfolio:			
A Class	0.60%	0.60% [*]	0.025%
F Class	-	-	-
Income Strategies Portfolio²:			
A Class	0.60%	0.50%	0.025%
AD Class	0.60%	-	0.025%
B Class	0.60%	1.00%	0.025%
C Class	0.60%	1.00%	0.025%
D Class	0.60%	-	0.025%
J Class	0.60%	0.50% [*]	0.025%
World Income Portfolio:			
A Class	0.50%	0.65% [*]	0.025%

^{*} The fee includes 0.06% paid to the Japanese Agent Company.

¹ All fees are calculated based on the average daily net assets of each respective Portfolio.

² The Management Company is entitled to receive a monthly management fee from the Portfolio, at the annual rate shown in the table above, based on the average daily net assets plus the principal amount of borrowing incurred by the Portfolio for leverage purposes.

A fee waiver on management charges, distribution fees and BROL fees was in place on Super Money Market Fund's Common, Current and Institutional I Units. As at 31 January 2014, the total amounts waived to the benefit of the Portfolio were:

Notes to Financial Statements (continued)

	Management Charges USD	Distribution Fees USD	BROL Fees USD
Common Units	1,467	733	88
Current Units	4,345,851	2,172,975	260,594
Institutional I Units	1,489,507	-	113,673

4. Transactions with Connected Persons

The ultimate holding company of the Management Company and the Investment Advisers is BlackRock, Inc., a company incorporated in Delaware, USA. PNC Financial Services Group Inc. is a substantial shareholder in BlackRock, Inc. When arranging transactions in securities for the Fund, companies in the PNC Group may have provided securities brokerage, foreign exchange, banking and other services, or may have acted as principal, on their usual terms and may have benefit therefrom. Commissions have been paid to brokers and agents in accordance with the relevant market practice and the benefit of any bulk or other commission discounts or cash commissions rebates provided by brokers or agents have been passed on to the Fund. The services of PNC Group companies could have been used by the Investment Advisers where it was considered appropriate to do so provided that their commissions and other terms of business are generally comparable with those available from unassociated brokers and agents in the markets concerned, and this is consistent with the above policy of obtaining best net results.

During the year there have been no transactions which were outside the ordinary course of business or which were not on normal commercial terms.

5. Taxation

Under present Luxembourg law and practice, the Fund is not liable to any Luxembourg ordinary income or capital gains tax, nor are dividends paid by the Fund subject to any Luxembourg withholding tax. However, the Fund is subject to a subscription tax of 0.05% per annum levied on the NAV of the Fund at the last day of each calendar quarter, in accordance with the 2010 Law, as amended, except in respect of Super Money Market Fund as well as in respect of the Portfolios or Unit Classes reserved for institutional investors within the meaning of Article 174 of the 2010 Law, as amended, on which a reduced tax of 0.01% per annum is levied. Emerging Markets Local Currency Bond Index Portfolio is exempt from the subscription tax, details of which are described in the Fund's prospectus. The value of the assets represented by units held in other Luxembourg Funds shall be exempt from the subscription tax, provided such units have already been subject to the subscription tax provided for by Article 175 of the 2010 Law, as amended.

Under applicable foreign tax laws, withholding taxes may be imposed on interest, dividends and capital gains at various rates.

6. Commitments

As at 31 January 2014, the unfunded loan amounted to USD 19,147 for Income Strategies Portfolio.

7. Credit Facility

As at 31 January 2014, Income Strategies Portfolio was entitled to a credit facility of USD 65,000,000 from State Street Bank Luxembourg S.A. As at 31 January 2014, a loan of USD 17,000,000 was outstanding.

8. Security Pledged or Given in Collateral

As at 31 January 2014, no securities have been given as guarantee.

As at 31 January 2014, no securities have been received in guarantee.

9. Subsequent Events

On 24 March 2014, Joanne Fitzgerald was appointed to the Board of Directors of the Management Company.

On 24 March 2014, Barry O'Dwyer resigned from the Board of Directors of the Management Company.

Following the merger of BlackRock Global Funds ("BGF") - World Income Fund with BGF Fixed Income Global Opportunities Fund ("BGF-FIGO") on 14 February 2014, an addendum to the Prospectus was issued which revised the investment objective of World Income Portfolio. From this date and in pursuit of its investment objective, World Income Portfolio will invest as a "feeder fund" into the Class X shares of BGF-FIGO, a sub-fund of BlackRock Global Funds.

(2) 【2013年 1 月31日に終了した計算期間の財務書類】

【貸借対照表】

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

純資産計算書

2013年 1 月31日現在

	注記	米ドル	千円
資産：			
有価証券ポートフォリオ - 原価		225,430,678	22,917,283
未実現利益		22,585,588	2,296,051
有価証券ポートフォリオ - 時価	2(a)	248,016,266	25,213,334
投資売却未収入金		3,753,488	381,580
ファンド受益証券販売未収入金		966,254	98,229
繰延創立費	2(g)	91,731	9,325
資産合計		252,827,739	25,702,468
負債：			
投資購入未払金		967,817	98,388
受益証券買戻未払金		3,758,387	382,078
投資顧問会社に対する未払報酬		176,468	17,940
販売会社に対する未払報酬		186,281	18,937
未払監査報酬		32,411	3,295
未払創立費		31,346	3,187
未払費用及びその他の負債		184,154	18,721
負債合計		5,336,864	542,546
純資産合計		247,490,875	25,159,922

財務書類に対する注記参照。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ
3年間の純資産価額の要約
2013年1月31日現在

	2013年1月31日現在		2012年1月31日現在		2011年1月31日現在	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
純資産合計	247,490,875	25,159,922	308,980,263	31,410,934	165,756,081	16,850,763
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
1口当たり純資産額：						
クラスA無分配型受益証券	12.63	1,196.44	11.53	1,092.24	11.26	1,066.66
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
クラスA無分配型受益証券	11.82	1,201.62	11.10	1,128.43	11.12	1,130.46

財務書類に対する注記参照。

【損益計算書】

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

損益計算書及び純資産変動計算書

2013年1月31日に終了した年度

	注記	米ドル	千円
期首純資産		308,980,263	31,410,934
費用：			
管理費用	3	2,060,353	209,455
販売報酬	3	2,060,355	209,456
会計サービス報酬		129,073	13,122
専門家報酬		139,067	14,138
印刷費及び受益者報告書		114,742	11,665
ブラックロック・オペレーションズ・ルクセンブルグ （以下「BROL」という。）に対する報酬	3	68,682	6,982
保管報酬		4,283	435
保管取引費用		4,754	483
名義書換事務代行報酬		21,948	2,231
創立費償却		36,078	3,668
その他の報酬		3,202	326
費用払戻前費用合計		4,642,537	471,960
費用払戻	3	-	-
費用払戻後費用合計		4,642,537	471,960
投資純損失		(4,642,537)	(471,960)
実現純利益：			
投資		5,008,173	509,131
外国通貨取引		551,641	56,080
当期実現純利益		5,559,814	565,211
未実現純利益の純変動：			
投資		16,163,771	1,643,209
当期の未実現純利益の純変動		16,163,771	1,643,209
営業活動による純資産の増加		17,081,048	1,736,459
受益証券の増減：			
受益証券の発行による正味受取額		25,886,172	2,631,588
受益証券の買戻による正味支払額		(104,456,608)	(10,619,059)
受益証券の増減による純資産の減少		(78,570,436)	(7,987,471)
期末純資産		247,490,875	25,159,922

財務書類に対する注記参照。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

発行済受益証券変動計算書

2013年1月31日現在

	期首発行済 受益証券口数	発行受益証券 口数	買戻受益証券 口数	期末発行済 受益証券口数
クラスA無分配型受益証券 （豪ドル建）	4,662,148	296,337	1,743,547	3,214,938
クラスA無分配型受益証券 （米ドル建）	22,688,075	1,953,442	7,279,203	17,362,314

財務書類に対する注記参照。

[次へ](#)

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

財務書類に対する注記

2013年1月31日現在

1 組織

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「当ファンド」という。）は、オープン・エンド型契約型投資信託（Fonds Commun de Placement）としてルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設定された、有価証券及びその他の資産の法人格のない共有出資持分であり、2010年法（改正後）のパート に準拠している。

2013年1月31日現在、当ファンドは、5つのポートフォリオの受益証券を販売していた。これらは、世界株式インカム・ポートフォリオ、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ、スーパー・マナー・マーケット・ファンド、ワールド・インカム・ポートフォリオ及びグローバル・アロケーション・ポートフォリオ（以下各々を「ポートフォリオ」、総称して「全ポートフォリオ」という。）であった。各ポートフォリオは、異なる投資目的を持ち、異なるタイプの譲渡可能有価証券又は市場商品に投資する。

各ポートフォリオは、独立した資産のプールであり、以下の各ポートフォリオの独立した受益証券で表象される。

 クラス A

 豪ドル建クラス A 分配型受益証券

 ユーロ建クラス A 分配型受益証券

 米ドル建クラス A 分配型受益証券

 シンガポール・ドル建クラス A 分配型受益証券（ヘッジ有）

 豪ドル建クラス A 無分配型受益証券

 米ドル建クラス A 無分配型受益証券

 クラス B

 米ドル建クラス B 分配型受益証券

 クラス A 受益証券

 米ドル建クラス A 分配型受益証券

 クラス B 受益証券

 米ドル建クラス B 分配型受益証券

クラス F

米ドル建クラス F 分配型受益証券

インスティテューショナル I 受益証券

米ドル建インスティテューショナル I 分配型受益証券

クラス J

米ドル建クラス J 分配型受益証券

各受益証券クラスは当ファンドに対して同等の権利を有しているが、特徴及び手数料の構造はそれぞれ異なり、これについては当ファンドの目論見書において詳述されている。

当ファンドは、UCITS 法を利用する資格がない2010年法に基づくパート 投資信託として設定されたため、当ファンドは欧州連合内では一般市場から入手できない。

ファンドの清算

2012年7月27日、米ドル建U.S. インベストメント・グレード・ポートフォリオが清算された。

2013年1月31日に終了した年度中の重要な事象

2012年2月17日、グラハム・バンピン、バリー・オドワイアー及びウッラ・ピタが管理会社の取締役に選任された。

2012年6月28日、ウッラ・ピタが管理会社の取締役を辞任した。

2012年6月29日、エイドリアン・ローレンスが管理会社の取締役に選任された。

新しい目論見書が2012年8月1日に発行され、この後、目論見書補完書面が2012年12月18日に発行された。

2 重要な会計方針の要約

財務書類はルクセンブルグ大公国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

以下は2012年8月1日付の目論見書の条件に従った当ファンドの採用する重要な会計方針を要約したものである。

(a) 投資の評価

マネー・マーケット以外のポートフォリオ

- ・ ファンドが投資しているコーポレート・ローン、証券取引所に上場されていない。純資産価額（以下「NAV」という。）の決定において、管理会社の取締役会により承認された価格決定機関より供給されるコーポレート・ローンの評価額を当ファンドは利用する。通常、価格決定機関は相場が容易に入手できる場合には、買い呼び値でコーポレート・ローンの評価する。相場が容易に入手できないコーポレート・ローンの場合には、評価額決定のための価格決定マトリックスを使用して、価格決定機関が決定した一貫性のある公正な市場価格で評価している。価格決定機関の方法及びその評価方法は、管理会社の取締役会の全般的な監督のもとに関連するポートフォリオの投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）により検討される。管理会社の取締役会は価格決定機関の利用がコーポレート・ローンの評価額決定の公正な方法であることを誠実に決定している。
- ・ 持分証券、債券及びその他の債務商品（短期債務を除くが、上場証券を含む。）で構成される組入証券は、それらの有価証券の通常の機関投資家規模の取引単位について市場情報や類似証券の取引

及び機関トレーダーの間で一般に認識されている証券間の様々な関係を用いて価格を決定する1つ又は複数の価格決定機関により提供される価格に基づいて評価される。

- 証券取引所に上場されている、又はその他の規制市場で取引されている組入証券は、インカム・ストラテジー・ポートフォリオについては、それらの取引所又は市場における評価日の前営業日の営業終了時点における入手可能な最終の価格により評価され、グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ、ワールド・インカム・ポートフォリオ及びグローバル・アロケーション・ポートフォリオについては、評価日現在のルクセンブルグ時間午後4時時点で入手可能な最終の価格で評価される。ある特定の有価証券について取引がなかった場合は、その有価証券の価格は、入手可能な直近の買い呼び値とする。一定の状況において、これらの組入証券は、その有価証券の主要な市場である取引所の直近の取引価格、又はNASDAQ等の店頭（以下「OTC」という。）市場が主要な市場である有価証券で当該日に取引のなかった上場有価証券については直近の買い呼び値で評価される。
- オープン・エンド型投資信託（以下「UCI」という。）に対する投資は直近の入手可能なNAVで評価される。
- 証券取引所に上場されていない、又はその他の規制市場で取引されていない固定利付証券は、1つ又は複数のディーラー又は価格決定機関から入手される、利用可能な直近の買い呼び値又は利回り相当額により評価される。OTC市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の買い呼び値で評価される。複数の取引所で取引されている有価証券は、管理会社の取締役により又はその指示により主要な市場として指定された取引所に基づいて評価される。OTC市場及び証券取引所の両方で取引されている組入証券は、最も活発な、最も代表的な市場に従って評価される。
- 満期までの残存期間が60日以下の債務証券は、償却原価で評価されるが、この方法で公正な評価が得られないこととなった場合はこの限りではない。
- 市場の相場が容易に入手できない有価証券及び資産は、管理会社の取締役会により又はその指示により誠実に決定される公正価値により評価される。

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

- このポートフォリオに組み入れられた有価証券及び短期金融資産は、償却原価に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後は、金利変動が当該証券の市場価額に与える影響に関係なく、ディスカウント又はプレミアムを満期まで均等償却することを意味する。この方法は評価に確実性を与えるが、償却原価により決定された価格が、その証券を売却した場合にスーパー・マネー・マーケット・ファンドが受け取るであろう価格より高くなったり低くなったりする期間を生じさせることがある。
- 管理会社は、販売及び買戻の目的で計算されるスーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券1口当たりの価格を、合理的に可能な範囲で、1米ドルに安定させる手続を確立している。所有ポートフォリオは、市場価額を使用して計算したNAVと償却原価に基づいて計算したNAVとの間に差異が存在するかどうかを判断するために、管理会社の取締役会により又はその指示により定期的に見直される。重要な希薄化あるいはその他の投資家又は現在の受益者にとって不公正な結果となりうる差異が存在すると判断された場合、管理会社は、取締役会により又はその指示により、必要かつ適切と考えられる調整措置を講じる。その措置には、キャピタル・ゲイン又はロスを実現させたりポートフォリオの平均満期を短縮するため、ポートフォリオ商品を満期日前で売却すること、分配金を保留すること、又は入手可能な市場価格を使用して受益証券1口当たりNAVを設定することが含まれる。

全ポートフォリオ

- 現金は額面金額で評価される。
- 定期預金等の流動性資産は償却原価に基づいて評価され、純資産計算書に現金同等物として計上される。

- ・ 特に未収利息、未収配当金、投資売却未収入金及びファンド受益証券販売未収入金を含む資産は額面価額で評価される。
- ・ 特に投資購入未払金、ファンド受益証券買戻未払金及び受益者に対する未払分配金を含む負債は額面価額で評価される。
- ・ クレジット・デフォルト・スワップは、取締役会により設定されたガイドラインに基づき、スワップ契約の条件に従って、日々の市場価値で評価される。

(b) 投資売却の原価

投資売却に係る損益は、平均原価法に基づき決定されている。

(c) 投資からの収益

当ファンドは、以下の基準で投資からの収益を貸方計上する。

- ・ 受取利息は毎日未収計上され、これには、定額法に基づくプレミアムの償却及びディスカウントの増価が含まれる。
- ・ 銀行預金利息、定期預金及び短期金融市場預金利息は発生主義に基づき認識される。
- ・ 受取配当金は権利落日に計上される。
- ・ 債券に係る収益は、時間基準により計上される。
- ・ インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズに係る収益は、時間基準により計上される。

金利差異は、2つの類似する利付資産間の金利ギャップを測定している。例えば、米ドル金利が0.25%で、豪ドル金利が3%である場合、金利差異は2.75%である。金利差異は収益として計上される。目論見書に従って、当該金利差異はワールド・インカム・ポートフォリオに適用された。

(d) 金融商品

当年度において、当ファンドは多くの為替予約及び先物契約を締結した。未決済の為替予約及び先物契約は市場価格で評価される。これらから生じるプラス/マイナスは未実現利益又は損失に計上され、純資産計算書の資産又は負債（必要に応じて）に含まれる。

当ファンドは、ある商品から発生する収益と他の投資から発生する収益を交換するためスワップ契約を締結している。クレジット・デフォルト・スワップの場合、信用事象（契約において事前に定義される。）発生時の偶発的支払の対価として一連のプレミアムがプロテクションの売り手に支払われる。可能な場合には、第三者の価格決定機関から入手される日々の価格に基づきスワップは時価評価され、ステート・ストリート・バンクの内部モデルと検証される。このような相場が利用可能でない場合、スワップは値付け業者の日々の相場に基づき評価される。いずれの場合においても、相場の変動は損益計算書及び純資産変動計算書に未実現利益又は損失として計上される。スワップの満期又は終了時における実現利益又は損失並びにスワップに関連する受取利息は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示される。

(e) 外貨換算

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資の原価は、購入日現在の実勢為替レートで換算されている。各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資及びその他の資産は、2013年1月31日現在のルクセンブルグにおけるポートフォリオの評価時刻現在の実勢為替レートで換算されている。

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての収益及び費用は、計上日現在の実勢為替レートで換算されている。

以下の為替レートは、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンドに関して、2013年1月31日現在、ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての投資、その他の資産及びその他の負債の換算に使用された。

通貨	米ドル
カナダ・ドル	1.002900
ユーロ	0.736947
英ポンド	0.633212

世界株式インカム・ポートフォリオ、ワールド・インカム・ポートフォリオ及びグローバル・アロケーション・ポートフォリオについて、1米ドルは概ね以下に相当していた。

通貨	米ドル
豪ドル	0.960108
ブラジル・レアル	1.991250
カナダ・ドル	1.000750
スイス・フラン	0.911900
ユーロ	0.736730
英ポンド	0.632711
香港ドル	7.755950
イスラエル・新シェケル	3.721000
日本円	91.21000
韓国ウォン	1088.925
メキシコ・ペソ	12.66825
スウェーデン・クローナ	6.354700
シンガポール・ドル	1.237650
新台湾ドル	29.52650
南アフリカ・ランド	8.935150

NAVの決定のため、管理会社は、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マ
ネー・マーケット・ファンドについては前日の市場の終値を、世界株式インカム・ポートフォリオ、
ワールド・インカム・ポートフォリオ及びグローバル・アロケーション・ポートフォリオについてはル
クセンブルグ時間の午後4時に入手可能な最終の価格を含めている。また、管理会社の取締役会が決定
した一定の時刻又は複数の時刻（以下、各々の場合において「該当時刻」という。）における価格を含
めている。

(f) 合算された数値

当社の合算された数値は米ドル建で表示され、異なる全ポートフォリオの財務書類の合計を含んでい
る（訳者注：原文9ページ及び12ページの「BlackRock Global Investment Series Combined」の列を示
している。）。

(g) 繰延創立費

繰延創立費は資産化され、定額法により5年間にわたって償却される。

(h) 分配金

- 世界株式インカム・ポートフォリオ、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ、U.S.インベ
ストメント・グレード・ポートフォリオ及びワールド・インカム・ポートフォリオ - 各ポートフォ
リオは、受益証券の販売および買戻しのみを理由として受益証券1口当たり未分配投資純利益が変
動することを防止するために、平準化の会計慣行を採用している。これは、関連するポートフォリ
オの平準化勘定を維持することによって達成される。販売された受益証券の収入のうち受益証券1
口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に貸方計上され、買い戻された受益証券の
支払額のうち受益証券1口当たり未分配純収益に相当する部分が平準化勘定に借方計上される。
ポートフォリオによって宣言された分配金の一部は、過去に平準化勘定に貸方計上された金額で構
成される場合がある。投資家に報告される利回りには、純利益から支払われた金額だけでなく平準
化勘定から支払われた金額が含まれる場合がある。投資純利益からの分配金の全部又は一部は、以
下の通り宣言される。

ポートフォリオ	分配金の宣言
世界株式インカム・ポートフォリオ	月次
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	月次
U.S.インベストメント・グレード・ポートフォリオ	月次
ワールド・インカム・ポートフォリオ	月次

宣言された各分配金について、管理会社の取締役会は、その分配金を、未分配投資純利益から支払う
か、実現及び未実現キャピタル・ゲインから支払うか、またどれくらい支払うか、平準勘定の貸方又は
借方純額につきそれぞれ増額又は減額するかどうかを、決定することができる。キャピタル・ゲインの
分配金は権利落日に計上される。

- ・ スーパー・マネー・マーケット・ファンド - 分配金は投資純利益（プレミアム及びディスカウントの均等償却を含む。）及び投資実現純損益の合計から宣言される。分配金は以下の通り、宣言される。

マネー・マーケット受益証券	分配金の宣言	分配金の再投資
クラスA 受益証券	日次	日次
クラスB 受益証券	日次	月次
インスティテューショナルI 受益証券	日次	月次

分配金は、NAVをもってマネー・マーケット受益証券の追加購入に再投資される。

- ・ グローバル・アロケーション・ポートフォリオ - 目論見書に従って、当該ポートフォリオにおける分配金の支払はなかった。

3 管理費用、販売会社報酬及びBROLに対する報酬

管理会社は、各投資顧問会社との間で投資顧問契約（以下「当契約」という。）を締結している。各投資顧問会社は各ポートフォリオの運用に責任を有し、必要な人材、施設、機器及びその他当ファンドの営業活動に必要な一定のサービスを提供する。管理会社はまた、ブラックロック（チャネル・アイランズ）リミテッド（以下「販売会社」という。）及び日本の販売会社（5 ページから7 ページ（訳者注：原文のページ）に記載）との間で販売契約を締結している。更に、管理会社は、ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル（以下「BROL」という。）との間で契約を締結しており、これに従ってBROLは、管理会社の指示により、全ポートフォリオのために一定の法人サービス及び管理調整サービスを提供する。

これらのサービスの対価として管理会社は、投資顧問会社、全世界の販売会社、日本の販売会社及びBROLに対し、以下に示したそれぞれの月次報酬のすべて又は一部を支払うよう当ファンドの種々のシリーズに指示することができる。

	日々の純資産の平均額に対する年率 (%) ⁽¹⁾		
	管理費用	販売会社 報酬	B R O L に対する報酬
スーパー・マネー・マーケット・ファンド：			
クラスA 受益証券	0.50%	0.25%	0.025%
クラスB 受益証券	0.50%	0.25%	0.025%
インスティテューショナルI 受益証券	0.45%	-	0.025%
マネー・マーケット以外のポートフォリオ			
世界株式インカム・ポートフォリオ：			
クラスA	0.60%	0.60% [*]	0.025%
クラスF	-	-	-
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ： ⁽²⁾			
クラスA	0.60%	0.50%	0.025%
クラスB	0.60%	1.00%	0.025%
クラスJ	0.60%	0.50%	0.025%
U . S . インベストメント・グレード・ポートフォリオ：			
クラスA	0.45%	0.45% [*]	0.025%
ワールド・インカム・ポートフォリオ：			
クラスA	0.50%	0.65% [*]	0.025%
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ：			
クラスA	0.75%	0.75% [*]	0.025%

^{*} 当該報酬には日本の代行協会員に対して支払われる0.05%が含まれている。

(1) すべての報酬は、各ポートフォリオのそれぞれの日々の純資産の平均額に基づいて計算される。

(2) 管理会社は、当該ポートフォリオから、日々の純資産の平均額に当該ポートフォリオがレバレッジ目的で行った借入金元本の額を加算した額に基づく、上表の年率による管理報酬を毎月受け取る権利を有する。

管理会社は、U.S.インベストメント・グレード・ポートフォリオの受益証券に帰属する純資産の平均額の1.10%を超えた同ポートフォリオの費用を（その清算まで）当ファンドに払戻すことに同意している。当該払戻しは、管理会社が受け取る報酬を超えなかった。

スーパー・マネー・マーケット・ファンドのクラスA受益証券、クラスB受益証券及びインスティテューショナルI受益証券に関して、管理費用、販売会社報酬及びBROLに対する報酬の放棄が行われた。2013年1月31日現在、当ポートフォリオの利益のために放棄された合計金額は以下の通りであった。

	管理費用 (米ドル)	販売会社報酬 (米ドル)	BROL に対する報酬 (米ドル)
クラスA受益証券	1,487	743	87
クラスB受益証券	3,713,595	1,856,797	218,746
インスティテューショナルI受益証券	1,348,111	-	99,682

4 関連当事者との取引

管理会社及び投資顧問会社の最終的な持株会社は、ブラックロック・インク（米国デラウェア州で設立された会社）である。PNCファイナンシャル・サービシーズ・グループ・インクは、ブラックロック・インクの大株主である。当ファンドのために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が有価証券仲介サービス、外国為替サービス、銀行サービス及びその他のサービスを提供したり、又は通常の場合により本人として行動したかもしれず、これにより利益を得た可能性がある。ブローカー及びエージェントに対する手数料は関連する市場の慣例に従って支払われており、ブローカー又はエージェントが提供する大口取引その他による手数料の割引又は現金による手数料の割戻しの利益は当ファンドに還元されている。PNCグループの会社のサービスは、手数料その他の取引条件が関係する市場の系列外のブローカー及びエージェントのものとおおむね同様であり、かつ、最良の最終損益を得るための上記の方針に一致していることを条件に、適切であると判断された場合に、投資顧問会社により利用されたかもしれない。

当年度中、通常の業務範囲外のあるいは通常取引条件外取引は行われていない。

5 税金

現在のところ、当ファンドにはルクセンブルグの所得税又はキャピタル・ゲイン税は課されない。当ファンドには、暦年の各四半期の最終日における純資産価額を基礎として、年率0.05%のルクセンブルグの投資会社に対する税が課される。ただし、スーパー・マネー・マーケット・ファンド及び機関投資家に制限された受益証券クラスについては、年率0.01%の軽減税率が課される。当ファンドの所有している資産がルクセンブルグにおいて既に引受税を課された他のUCIである場合は、当該資産に対し更なる税金は課されない。

諸外国の税法に基づいて、利息、配当及びキャピタル・ゲインに対し、様々な税率で源泉所得税が課される場合がある。

6 コミットメント

2013年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオにおける一時的な借入金合計13,680米ドルであった。

7 信用枠

2013年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーから65,000,000米ドルの信用枠の権利を有していた。2013年1月31日現在、借入残高はなかった。

8 担保差入れ又は担保として提供されている有価証券

先物取引のための保証として提供されている有価証券は、当ファンドの投資明細表において「㊦」の印によって示されている。2013年1月31日現在、担保として提供されている有価証券はなかった。

2013年1月31日現在、保証として受け取った有価証券はなかった。

9 後発事象

当年度末より後に発生した後発事象はなかった。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

as at 31 January 2013

	Notes	BlackRock Global Investment Series Combined	Global Equity Income Portfolio	Income Strategies Portfolio
		USD	USD	USD
Assets				
Securities portfolio at cost		2,495,751,462	86,706,523	622,024,527
Unrealised appreciation/(depreciation)		15,401,005	19,242,398	(40,366,890)
Securities portfolio at market value	2(a)	2,511,152,467	105,948,921	581,657,637
Cash at bank	2(a)	324,183	323,609	-
Cash equivalent	2(a)	2,994,987	-	2,994,987
Receivable for investments sold		13,299,309	-	8,119,840
Receivable for Fund units subscribed		8,971,048	3,223,921	4,694,840
Interest receivable		6,941,502	-	6,734,872
Dividend receivable		575,275	196,263	-
Deferred organisational expenses	2(g)	130,156	-	-
Other assets		757	633	-
Total assets		2,544,389,684	109,693,347	604,202,176
Liabilities				
Bank overdraft	2(a)	407,781	-	407,781
Payable on loan	6	13,680	-	13,680
Payable for investments purchased		40,155,253	3,281,758	35,816,078
Payable for Fund units redeemed		6,871,378	310,493	1,380,239
Payable on dividends to Unitholders		64,587	-	-
Unrealised depreciation on:				
Open forward foreign exchange contracts	2(c)	232,047	-	232,047
Investment adviser fee payable		673,926	9,216	311,610
Distributor fee payable		572,552	9,897	268,535
Audit fee payable		215,293	21,309	64,320
Organisational expenses payable		31,346	-	-
Accrued expenses and other liabilities		1,742,365	229,169	648,288
Total liabilities		50,980,208	3,861,842	39,142,578
Total net assets		2,493,409,476	105,831,505	565,059,598

The notes on pages 30 to 34 form an integral part of these financial statements.

Audited Annual Report and Accounts

9

Statement of Net Assets

as at 31 January 2013 (continued)

	Notes	Super Money Market Fund	World Income Portfolio	Global Allocation Portfolio
		USD	USD	USD
Assets				
Securities portfolio at cost		1,458,639,634	102,950,100	225,430,678
Unrealised appreciation/(depreciation)		-	13,939,909	22,585,588
Securities portfolio at market value	2(a)	1,458,639,634	116,890,009	248,016,266
Cash at bank	2(a)	574	-	-
Cash equivalent	2(a)	-	-	-
Receivable for investments sold		-	1,425,981	3,753,488
Receivable for Fund units subscribed		-	86,033	966,254
Interest receivable		206,630	-	-
Dividend receivable		-	379,012	-
Deferred organisational expenses	2(g)	-	38,425	91,731
Other assets		-	124	-
Total assets		1,458,846,838	118,819,584	252,827,739
Liabilities				
Bank overdraft	2(a)	-	-	-
Payable on loan	6	-	-	-
Payable for investments purchased		-	89,600	967,817
Payable for Fund units redeemed		-	1,422,259	3,758,387
Payable on dividends to Unitholders		64,587	-	-
Unrealised depreciation on etc.		-	-	-
Open forward foreign exchange contracts	2(c)	-	-	-
Investment adviser fee payable		121,555	55,077	176,468
Distributor fee payable		38,609	69,230	186,281
Audit fee payable		87,722	9,531	32,411
Organisational expenses payable		-	-	31,346
Accrued expenses and other liabilities		447,669	233,085	184,154
Total liabilities		760,142	1,878,782	5,336,864
Total net assets		1,458,086,696	116,940,802	247,490,875

Three Year Summary of Net Asset Values

as at 31 January 2013

	Currency	31 January 2013	31 January 2012	31 January 2011
Global Equity Income Portfolio				
Total net assets	USD	105,831,505	110,063,360	106,093,655
Net asset value per:				
A Class distributing unit	USD	11.73	10.53	-
F Class distributing unit	USD	12.39	10.92	10.30
Income Strategies Portfolio				
Total net assets	USD	565,059,598	540,550,769	602,720,140
Net asset value per:				
A Class distributing unit	USD	5.77	5.43	5.59
A Class distributing unit SGD hedged	SGD	10.98	10.36	-
B Class distributing unit	USD	5.77	5.44	5.59
J Class distributing unit	USD	6.21	5.95	6.23
Super Money Market Fund				
Total net assets	USD	1,458,086,696	1,251,707,861	1,005,954,170
Net asset value per:				
Common Class distributing unit	USD	1.00	1.00	1.00
Current Class distributing unit	USD	1.00	1.00	1.00
Institutional I Class distributing unit	USD	1.00	1.00	1.00
US Investment Grade Portfolio*				
Total net assets	USD	-	45,468,633	38,078,808
Net asset value per:				
A Class distributing unit	USD	-	10.15	9.97
World Income Portfolio				
Total net assets	USD	116,940,802	124,994,776	156,213,158
Net asset value per:				
A Class distributing unit	AUD	11.16	10.59	10.22
A Class distributing unit	EUR	10.43	9.95	9.67
A Class distributing unit	USD	10.98	10.42	10.14
Global Allocation Portfolio				
Total net assets	USD	247,490,075	300,980,263	165,756,081
Net asset value per:				
A Class non-distributing unit	AUD	12.63	11.53	11.26
A Class non-distributing unit	USD	11.82	11.10	11.12

* US Investment Grade Portfolio was liquidated on 27 July 2012.

The notes on pages 30 to 34 form an integral part of these financial statements.

Audited Annual Report and Accounts

11

Statement of Operations and Changes in Net Assets

for the year ended 31 January 2013

	Notes	BlackRock Global Investment Series Combined	Global Equity Income Portfolio	Income Strategies Portfolio	Super Money Market Fund
		USD	USD	USD	USD
Net assets at the beginning of the year		2,381,765,662	110,063,360	540,550,769	1,251,707,861
Income					
Interest and amortisation of premium and discount		42,687,689	4,795	38,428,932	3,606,669
Dividends (net of foreign withholding tax)		8,417,231	3,286,423	495,928	-
Interest rate differential		1,643,779	-	-	-
Other income		169	-	47	-
Total income		52,748,668	3,291,218	38,924,907	3,606,669
Expenses					
Management charges	3	7,066,074	72,016	3,145,429	1,107,760
Distribution fees	3	6,032,963	72,016	2,710,917	330,797
Accounting services		763,596	62,980	259,916	214,560
Professional fees		933,580	230,404	217,139	207,671
Printing and Unitholder reports		571,601	99,218	123,612	32,351
Tax expenses	5	455,361	51,705	263,365	133,650
BlackRock Operations Luxembourg (EROL) fees	3	238,058	3,808	131,065	-
Custodian fees		203,009	34,973	80,551	74,516
Custody transaction costs		137,195	65,410	57,573	4,733
Transfer agent fees		199,927	11,573	48,645	101,822
Commitment expenses		277,061	-	277,061	-
Amortisation of organisational expenses		61,156	-	-	-
Miscellaneous fees		53,031	13,176	20,599	4,266
Total expenses before reimbursement		16,992,612	717,279	7,335,872	2,212,126
Reimbursement of expenses	3	47,664	-	-	-
Total expenses after reimbursement		16,944,948	717,279	7,335,872	2,212,126
Net investment income/(deficit)		35,803,920	2,573,939	31,589,035	1,394,543
Net gain/(loss) realised on:					
Investments		4,225,957	6,148,479	(10,707,578)	12,932
Swaps		(606,375)	-	(606,375)	-
Foreign currency transactions		1,035,433	(159,132)	(1,549,569)	-
Net realised gain/(loss) for the year		4,655,015	5,989,347	(12,863,522)	12,932
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:					
Investments		65,926,940	6,737,671	44,012,133	-
Futures contracts		11,818	-	-	-
Foreign currency transactions		(29,161)	(7,515)	(21,646)	-
Forward foreign exchange contracts		167,853	-	167,853	-
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year		66,077,450	6,730,156	44,158,340	-
Increase in net assets as a result of operations		106,536,385	15,293,442	62,883,853	1,407,475
Movements in share capital					
Net receipts as a result of issue of shares		3,374,149,004	37,460,578	130,771,668	3,157,826,119
Net payments as a result of repurchase of shares		(3,317,674,367)	(54,539,536)	(126,873,791)	(2,951,447,284)
Income/(loss) equalisation		(3,811,139)	307,292	(3,255,939)	-
Increase/(Decrease) in net assets as a result of movements in share capital		52,663,498	(16,771,666)	641,938	206,378,835
Dividends declared		(47,556,069)	(2,753,631)	(39,016,962)	(1,407,475)
Net assets at the end of the year		2,493,409,476	105,831,505	565,059,598	1,458,086,696

Statement of Operations and Changes in Net Assets

for the year ended 31 January 2013 (continued)

	Notes	US Investment Grade Portfolio*	World Income Portfolio	Global Allocation Portfolio
		USD	USD	USD
Net assets at the beginning of the year		45,468,633	124,994,776	308,980,263
Income				
Interest and amortisation of premium and discount		647,293	-	-
Dividends (net of foreign withholding tax)		-	4,634,880	-
Interest rate differential		-	1,643,779	-
Other income		-	122	-
Total income		647,293	6,278,781	-
Expenses				
Management charges	3	85,986	594,530	2,060,353
Distribution fees	3	85,986	772,892	2,060,355
Accounting services		13,399	83,668	129,073
Professional fees		18,481	120,818	139,067
Printing and Unitholder reports		20,143	181,535	114,742
Tax expenses	5	6,641	-	-
BlackRock Operations Luxembourg (BROL) fees	3	4,777	29,726	68,682
Custodian fees		1,137	7,549	4,283
Custody transaction costs		1,080	3,645	4,754
Transfer agent fees		1,980	13,959	21,948
Commitment expenses		-	-	-
Amortisation of organisational expenses		-	25,078	36,078
Miscellaneous fees		9,929	1,859	3,202
Total expenses before reimbursement		249,539	1,835,259	4,642,537
Reimbursement of expenses	3	47,664	-	-
Total expenses after reimbursement		201,875	1,835,259	4,642,537
Net investment income/(deficit)		445,418	4,443,522	(4,642,537)
Net gain/(loss) realised or:				
Investments		2,697,397	1,066,554	5,008,173
Swaps		-	-	-
Foreign currency transactions		-	2,192,493	551,641
Net realised gain/(loss) for the year		2,697,397	3,259,047	5,559,814
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) or:				
Investments		(2,345,555)	1,358,920	16,163,771
Futures contracts		11,818	-	-
Foreign currency transactions		-	-	-
Forward foreign exchange contracts		-	-	-
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year		(2,333,737)	1,358,920	16,163,771
Increase in net assets as a result of operations		809,078	9,061,489	17,081,048
Movements in share capital				
Net receipts as a result of issue of shares		3,683,537	18,520,930	25,886,172
Net payments as a result of repurchase of shares		(49,107,243)	(31,249,905)	(104,456,608)
Income/(loss) equalisation		(589,469)	(273,023)	-
Increase/(Decrease) in net assets as a result of movements in share capital		(46,013,175)	(13,001,998)	(78,570,436)
Dividends declared		(264,536)	(4,113,465)	-
Net assets at the end of the year		-	116,940,802	247,490,875

* US Investment Grade Portfolio was liquidated on 27 July 2012.

The notes on pages 36 to 34 form an integral part of these financial statements.

Audited Annual Report and Accounts

13

Statement of Changes in Units Outstanding

as at 31 January 2013

	Units outstanding at the beginning of the year	Units issued	Units issued from reinvestment of dividends	Units redeemed	Units outstanding at the end of the year
Global Equity Income Portfolio					
A Class distributing unit USD	795,698	2,030,637	-	939,809	1,886,526
F Class distributing unit USD	9,314,821	1,340,300	-	3,900,491	6,754,630
Income Strategies Portfolio					
A Class distributing unit USD	7,782,281	6,369,625	112,884	3,011,686	11,253,104
A Class distributing unit SGD hedged	25,000	237,771	-	9,670	253,101
B Class distributing unit USD	2,972,571	566,023	36,793	282,811	3,292,576
J Class distributing unit USD	80,985,250	16,743,820	-	20,631,370	77,097,700
Super Money Market Fund					
Common distributing unit USD	349,595	5	383	-	349,983
Current distributing unit USD	829,062,697	2,015,693,641	124,476	1,796,287,857	1,048,592,957
Institutional I distributing unit USD	422,295,569	1,184,977,236	388,072	1,198,517,121	409,143,756
US Investment Grade Portfolio*					
A Class distributing unit USD	4,478,020	370,310	-	4,848,330	-
World Income Portfolio					
A Class distributing unit AUD	6,169,886	681,975	185	1,844,618	5,007,428
A Class distributing unit EUR	506,704	152,564	-	144,507	514,761
A Class distributing unit USD	4,681,839	837,503	-	834,432	4,684,910
Global Allocation Portfolio					
A Class non-distributing unit AUD	4,662,148	296,337	-	1,743,547	3,214,938
A Class non-distributing unit USD	22,688,075	1,953,442	-	7,279,203	17,362,314

* US Investment Grade Portfolio was liquidated on 27 July 2012.

Notes to Financial Statements

1. Organisation

BlackRock Global Investment Series (the "Fund") is an unincorporated co-proprietorship of the securities and other assets formed under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as an open-end mutual investment fund ("Fonds Commun de Placement") and is governed by Part II of the 2010 law (the "2010 Law"), as amended.

As at 31 January 2013, the Fund offered shares in 5 portfolios, the Global Equity Income Portfolio, the Income Strategies Portfolio, the Super Money Market Fund, the World Income Portfolio and the Global Allocation Portfolio (each a "Portfolio" and collectively the "Portfolios"). Each Portfolio has different investment objectives and invests in different types of transferable securities or markets.

Each Portfolio is a separate pool of assets and is represented by separate units of each Portfolio as follows:

A Class
A Class distributing unit in AUD
A Class distributing unit in EUR
A Class distributing unit in USD
A Class distributing unit SGD hedged
A Class non-distributing unit in AUD
A Class non-distributing unit in USD
B Class
B Class distributing unit in USD
Common Units
Common distributing unit in USD
Current Units
Current distributing unit in USD
F Class
F Class distributing unit in USD
Institutional I Units
Institutional I distributing unit in USD
J Class
J Class distributing unit in USD

The classes of units have equivalent rights in the Fund but carry different features and charging structures, which are more fully described in the Fund's Prospectus.

The Fund was established as a Part II undertaking for collective investment under the 2010 Law which is not eligible to take advantage of the UCITS III Legislation and therefore is not publicly available within the European Union.

Fund Liquidation

Effective 27 July 2012, the US Investment Grade Portfolio denominated in USD was liquidated.

Significant events during the year ended 31 January 2013

On 17 February 2012, Graham Bamping, Barry O'Dwyer and Ulla Pitha were appointed to the Board of Directors of the Management Company.

On 28 June 2012, Ulla Pitha resigned from the Board of Directors of the Management Company.

On 29 June 2012, Adrian Lawrence was appointed to the Board of Directors of the Management Company.

A new prospectus was issued on 1 August 2012 and subsequent to this an addendum to the prospectus was issued on 18 December 2012.

2. Summary of Significant Accounting Policies

The Financial Statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in the Grand Duchy of Luxembourg.

The following is a summary of the significant accounting policies followed by the Fund in accordance with the terms of the Prospectus dated 1 August 2012.

(a) Valuation of Investments

Non-Money Market Portfolios

- Corporate loans in which the Fund invests are not listed on any securities exchange. In determining the Net Asset Value ("NAV"), the Fund utilises the valuations of Corporate Loans furnished by a pricing service approved by the Board of Directors of the Management Company. The pricing service typically values corporate loans at the bid price when quotations are readily available. Corporate loans for which quotations are not readily available are valued at fair market value on a consistent basis as determined by the pricing service using pricing matrices to determine valuations. The procedures of the pricing services and its evaluations are reviewed by the Investment Adviser of the relevant Portfolio (the "Investment Adviser") under the general supervision of the Board of Directors of the Management Company. The Board of Directors of the Management Company has determined in good faith that the use of a pricing service is a fair method of determining the valuation of corporate loans.
- Portfolio securities consisting of equities, bonds and other debt instruments (other than short-term obligations but including listed issues) may be valued on the basis of prices furnished by one or more pricing services which determine prices for normal, institutional-size trading units of such securities using market information, transactions for comparable securities and various relationships between securities that are generally recognised by institutional traders.
- Portfolio securities that are listed on stock exchanges or traded on other regulated markets are valued at the last known price on such exchanges or markets as of the close of the business day immediately preceding the Valuation Date for Income Strategies Portfolio and at the Valuation Date at the last known price as of 4.00 p.m. Luxembourg time for Global Equity Income Portfolio, World Income Portfolio and Global Allocation Portfolio. If there are no such sales of a particular security, the value of such security will be the last available bid price. In certain circumstances, such portfolio securities are valued at the last sale price on the exchange that is the primary market for such securities, or the last quoted bid price for those securities for which the Over-the-Counter ("OTC") market such as NASDAQ, is the primary market for listed securities in which there were no sales during the day.

Notes to Financial Statements (continued)

- Investments in open-ended undertakings for collective investments ("UCIs") are valued at their last available NAV.
- Fixed income securities that are not listed on stock exchanges or traded on other regulated markets are valued at the last available bid price or yield equivalents obtained from one or more dealers or pricing services. Securities traded in the OTC market are valued at the last available bid price. In cases where securities are traded on more than one exchange, the securities are valued on the exchange designated by or under the direction of the Directors of the Management Company as the primary market. Portfolio securities that are traded both in the OTC market and on a stock exchange are valued according to the broadest and most representative market.
- Obligations with remaining maturities of 60 days or less are valued at amortised cost unless this method no longer produces fair valuations.
- Securities and assets for which market quotations are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by or under the direction of the Directors of the Management Company.

Super Money Market Fund

- The Portfolio's underlying securities and money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Super Money Market Fund would receive if it sold the instrument.
- The Management Company has established procedures designed to stabilise, to the extent reasonably possible, the Super Money Market Fund's price per unit as computed for the purpose of sales and redemptions at one USD. Holdings are periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the NAV calculated using market values and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists, which may result in material dilution or other unfair results to investors or existing Unitholders, the Management Company takes such corrective action by or under the direction of its Board of Directors as is regarded as necessary and appropriate, including the sale of the portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or to shorten average portfolio maturity, withholding dividends, or establishing a NAV per Unit by using available market values.

All Portfolios

- Cash is valued at its nominal amount.
- Liquid assets such as time deposits are valued on an amortised cost basis and are recorded as cash equivalent in the Statement of Net Assets.

- Assets which include, in particular, interest receivable, dividend receivable, receivable for investments sold and receivable for Fund units subscribed are valued at nominal value.
- Liabilities which include, in particular, payable for investments purchased, payable for Fund units redeemed and payable on dividends to Unitholders are valued at nominal value.
- Credit Default Swaps are valued at their daily market value under guidelines established by the Board of Directors and in accordance with the terms of the Swap agreement.

(b) Cost of Sales of Investments

Profits and losses on sales of investments have been determined on the basis of the average cost method.

(c) Income from Investments

The Fund takes credit for income from its investments on the following basis:

- interest income is accrued daily and includes the amortisation on a straight-line basis of premiums and accretion of discounts;
- bank interest, fixed deposits and money market deposit income are recognised on an accrual basis;
- dividend income is accrued on the ex-dividend date.
- on bonds on a time apportionment basis;
- on Institutional Cash Series on a time apportionment basis.

An interest rate differential measures the gap in interest rates between two similar interest-bearing assets e.g. if the interest rate on USD is 0.25% and that on AUD is 3% then the interest rate differential is 2.75%. Interest rate differential is recorded as income. In accordance with the prospectus such an interest rate differential was applied to World Income Portfolio.

(d) Financial Instruments

During the year, the Fund has entered into a number of forward foreign exchange and futures contracts. Open forward foreign exchange and futures contracts are valued at market price. Surpluses/deficits arising from these are taken to unrealised appreciation or depreciation and are included under assets or liabilities (as appropriate) in the Statement of Net Assets.

The Fund has entered into swap agreements to exchange the return generated by one instrument for the return generated by another investment. In the case of credit default swaps, a series of premiums is paid to the seller of the protection, in return for a payment contingent on a credit event (predefined in the agreement). Where possible, swaps are marked to market based upon daily prices obtained from third party pricing agents and verified against an internal State Street Bank Model. Where such quotations are not available swaps are priced based upon daily quotations from the market maker. In both cases changes in

Notes to Financial Statements (continued)

quotations are recorded as unrealised appreciation or depreciation in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Realised gains or losses on maturity or termination of the swaps and the interest earned in relation to the swaps are presented in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

(e) Foreign Exchange

The cost of investments in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio has been translated at the rates of exchange ruling at the time of purchase. Investments and other assets in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio has been translated at the exchange rate prevailing at the Portfolio's valuation point in Luxembourg as at 31 January 2013.

The income and expense in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio has been translated at the rates of exchange prevailing on record date.

The following exchange rates were used to translate the investments and other assets and other liabilities denominated in currencies, for Income Strategies Portfolio and Super Money Market Fund, other than the base currency of the Portfolio as at 31 January 2013:

CCY	USD
CAD	1.002900
EUR	0.736947
GBP	0.633212

For Global Equity Income Portfolio, World Income Portfolio and Global Allocation Portfolio, 1 USD was equivalent to approximately:

CCY	USD
AUD	0.940108
BRL	1.991250
CAD	1.000750
CHF	0.911900
EUR	0.736730
GBP	0.632711
HKD	7.755950
ILS	3.721000
JPY	91.21000
KRW	1088.925
MXN	12.66825
SEK	6.354700
SGD	1.237650
TWD	29.52650
ZAR	8.935150

The Management Company includes prior day market close prices for purposes of NAV determination for Income Strategies Portfolio and Super Money Market Fund and last prices available as at 4.00 p.m. Luxembourg time for Global Equity Income Portfolio, World Income Portfolio and Global Allocation Portfolio or such other time or times as the Board of Directors of the Management Company may determine (in each case, the "Relevant Time").

(f) Total Combined Figures

The combined figures of the Company are expressed in USD and include the total of the financial statements of the different Portfolios.

(g) Deferred Organisational Expenses

Deferred organisational expenses are capitalised and are amortised on a straight-line basis over a 5-year period.

(h) Dividends and Distributions

- Global Equity Income Portfolio, Income Strategies Portfolio, US Investment Grade Portfolio and World Income Portfolio – Each Portfolio follows the accounting practice of equalisation to prevent the undistributed income per unit from fluctuating solely by reason of subscriptions and redemptions of its units. This is accomplished by maintaining an equalisation account for the relevant Portfolio. The equalisation account is credited with that portion of the proceeds of subscribed units representing the net undistributed income per unit of those units; and is debited with that portion of any redemption payment representing net undistributed income per unit of the redeemed units. A portion of the dividends declared by a Portfolio may consist of amounts previously credited to the equalisation account. The yield reported to investors will include amounts paid from net income as well as any amount paid from the equalisation account. All or a portion of dividends from net investment income are declared as follows:

Portfolio	Dividend Declared
Global Equity Income Portfolio	Monthly
Income Strategies Portfolio	Monthly
US Investment Grade Portfolio	Monthly
World Income Portfolio	Monthly

With respect to each dividend declared, the Board of Directors of the Management Company may determine if, and to what extent, such dividend is to be paid out of undistributed net investment income, realised and unrealised capital gains, increased or decreased by net equalisation credits or debits respectively. Distributions of capital gains are recorded on the ex-dividend dates.

- Super Money Market Fund – Dividends and distributions are declared from the total of net investment income (including straight line amortisation of premium and discount) and net realised gain or loss on investments. Dividends and distributions are declared as follows:

Money Market Units	Dividends & Distributions Declared	Dividends & Distributions Reinvested
Common Units	Daily	Daily
Current Units	Daily	Monthly
Institutional I Units	Daily	Monthly

Dividends and distributions are reinvested in additional Money Market Units at NAV.

Notes to Financial Statements (continued)

- Global Allocation Portfolio – In accordance with the Prospectus no dividend distribution is payable on the Portfolio.

3. Management Charges, Distribution Fees and BROL Fees

The Management Company has entered into Investment Advisory Agreements ("Agreement") with each of the Investment Advisers. Each of the Investment Advisers is responsible for the management of their respective portfolios and provides the necessary personnel, facilities, equipment and certain other services necessary to the operations of the Fund. The Management Company has also entered into a Distribution Agreement with BlackRock (Channel Islands) Limited (the "Distributor") and the Japanese Distributors (mentioned on pages 5 to 7). Furthermore, the Management Company has entered into an agreement with BlackRock Operations (Luxembourg) S.à r.l. ("BROL") pursuant to which BROL, under the direction of the Management Company, provides certain corporate and administrative coordination services on behalf of the Portfolios.

As compensation for such services, the Management Company may direct the various series of the Fund to pay all or a portion of their respective monthly fees to the Investment Advisers, the Global Distributor, the Japanese Sub-Distributors and BROL as follows:

	% Annual Rate of the Average Daily Net Assets ⁽¹⁾		
	Management Charges	Distribution Fees	BROL Fees
Super Money Market Fund:			
Common Units	0.50%	0.25%	0.025%
Current Units	0.50%	0.25%	0.025%
Institutional I Units	0.45%	-	0.025%
Non-Money Market Portfolios:			
Global Equity Income Portfolio:			
A Class	0.60%	0.60%*	0.025%
F Class	-	-	-
Income Strategies Portfolio ⁽²⁾			
A Class	0.60%	0.50%	0.025%
B Class	0.60%	1.00%	0.025%
J Class	0.60%	0.50%	0.025%
US Investment Grade Portfolio:			
A Class	0.45%	0.45%*	0.025%
World Income Portfolio:			
A Class	0.50%	0.65%*	0.025%
Global Allocation Portfolio:			
A Class	0.75%	0.75%*	0.025%

* The fee includes 0.05% paid to the Japanese Agent Company.

⁽¹⁾ All fees are calculated based on the average daily net assets of each respective Portfolio.

⁽²⁾ The Management Company is entitled to receive a monthly management fee from the Portfolio, at the annual rate shown in the table above, based on the average daily net assets plus the principal amount of borrowing incurred by the Portfolio for leverage purposes.

The Management Company agreed to reimburse the Fund for expenses of US Investment Grade Portfolio (until its liquidation) in excess of 1.10% of the average net assets attributable to the Units of US Investment Grade Portfolio. Such reimbursement did not exceed the fees received by the Management Company.

A fee waiver on management charges, distribution fees and BROL fees was in place on Super Money Market Fund's Common, Current and Institutional I Units. As at 31 January 2013, the total amounts waived to the benefit of the Portfolio were:

	Management Charges USD	Distribution Fees USD	BROL Fees USD
Common Units	1,487	743	87
Current Units	3,713,595	1,856,797	218,746
Institutional I Units	1,348,111	-	99,682

4. Transactions with Connected Persons

The ultimate holding company of the Management Company and the Investment Advisers is BlackRock, Inc., a company incorporated in Delaware, USA. PNC Financial Services Group Inc is a substantial shareholder in BlackRock, Inc. When arranging transactions in securities for the Fund, companies in the PNC Group may have provided securities brokerage, foreign exchange, banking and other services, or may have acted as principal, on their usual terms and may have benefit therefrom. Commissions have been paid to brokers and agents in accordance with the relevant market practice and the benefit of any bulk or other commission discounts or cash commissions rebates provided by brokers or agents have been passed on to the Fund. The services of PNC Group companies could have been used by the Investment Advisers where it was considered appropriate to do so provided that their commissions and other terms of business are generally comparable with those available from unassociated brokers and agents in the markets concerned, and this is consistent with the above policy of obtaining best net results.

During the year there have been no transactions which were outside the ordinary course of business or which were not on normal commercial terms.

5. Taxation

No Luxembourg income tax or capital gains tax is presently payable by the Fund. The Fund is subject to the taxes levied on a Luxembourg investment company at an annual rate of 0.05%, based on the value of net assets on the last day of each calendar quarter, except in respect of Super Money Market Fund and unit classes reserved for institutional investors, on which a reduced tax of 0.01% per annum is levied. No further taxes are levied on the assets held by the Fund in other UCI already subject to this subscription tax in Luxembourg.

Under applicable foreign tax laws, withholding taxes may be imposed on interest, dividends and capital gains at various rates.

6. Commitments

As at 31 January 2013, the unfunded loan amounted to USD 13,680 for Income Strategies Portfolio.

7. Credit Facility

As at 31 January 2013, Income Strategies Portfolio was entitled to a credit facility of USD 65,000,000 from State Street Bank Luxembourg S.A. As at 31 January 2013, no loan was outstanding.

Notes to Financial Statements (continued)

8. Security Pledged or Given in Collateral

Securities which have been given as guarantee for futures transactions, are evidenced by "+" in the Portfolio of Investments of the Fund. As at 31 January 2013 no securities had been given as guarantee.

There were no securities which have been received in guarantee as at 31 January 2013.

9. Subsequent Events

There have been no subsequent events since the year end.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成26年5月末日現在)

		米ドル (および を除く)	円 (を除く)
資産総額		251,282,253.00	25,545,353,840
負債総額		5,095,451.63	518,003,613
純資産総額 (-)		246,186,801.37	25,027,350,227
発行済口数	クラスA 受益証券 (米ドル建て)	15,861,266口	
	クラスA 受益証券 (豪ドル建て)	2,627,165口	
1口当たりの純資産価格	クラスA 受益証券 (米ドル建て)	13.27米ドル	1,349
	クラスA 受益証券 (豪ドル建て)	14.61豪ドル	1,384

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換

受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 J・P・モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

取扱場所 セニガーバーク L - 2633、トレヴェス通り 6 C 番

受益証券に関する確認書を含む（これらに限定されない。）受益証券の名義書換または譲渡は、ファンドの受益証券登録簿に記帳されるものとする。

受益証券の名義書換は、譲渡者および譲受者またはそれらの各ブローカーによって署名される譲渡証券を名義書換事務代行会社に対して交付することによって、または管理会社もしくは管理会社が指名する一もしくは複数の者によって署名される書面による譲渡承認書によって、有効となる。

各受益証券は、ポートフォリオの不可分の共有権を表章する。受益証券が複数の者によって共同所有されるか、または登録受益者以外の一もしくは複数の者によって実質的に所有される場合、各共同所有者または各実質所有者（両者を総称して「登録所有者」という。）は、管理会社および名義書換事務代行会社との関係における当該共同所有者または実質所有者を代表する者を、名義書換事務代行会社または当該目的のため管理会社が指名する一または複数の者に対し指名することを要し、共同所有者の場合は、管理会社は、共同所有者の中の単一代表者の当該指名の受領時まで、当該受益証券に関する権利の行使の全部または一部を停止することができる。当節の第二文に従い、管理会社および保管受託銀行は、受益証券登録簿に登録されている名義人を、当該受益証券の絶対所有者として扱うことができ、またそう扱うことにより全面的に保護されるものとし、当該受益証券におけるもしくは当該受益証券に対する他の者の権利、利益または請求を無視し、顧慮しないことができるものとする。

受益証券の各所持人は、各所持人が所有する受益証券の自己名義での受益証券登録簿への登録時またはそれ以前に、また受益証券の各買付申込者は、各申込みの受諾時またはそれ以前に、名義書換事務代行会社または管理会社が当該目的のため指名する一もしくは複数の者に対し、ファンドの受益証券登録簿に記載され、管理会社および名義書換事務代行会社からの一切の通知および通信が送付される各買付申込者の住所を通知するものとする。受益者が上記のとおり住所を通知しない場合、名義書換事務代行会社に別の住所を通知するまでは、受益証券登録簿には「名義書換事務代行会社気付」として記載されるものとする。受益者は、名義書換事務代行会社に対する書面による通知によって、受益証券登録簿上の登録住所を随時変更することができる。

日本における販売会社に受益証券の保管を委託する日本の受益者については、日本における販売会社を通じて名義書換を行い、その他の受益者は、自己の責任により手配する。

2 受益者集会

受益証券には議決権が付与されていない。

3 受益者に対する特典はない。

4 受益証券についての譲渡制限

適用される法律により禁止されている場合を除き、米国人（下記に定義される。）ならびに発行済受益証券の10%以上を保有する者（日本人、販売会社および（または）そのノミニーを除く。）に対する場合以外譲渡制限はない。

「米国人」とは、米国居住者または1933年米国証券法（随時改正済）のレギュレーション S で規定されるその他の者をいう。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

a．資本金の額

管理会社の資本金は、50万米ドル（約5,083万円）で、平成26年5月末日現在全額払込済である。なお、1株12.5米ドル（約1,271円）の記名株式40,000株を発行済である。

最近5年間に於いて資本金の額の増減はない。

b．会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役会の構成員は管理会社の株主である必要はない。取締役は、翌年の年次株主総会でその後任者が選任され就任するまでの期間を任期として年次株主総会において選任されるものとする。ただし、取締役は、株主総会の決議により、事由の有無に拘らず、解任されおよび（または）更迭されることがある。死亡、引退その他の事由により取締役に欠員が生じた場合は、残りの取締役が会議を開き、多数決により、翌年の年次株主総会までの期間、かかる欠員を補充するため取締役を選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名および1名ないしそれ以上の副会長を選出することができる。取締役会はまた秘書役を選任することができる。秘書役は取締役である必要はなく取締役会と株主総会の議事録を保管する責任を有する。

取締役会は、会長または2名の取締役の招集により招集通知に指定する場所において開催される。

取締役会会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務める。

取締役会は、管理会社の運営および管理に必要なとみなされるジェネラル・マネジャーおよびアシスタント・ジェネラル・マネジャーその他の役員を含む管理会社役員を随時任命することができる。いずれのかかる任命も取締役会の決定により取り消すことができる。役員は管理会社の取締役または株主である必要はない。任命された役員は管理会社の定款に特段の規定がない限り、取締役会によって役員に与えられた権限と義務を有する。

取締役会の通知は、緊急時を除き少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役会にあてて書面によりなされるものとする。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載するものとする。招集通知は、ケーブル、テレックス、電報またはファクシミリによる各取締役の同意により省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

いずれの取締役もケーブル、テレックス、電報またはファクシミリにより別の取締役をその代理人として指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の少なくとも過半数が出席もしくは代理出席している場合にのみ、審議を行い有効に行為することができる。決議は取締役会に出席もしくは代理出席している取締役の多数決によるものとする。

前記にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議と全部の各取締役による署名を含んだ一通または数通の書面から構成されることができる。当該決議の日付は、最後の署名の日付である。

取締役会は、特に、管理会社の利益のために管理および業務の一切の行為を遂行するための最も広範囲な権限を有している。法または定款によって明示的に留保されていない権限は、取締役会の権限とする。

管理会社は、管理会社のいずれか2名の取締役の共同の署名によって拘束され、取締役会によってかかる権限が授けられた者の個人の署名にも拘束される。

管理会社は、平成21年8月14日付で投資顧問会社との間に投資顧問契約を締結した。平成26年7月22日付で、管理会社は投資運用会社と投資運用契約を締結し、投資顧問会社は当該投資顧問契約にとってかわるものとして、投資運用会社と投資顧問契約を締結した。

投資顧問会社は、常に投資運用会社の指示に従うものとするが、投資顧問契約の規定によれば、投資顧問会社は、証券またはその他の資産に投資されたファンドのポートフォリオの運用に責任を持つことになっている。特定の証券の売買もしくは保有の決定は、投資顧問会社の責任においてなされるが、投資運用会社の監督を受ける。

c．役員及び従業員の状況

（平成26年5月末日現在）

氏名	役職名	略歴	保有株式数
ギド・バン・パーケル (Guido Van Berkel)	取締役会長および非執行取締役	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーおよびブラックロック・ファンド・マネジメント・リミテッド、取締役会長	株 0
グラハム D．バンピング (Graham D. Bamping)	非執行取締役	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド、マネージング・ディレクター	0
ジェフリー D．ラドクリフ (Geoffrey D. Radcliffe)	非執行取締役	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー、マネージング・ディレクター	0
ショーン・オドリスコル (Sean O'Driscoll)	非執行取締役	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー、ディレクター	0
ジョアン・フィッツジェラルド (Joanne Fitzgerald)	非執行取締役	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー、ディレクター	0
エイドリアン M．ローレンス (Adrian M. Lawrence)	非執行取締役	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド、製品開発担当ディレクター	0
デロイト・オーディット・エス・エイ・アール・エル (Deloitte Audit S.à r.l.)	監査役	1990年現職に就任	0

（注）管理会社には、以下に記載するジェネラル・アドミニストレイティブ・マネジャーおよびアシスタント・アドミニストレイティブ・マネジャーの他に従業員はいない。

ファンドの独立監査人は、デロイト・オーディット・エス・エイ・アール・エル（Deloitte Audit S.à r.l.）である。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ファンドの管理および運用を行う。管理会社は、ファンドの管理業務を、管理事務代行会社ならびに登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社に委託しており、ファンド資産の保管業務を保管受託銀行に委託している。ファンドの管理会社の会社秘書役は、セニガーバーグ L - 2633、トレヴェス通り 6 D 番 6 階に住所を有するジェフリー D．ラドクリフ（Geoffrey D. Radcliffe）氏である。

平成26年5月末日現在、管理会社は下記の通り、ルクセンブルグ籍のアンブレラ型オープン・エンド契約型投資信託である、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズの6つのポートフォリオを管理しており、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ全体の純資産総額は、2,899,963,573.69米ドルである。

3【管理会社の経理状況】

a．本書記載の管理会社の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された本書記載の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。管理会社の財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第5項ただし書の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成26年5月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル＝101.66円の為替レートが使用されている。

円換算額は原文の財務書類には記載されておらず、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

b．原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット（管理会社の本国における独立登録会計事務所）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は、本書に掲載されている。

[次へ](#)

2013年12月31日に終了した計算期間の財務諸表

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

貸借対照表

2013年12月31日現在

	注記	2013年		2012年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
金融資産					
関連企業に対する持分	3	788,501		788,016	
流動資産					
債権					
営業債権					
- 1年以内期限到来	4	1,480,279		832,149	
関連企業に対する債権					
- 1年以内期限到来	4	32,298		8,787	
その他の債権					
- 1年以内期限到来	4	5,403		8	
		1,517,980	154,318	840,944	85,490
銀行預金及び手許現金		2,179,614	221,580	3,567,382	362,660
資産合計		4,486,095	456,056	5,196,342	528,260
負債					
資本金及び準備金					
資本金	5	500,000		500,000	
準備金					
- 法定準備金	6	50,000		50,000	
- その他の準備金	7	231,575		164,537	
繰越利益	8	1,899,963		1,604,981	
当期利益		392,412	39,893	362,020	36,803
		3,073,950	312,498	2,681,538	272,605
引当金					
納税引当金	12	259,707		313,171	
非劣後債務					
営業債務					
- 1年以内期限到来	9	51,910		50,604	
関連企業に対する債務					
- 1年以内期限到来	9	1,100,528		2,151,029	
負債合計		4,486,095	456,056	5,196,342	528,260

添付の注記は、当年次財務諸表の不可欠な一部である。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

損益計算書

2013年12月31日に終了した年度

	注記	2013年度		2012年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
費用					
その他の外部費用	10	71,060		91,323	
法人所得税	12	188,594		146,436	
当期利益		392,412		362,020	
費用合計		652,066	66,289	599,779	60,974
収益					
純売上高	14	637,816		581,140	
その他の営業収益	13,15	14,250		18,639	
収益合計		652,066	66,289	599,779	60,974

添付の注記は、当年次財務諸表の不可欠な一部である。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

年次財務諸表に対する注記

2013年12月31日に終了した年度

注記 1 報告事業体

当社は、投資信託に関する2010年12月17日改正法（以下「2010年法」という。）第16章の適用を受ける。当社の目的は、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「B R G I S」という。）及び他の1つ以上のルクセンブルグの投資信託の管理・運用、及びB R G I Sに対する持分の分割できない共有権者であることを証明する証書又は確認書の発行を行うことである。なお、B R G I Sは、2010年改正法に基づくパート U C I（投資信託（Undertaking for Collective Investment））としての資格を有する。

2011年12月6日、当社は、資本が変動するオープン・エンド型投資会社としてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された公開有限責任会社であるブラックロック・オルタナティブ・ストラテジーズ（以下「B A S」という。）の管理会社として選任された。

当社の会計年度は暦年と一致している。

管理対象ファンド

B R G I Sは、現在、以下の個別の6つのポートフォリオに投資する機会を投資家に提供している。

- 1．スーパー・マネー・マーケット・ファンド
- 2．世界株式インカム・ポートフォリオ
- 3．インカム・ストラテジー・ポートフォリオ
- 4．ワールド・インカム・ポートフォリオ
- 5．グローバル・アロケーション・ポートフォリオ
- 6．エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・インデックス・ポートフォリオ

B R G I Sエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・インデックス・ファンドは2013年9月12日に設定された。

B A Sは現在、オープン・エンド型の様々なキャピタル・ファンドに投資する機会を投資家に提供している。

注記 2 会計方針

重要な会計方針は以下に要約されている。これらの方針は全て、当年度にわたり首尾一貫して適用されている。

a) 作成の基礎

当年次財務諸表は、ルクセンブルグ大公国における一般に公正妥当と認められる会計原則及び施行されている規則に準拠して作成されている。

2002年12月19日法（2010年12月17日改訂）第26条第5項に準拠して、注記13 - 外貨換算に開示のとおり、年次財務諸表の表示を当社の特定の活動に対応させている。

b) 売上高

売上高は、通常の事業の過程で提供された管理サービスからの投資運用に係る報酬及び収益を表している。

投資運用、投資顧問及び管理サービスは、サービスの履行に伴い認識される。当該報酬は主に、運用対象資産の市場価額に対する所定の料率に基づいている。

当社は、当社が管理する一定のファンドに代わって、様々なミューチュアル・ファンドの販売会社及び受益者向けのサービスを行う契約を第三者及び関連当事者と締結している。当該契約は通常ファンドが支払う管理報酬の一部として価格設定される。

c) 税金

ルクセンブルグの法人所得税及び外国税を含む当期税金は、貸借対照表日現在において施行されているか又は実質的に施行されている税率及び法律を用いて、納付（又は還付）が見込まれる金額で引当計上される。

d) 外貨建取引

当社の財務諸表は米ドルで記帳されている。外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートで計上されている。外貨建貨幣性資産及び負債は、貸借対照表日現在の終値により換算替えされる。

e) 未収入金

役務提供により生じた未収入金は額面価額で評価される。貸借対照表日現在における実現可能価額が額面価額を下回る場合、価額調整が行われる。

f) 引当金

各年度末において、予見可能な負債・費用に対する引当金は、取締役会により慎重かつ誠実に決定される。過年度に設定された引当金は再検討され、もはや引当金が必要ないとみなされた場合には損益計算書に戻入ることができる。

g) 金融資産

金融資産は、永久的な減損控除後の取得原価で計上されている。金融資産は、取得原価を各ファンドの管理事務代行会社により報告される公式の受益証券1口当たり純資産額と比較することにより年次ベースで減損が評価される。永久的な減損は、永久的な減損と判断された年度の損益計算書において認識される。投資先ファンドにより発行される追加の受益証券の形で稼得及び受領した分配金は、貸借対照表において取得原価として、及び稼得した期間の損益計算書において収益として認識される。

h) 継続企業の前提

当社の事業活動は、将来の成長、業績及びポジションに影響を与える可能性のある要因と共に、当社が直面している重要なリスクと合わせて取締役報告書において記載されている。当年度財務諸表には、貸借対照表において当社の財政状態及び現金ポジションが含まれている。

当社の継続企業の前提を評価する上で、取締役は、上記の要因（当社の財政状態及び特に重要な正味現金ポジションを含む。）を考慮している。報告日現在において、当社は、翌12ヶ月間に見込まれる資金需要を賄うことができる十分な既存資金を有している。このことにより、取締役は当社がその事業リスクを首尾よく管理できる状態にあると確信している。

適切な調査の結果、取締役は、当社が予見可能な将来において事業を継続させるための十分な資力を有していると合理的に予測している。このため、取締役は、年次報告書及び財務諸表の作成において継続企業の前提を引き続き適用している。

注記３ 金融資産

金融資産はブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ - スーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券であり、以下の通りである。

	クラス A 受益証券		クラス B 受益証券		合計	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル
期首残高	349,968	349,968	438,048	438,048	788,016	788,016
分配金再投資	216	216	269	269	485	485
期末残高	350,184	350,184	438,317	438,317	788,501	788,501

受取分配金485ドル（2012年度：910ドル）がその他の営業収益に含まれている。注記15「その他の営業収益」参照のこと。

注記４ 債権

	(単位：米ドル)	
	2013年度	2012年度
営業債権	1,480,279	832,149
関連企業に対する債権	32,298	8,787
その他の債権		
- V A T 債権	5,403	8
	1,517,980	840,944

すべての債権は１年以内期限到来である。

注記５ 資本金

当社の資本金は、１株当たり額面価額12.50米ドルの普通株式40,000株（2012年度：40,000株）からなる合計500,000ドル（2012年度：500,000ドル）である。

注記６ 法定準備金

ルクセンブルグの会社は、法定準備金が発行済資本金の10％に達するまで、最低でも年間純利益（繰越欠損金控除後）の５％を法定準備金に繰り入れることを要求されている。

当該準備金は、会社の存続期間中は、現金配当その他の形で分配することはできない。

すでに10％の最大値に達していたため、2013年度または2012年度に繰入れは行われなかった。

	(単位：米ドル)	
	2013年度	2012年度
法定準備金：		
１月１日及び12月31日現在	50,000	50,000

注記7 その他の準備金

年次総会の構成員は、当社の正味富裕税を低減させるため、正味富裕税特別準備金の設定を承認している。この特別準備金は、想定される正味富裕税控除の5倍の金額である。正味富裕税負債の減少を利用するために、この正味富裕税特別準備金は5年間分配に利用できない。当該準備金は貸借対照表のその他の準備金に含まれている。

当年度中に67,038ドル（2012年度：57,988ドル）が正味富裕税準備金に繰り入れられた。これは年次総会の承認を条件としている。

	(単位：米ドル)	
	2013年度	2012年度
その他の準備金：		
1月1日現在	164,537	106,549
当年度中の繰入れ	67,038	57,988
12月31日現在	231,575	164,537

注記8 繰越利益

	(単位：米ドル)	
	2013年度	2012年度
期首繰越利益	1,604,981	1,144,002
その他の準備金への正味繰入れ	(67,038)	(57,988)
前年度の利益	362,020	518,967
期末繰越利益	1,899,963	1,604,981

注記9 非劣後債務

	(単位：米ドル)	
	2013年度	2012年度
営業債務		
専門家報酬	51,910	50,604
関連企業に対する債務	1,100,528	2,151,029
	1,152,438	2,201,633

すべての債務は1年以内期限到来である。

注記10 その他の外部費用

(単位：米ドル)

	2013年度	2012年度
事務管理及びファンド関連費用	21,036	19,080
監査報酬	38,720	27,300
専門家報酬	11,304	44,943
	71,060	91,323

監査報酬は当社の法定監査に関連するものであった。

注記11 従業員

当年度末現在、当社に雇用されている従業員数はゼロであった（2012年度：ゼロ）。

注記12 法人所得税

当社はルクセンブルグの法人所得税、住民税及び正味富裕税の対象となっている。2013年12月31日に終了した年度の法人所得税及び住民税に相当する費用は188,594米ドル（2012年度：146,436米ドル）であった。

2013年12月31日現在、当社は法人所得税負債259,707米ドル（2012年度：313,171米ドル）を有しており、これは貸借対照表の納税引当金に含まれていた。

正味富裕税の詳細は注記7に記載されている。

注記13 外貨換算

当社は、外国通貨の換算に係る未実現の為替差益を認識している。ルクセンブルグ大公国における一般に公正妥当と認められる会計原則からのこの逸脱は、2010年12月17日法第26条に準拠して、当社の資産、負債、財政状態及び経営成績の真実かつ公正な概観を示すために必要と考えられている。

2013年12月31日に終了した年度において、当社は、損益計算書のその他の営業収益に外国通貨の換算に係る未実現の為替差益13,764米ドル（2012年度：17,729米ドル）を認識した。

注記14 純売上高

(単位：米ドル)

	2013年度	2012年度
管理報酬	7,972,750	7,264,223
グループ会社からの純サービス報酬	(7,334,934)	(6,683,083)
	637,816	581,140

当社とブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（以下「投資顧問会社」という。）との契約に基づき、スーパー・マネー・マーケット・ファンド、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、ワールド・インカム・ポートフォリオ、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・インデックス・ポートフォリオ及びブラックロック・オルタナティブ・ファンドに関して、当社は、管理報酬及び関連費用の純額の92%で各評価日ごとに計算され、毎月計上される報酬を投資顧問会社に支払う。

2013年12月31日に終了した年度及び2012年12月31日に終了した年度中の一定期間において、スーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券に係る管理報酬の変動料率の免除が実施された。

注記15 その他の営業収益

（単位：米ドル）

	2013年度	2012年度
未実現の為替差益	13,764	17,729
受取分配金	485	910
	14,250	18,639

注記16 関連当事者

当年度中に発生した関連当事者との取引は、グループ内のその他の子会社との財務活動及びサービス費用に関連している。これらは独立企業間取引で行われた。

注記17 親会社

当社の直接的な親会社はブラックロック・グループ・リミテッドであり、最終的な親会社はアメリカ合衆国デラウェア州で設立された会社であるブラックロック・インクである。ブラックロック・インクは当社を含む最大かつ最小のグループの親会社で、グループの財務諸表を作成している。ブラックロック・インクのグループの年次財務諸表の写しは、ウェブサイトであればwww.blackrock.comのインベスター・リレーションズから、又は55 イースト 52ストリート ニューヨーク ニューヨーク州 10055、アメリカ合衆国宛てに、もしくはinvrel@blackrock.com. に電子メールで請求することにより入手できる。

[次へ](#)

BlackRock Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at December 31, 2013

ASSETS	Note	2013 \$	2012 \$
Financial Assets			
Shares in affiliated undertakings	3	788,501	788,016
Current Assets			
Debtors			
Trade debtors			
- becoming due and payable within one year	4	1,480,279	832,149
Amounts owed by affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year	4	32,298	8,787
Other debtors			
- becoming due and payable within one year	4	5,403	8
		<u>1,517,980</u>	<u>840,944</u>
Cash at bank and in hand		<u>2,179,614</u>	<u>3,567,382</u>
TOTAL ASSETS		<u><u>4,486,095</u></u>	<u><u>5,196,342</u></u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
Subscribed capital	5	500,000	500,000
Reserves			
- legal reserves	6	50,000	50,000
- other reserves	7	231,575	164,537
Profit or loss brought forward	8	1,899,963	1,604,981
Result for the financial year		<u>392,412</u>	<u>362,020</u>
		<u>3,073,950</u>	<u>2,681,538</u>
Provisions			
Provisions for taxation	12	259,707	313,171
Non Subordinated debts			
Trade Creditors			
- becoming due and payable within one year	9	51,910	50,604
Amounts owed to affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year	9	<u>1,100,528</u>	<u>2,151,029</u>
TOTAL LIABILITIES		<u><u>4,486,095</u></u>	<u><u>5,196,342</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

BlackRock Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended December 31, 2013

CHARGES	Note	2013 \$	2012 \$
Other external charges	10	71,060	91,323
Tax on profit or loss	12	188,594	146,436
Profit for the financial year		<u>392,412</u>	<u>362,020</u>
TOTAL CHARGES		<u><u>652,066</u></u>	<u><u>599,779</u></u>
INCOME			
Net Turnover	14	637,816	581,140
Other operating income	13,15	<u>14,250</u>	<u>18,639</u>
TOTAL INCOME		<u><u>652,066</u></u>	<u><u>599,779</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended December 31, 2013

NOTE 1 - Reporting entity

The Company is subject to chapter 16 of the Law of December 17, 2010 as amended relating to undertakings for Collective Investments (the “2010 Law”). The purpose of the Company is the administration and the management of BlackRock Global Investment Series (“BRGIS”) and of one or more other Luxembourg collective investment undertakings and the issue of certificates or statements of confirmation evidencing undivided co-proprietorship interests in the BRGIS, which qualifies as a Part II UCI (Undertaking for Collective Investment) under the 2010 amended Law.

On December 6, 2011 the Company was appointed as the Management Company for BlackRock Alternative Strategies (“BAS”), a public limited company established under the laws of Grand Duchy of Luxembourg as an open ended variable capital investment company.

The Company's accounting year coincides with the calendar year.

Managed Funds

BRGIS currently offers investors the opportunity to invest in six separate portfolios:

1. Super Money Market Fund
2. Global Equity Income Portfolio
3. Income Strategies Portfolio
4. World Income Portfolio
5. Global Allocation Portfolio
6. Emerging Markets Local Currency Bond Index Portfolio

BRGIS Emerging Markets Local Currency Bond Index Fund was launched on September 12, 2013.

BAS currently offers investors the opportunity to invest in open ended variable capital funds.

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the Annual accounts for the year ended December 31, 2013 (continued)

NOTE 2 - Accounting policies

The principal accounting policies are summarised below. They have all been applied consistently throughout the year.

a) Basis of preparation

The annual accounts have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In accordance with article 26 (5) of the Law of December 19, 2002, as amended on December 17, 2010, and as disclosed in Note 13 - Foreign exchange translation, the annual accounts' presentation has been adapted to the Company's specific activity.

b) Turnover

Turnover represents investment management fees and income from administrative services, provided in the normal course of business.

Investment management, investment advisory and administration services are recognised as the services are performed. Such fees are primarily based on predetermined percentages of the market value of the assets under management.

The Company contracts with third parties and related parties for various mutual fund distributors and shareholder servicing to be performed on behalf of certain funds managed by the Company. Such arrangements generally are priced as a portion of the management fee paid by the fund.

c) Taxation

Current tax, including Luxembourg income tax and foreign tax, is provided at amounts expected to be paid (or recovered) using the tax rates and laws that have been enacted by or substantively enacted by the balance sheet date.

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the Annual accounts for the year ended December 31, 2013 (continued)

NOTE 2 - Accounting policies (continued)

d) Foreign currency transactions

The accounts of the Company are expressed in US Dollars (\$). Transactions in foreign currencies are recorded at the exchange rate ruling at the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are retranslated at the closing rates at the balance sheet date.

e) Receivables

Receivables resulting from the supply of services are valued at their nominal value. A value adjustment is made when the realisable value at the balance sheet date is inferior to the nominal value.

f) Provisions

Provisions to cover foreseeable liabilities and charges are determined prudently and in good faith by the Board of Directors at the end of each year. Provisions raised in previous years are reviewed and may be written back to the profit and loss account, when it is no longer considered to be necessary.

g) Financial Assets

Financial assets are held at cost less permanent impairment. The financial asset is evaluated for impairment on an annual basis by comparing the cost to the official net asset value per share as reported by the administrator of the respective fund. Permanent impairment is recognised in the profit and loss in the year which permanent impairment is determined. Dividends earned and received in the form of additional shares issued by the underlying fund are recognised as a cost in the balance sheet and an income in the profit and loss during the period earned.

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the Annual accounts for the year ended December 31, 2013 (continued)

NOTE 2 - Accounting policies (continued)

h) Going concern

The Company's business activities, together with the factors likely to affect its future development, performance and position are set out in the Directors' Report, along with key risks facing the Company. The annual accounts include the financial and cash position of the Company in the balance sheet.

In assessing the Company's going concern status, the directors have taken into account the above factors, including the financial position of the Company, and in particular the significant net-cash position. The Company has, at the date of this report, sufficient existing finances available for its estimated requirements for the next twelve months. This provides the directors with the confidence that the Company is well placed to manage its business risks successfully.

After making appropriate enquiries, the directors have a reasonable expectation that the Company has adequate resources to continue in operational existence for the foreseeable future. Accordingly, they continue to adopt the going concern basis in preparing the annual report and financial statements.

NOTE 3 - Financial assets

Financial assets are made up of units in BlackRock Global Investment Series-Super Money Market Fund as follows:

	Class A		Class B		Total	
	Number of Units	USD	Number of Units	USD	Number of Units	USD
Balance at the beginning of the year	349,968	349,968	438,048	438,048	788,016	788,016
Dividends reinvested	216	216	269	269	485	485
Balance at the end of the year	350,184	350,184	438,317	438,317	788,501	788,501

Dividend income of \$485 (2012: \$910) is included within other operating income. See Note 15: Other operating income.

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the Annual accounts for the year ended December 31, 2013 (continued)

NOTE 4 - Debtors

	2013 \$	2012 \$
Trade debtors	1,480,279	832,149
Amounts owed by affiliated undertakings	32,298	8,787
Other debtors		
- VAT receivable	5,403	8
	<u>1,517,980</u>	<u>840,944</u>

All debtors are due within one year.

NOTE 5 - Subscribed capital

The total share capital of the Company amounts to \$500,000 (2012: \$500,000) consisting of 40,000 (2012: 40,000) ordinary shares with a par value of \$12.50 per share.

NOTE 6 - Legal reserve

Luxembourg companies are required to appropriate to the legal reserve a minimum of 5% of the annual net income, after deducting any losses brought forward, until such reserve equals 10% of subscribed capital.

This reserve may not be distributed, in the form of cash dividends or otherwise, during the life of the Company.

No allocations were made in 2013 or 2012 as the 10% maximum had already been reached.

	2013 \$	2012 \$
Legal Reserve:		
At 1 January and 31 December	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the Annual accounts for the year ended December 31, 2013 (continued)

NOTE 7 - Other reserves

The members' general meeting have ratified the creation of a special net wealth tax reserve in order to reduce the net wealth tax of the Company. This special reserve amounts to five times the envisaged net wealth tax credit. This special net wealth tax reserve has to remain unavailable for distribution for five years, to take advantage of the reduction in net wealth tax liability. This reserve is included as other reserves in the balance sheet.

During the year, an amount of \$67,038 (2012: \$57,988) was allocated to the net wealth tax reserve, which is subject to approval at the annual general meeting.

	2013 \$	2012 \$
Other reserves:		
At 1 January	164,537	106,549
Transferred during the year	67,038	57,988
At 31 December	<u>231,575</u>	<u>164,537</u>

NOTE 8 - Profit brought forward

	2013 \$	2012 \$
Profit brought forward at the beginning of the year	1,604,981	1,144,002
Net transfer to Other reserves	(67,038)	(57,988)
Profit for preceding financial year	<u>362,020</u>	<u>518,967</u>
Profit brought forward at year end	<u>1,899,963</u>	<u>1,604,981</u>

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the Annual accounts for the year ended December 31, 2013 (continued)

NOTE 9 - Non-subordinated debts

	2013 \$	2012 \$
Trade Creditors		
Professional fees	51,910	50,604
Amounts owed to affiliated undertakings	1,100,528	2,151,029
	<u>1,152,438</u>	<u>2,201,633</u>

All creditors are payable within one year.

NOTE 10 - Other External charges

	2013 \$	2012 \$
Administrative and fund related costs	21,036	19,080
Audit fees	38,720	27,300
Professional fees	11,304	44,943
	<u>71,060</u>	<u>91,323</u>

Audit fees were in relation to the statutory audit of the Company.

NOTE 11 - Staff

At the end of the year, the number of staff employed by the Company was nil (2012: nil).

NOTE 12 - Tax on profit or loss

The Company is subject to Luxembourg corporate income tax, municipal business tax and net wealth tax. The charge, representing corporate income and municipal business tax for the year ended December 31, 2013 is \$188,594 (2012: \$146,436).

As at December 31, 2012 the Company had an income tax liability of \$259,707 (2012: \$313,171), which is included in Provisions for taxation in the balance sheet.

Details of the Net Wealth Tax are given in Note 7.

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the Annual accounts for the year ended December 31, 2013 (continued)

NOTE 13 - Foreign exchange translation

The Company recognises unrealised gains on translation of foreign currencies. This departure from generally accepted accounting principles in force in the Grand-Duchy of Luxembourg is deemed necessary to give a true and fair view of the Company's assets, liabilities, financial position and results in accordance with article 26 of the law of December 17, 2010.

For the year ended December 31, 2013, the Company recognised unrealised net gains on foreign currency translation of \$13,764 (2012: \$17,729), which is included in other operating income in the profit and loss account.

NOTE 14 - Net turnover

	2013 \$	2012 \$
Management fees	7,972,750	7,264,223
Net service fee charge from group undertakings	(7,334,934)	(6,683,083)
	<u>637,816</u>	<u>581,140</u>

Under an agreement between the Company and BlackRock Financial Management, Inc. (the Adviser), the Company pays to the Advisor a fee, computed on each Valuation Date and payable monthly at 92% of the net Management Fee revenue and related expenses for Super Money Market Fund, Income Strategies Portfolio, Global Equity Income Portfolio, World Income Portfolio, Emerging Markets Local Currency Bond Index Portfolio and the BlackRock Alternative Fund range.

A varying rate waiver of management fees was in place on Super Money Market Fund's Units for certain periods during the years ending December 31, 2013 and December 31, 2012 respectively.

NOTE 15 - Other operating income

	2013 \$	2012 \$
Unrealised foreign exchange gain	13,764	17,729
Dividend Income	485	910
	<u>14,250</u>	<u>18,639</u>

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the Annual accounts for the year ended December 31, 2013 (continued)

NOTE 16 - Related parties

The transactions with related parties that occurred during the year are relating to financing activities and service charges with other subsidiaries within the group. These have been concluded at arm's length.

NOTE 17 - Parent undertaking

The Company's immediate parent company is BlackRock Group Limited, and the ultimate parent company is BlackRock, Inc., a company incorporated in the State of Delaware in the United States of America. The parent company of the largest and smallest group that includes the Company and for which group accounts are prepared is BlackRock, Inc. Copies of the group annual accounts of BlackRock Inc. are available from the Investor Relations website at www.blackrock.com or requests may be addressed to: Investor Relations, 55 East 52nd St, New York, NY 10055, USA or by email to invrel@blackrock.com.

4【利害関係人との取引制限】

管理会社、投資運用会社および投資顧問会社の最終的な持株会社は、アメリカ合衆国デラウェア州において設立された会社であるブラックロック・インクである。PNCフィナンシャル・サービスズ・グループ・インコーポレーテッドが、ブラックロック・インクの大株主である。

投資顧問会社は、投資運用会社が定めるあらゆる方針に従い、ポートフォリオの投資取引を手配する際に、価格（適用ある仲介手数料またはディーラー・スプレッドを含む。）、注文の規模、実行の困難性ならびに関係する企業の運営能力および当該企業の証券の一括のポジショニングにおけるリスクなどの要因を考慮して、ポートフォリオにとって最善の純利益を達成することを目指す。したがって、通常、投資顧問会社はかなり競争力のある手数料率を追求するが、ファンドは必ずしも利用可能な最低額の手数料またはスプレッドを支払うわけではない。新興市場の多くにおいては、手数料は各地の法律または規則に基づいて定められているため、交渉の対象とならない。

ファンドのために証券取引を手配する際、PNCグループ内の会社は、証券仲介、外国為替、銀行業務およびその他の業務を提供し、またはそれらが通常用いる条件で本人として行為し、それによって利益を得ることがある。手数料は関係する市場慣行に従ってブローカーおよび代理人に対して支払われ、ブローカーまたは代理人が提供する大口その他の手数料割引または現金手数料払戻しの利益はファンドに還元される。PNCグループ内の会社の業務は、その利用が適切であると考えられる場合、投資顧問会社により利用されることがある。ただし、(a) その手数料およびその他の取引条件が、関係する市場における無関係のブローカーおよび代理人から得られるものと大体同程度のものであること、ならびに(b) これが最善の純利益を達成するという上記の方針と一致するものであることを条件とする。上記の方針に従い、ファンドの投資取引の一部はPNCグループのブローカー・ディーラーを通じて実行されること、およびかかるブローカー・ディーラーは、他の企業に割り当てられるよりも大きな割合の取引がそれぞれに割り当てられる比較的小さな世界的企業グループの一つとなることが予想される。

上記および管理会社が採用したまたは約款に定める何らかの制限に従い、投資運用会社、投資顧問会社およびその他のブラックロック・グループ内の会社またはPNCグループ内の会社ならびに上記のいずれかの取締役は、(a) ファンドに対するかファンドともしくはファンドのために実行された何らかの取引に対して利害関係を有し、またはそれぞれが管理会社に対して負う義務と利益相反の可能性のある何らかの関係をその他の者との間に有する可能性があり、また、(b) かかる義務の履行に関連してPNCグループ内の会社と取引を行い、または別途その業務を利用する可能性があり、それらのいずれも、上記により得た何らかの利益または報酬について説明責任を負わない。

例えば、かかる利益相反の可能性は、関係するブラックロック・グループ内の会社またはPNCグループ内の会社が以下に該当するために生じる可能性がある。

- (a) その他の顧客のために取引を行う。
- (b) その取締役または従業員が、証券がファンドにより保有されまたはファンドのために取引されている会社の取締役であり、その証券を保有もしくは取引し、または別途かかる会社に利害関係を有している。
- (c) 投資における取引に関して、ファンド以外により支払われる手数料、報酬、マークアップまたはマークダウンから利益を得ることがある。
- (d) 自己のその他の顧客の勘定で代理人を務める取引に関してファンドの代理人を務めることがある。
- (e) 本人としてファンドまたはファンドの受益者と投資対象および/または通貨の取引を行うことがある。
- (f) ブラックロック・グループ内の会社またはPNCグループ内の会社が運用者、運営者、取引銀行、顧問または受託者を務める集団投資スキームまたは会社の受益証券または株式の取引を行う。
- (g) 本人として行為するか代理手数料を受け取る別のグループ会社と共に、募集および/または新規発行を伴うファンドのための取引を実行することがある。

上記のとおり、証券は、ファンドおよび投資運用会社、投資顧問会社またはその他のブラックロック・グループ内の会社のその他の顧客により保有され、またはこれらにとって適切な投資対象である場合がある。目的が異なることまたはその他の要因により、特定の証券が—または複数のいずれかの顧客

のために購入される際、他の顧客が同一証券を売却する場合がある。ファンドまたはかかる顧客のための証券の売買が同時またはほぼ同時に検討された場合、かかる取引は、実行可能な限り、関係する顧客のために全員に公平とみなされる方法で実行される。ブラックロック・グループの一または複数の顧客のための証券の売買が、ブラックロック・グループのその他の顧客に悪影響を及ぼす場合がある。

様々な顧客のために同一証券において同時に反対のポジション（つまりロングとショート）を設定し、保有または手仕舞いすることにより、いずれか一方の顧客の利益が害される可能性があり、特にブラックロックまたは関係するポートフォリオ・マネジャーがある活動から別の活動よりも高額な手数料を得る場合、ブラックロックに対しても利益相反が生じる可能性がある。この活動は、ポートフォリオ運用チームによって特定の証券についての意見が異なることによりまたはリスク管理戦略の実施過程において発生する可能性があり、通常、これらの状況において特別な方針および手続は用いられない。

この活動はまた、ポートフォリオ運用チームがロングのみのマンドートとロング・ショートまたはショートのみのマンドートの両方を有することによりまたはリスク管理戦略の実施過程においてかかる同一のチーム内で発生する可能性がある。同一のポートフォリオ運用チームがかかるマンドートを有する場合、あるポートフォリオにおいてロングで保有する証券を別のポートフォリオで空売りし、またはあるポートフォリオにおいてショートで保有する証券のロング・ポジションを別のポートフォリオにおいて設定することは、受託者の適切な論理的根拠の存在を確保し、特定の顧客グループに対して組織的に利益または不利益を与えない方法で反対の取引の実行を達成するために策定された確立された方針および手続に従う場合のみ実施することができる。ブラックロックのコンプライアンス・グループは、かかる方針および手続の遵守を監視し、利益相反を最小限に抑えるためにそれらの修正または一定の活動の終了を要求することがある。かかる方針および手続の例外については、コンプライアンス・グループの承認を得なければならない。

同一証券において同時に反対のポジションをとることを正当化し得る受託者の論理的根拠として、証券の短期および長期のパフォーマンスに関する見解の相違が挙げられる。これにより、ロングのみの勘定が証券を売却することは不適當であるが、空売りのマンドートを有する短期志向の勘定が短期間にわたって証券を空売りすることは適當となる場合がある。別の論理的根拠は、ある会社の特定の事業部門のパフォーマンスの影響を、当該部門と実質的に同様の事業を行う別の会社に反対のポジションをとることによって消すことを追求するためである。

これらの利益相反を効果的に管理しようとするブラックロックの努力により、その顧客の投資機会が失われることがあり、またはこれらの利益相反が存在しなかった場合とは異なる方法で取引を行わなければならない、投資パフォーマンスが悪影響を受ける可能性がある。

ブラックロック・グループ内の会社は、その投資運用および投資顧問を行うファンド（またはあるファンドの一部）に関して、該当するブラックロック・グループの各社の投資決定または取引実行過程において合法的かつ適切な支援を提供するとブラックロック・グループが考え、かかる提供がファンド全体の利益になることが合理的に予想でき、かつファンドのパフォーマンスの向上に寄与し得るという性質を有するリサーチまたは実行業務を、直接または第三者もしくはこれに類似する関係を通じてブラックロック・グループに提供するブローカー（ブラックロックと関連のあるブローカーを含むが、これに限られない。）を選択することができる。かかるリサーチまたは実行業務には、適用法令により許可される範囲内で、会社、業界および証券に関する研究報告書、経済および財務に関する情報および分析、ならびに定量分析ソフトウェアが含まれるが、これらに限られない。このようにして得られるリサーチまたは実行業務は、手数料が当該業務の支払に用いられた勘定だけでなく、その他のブラックロック・グループの顧客勘定のためにも用いることができる。疑義を避けるため付言するならば、かかる商品および業務には、旅行、宿泊、娯楽、一般管理的な商品または業務、一般的な事務用品、コンピューター・ハードウェアまたは施設、会費、従業員給与または直接の金銭の支払は含まれない。ブラックロックがその顧客の手数料をリサーチまたは実行業務の取得のために用いる場合、ブラックロック・グループ内の会社はこれらの商品および業務について自ら支払を行う必要はない。ブラックロック・グループ内の会社は、特定のブローカー・ディーラーにより提供される取引実行、清算および/または決済業務と一括販売されるリサーチまたは実行業務を受けることがある。ブラックロック・グループの各社がこれに基づいてリサーチまたは実行業務を受ける場合、第三者の取決めによってこれらの業

務を受けることに関する同様の利益相反の可能性が多く存在する。例えば、研究費はブローカー・ディーラーが提供する実行、清算および決済業務の支払にも用いられる顧客手数料によって事実上支払われ、かかるブラックロック・グループ内の会社によっては支払われない。

ブラックロック・グループの各社は、最良の執行に従い、投資決定または取引実行過程において有用であると自らが確信するリサーチまたは実行業務を継続して受けられるよう、かかる取決めに基いてリサーチまたは実行業務を提供するブローカーを通じて取引を実行するように努力する。ブラックロック・グループの各社は、支払った手数料が提供されたリサーチまたは実行業務の価値に照らして妥当であると誠実に判断する場合、リサーチまたは実行業務を得るために別途支払った可能性のある手数料よりも高い料率の手数料を支払うことがあり、または支払ったとみなされることがある。ブラックロック・グループは、リサーチまたは実行業務を得るために手数料を用いることにより、自己の投資リサーチおよび取引過程が向上し、その結果として高額な投資リターンの見込みが増加すると確信している。

ブラックロック・グループは、ブラックロック・グループの顧客に通知することなく、適用法令により許可される範囲内で、様々な程度において、上記の取決めを変更しまたはこれを保証しないことを随時決定することがある。

5【その他】

a．定款の変更

管理会社の定款の変更、増資または解散に関しては、株主総会の決議が必要である。

b．事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。特に、管理会社が6か月以上業務を停止した場合、C S S Fは、2010年法に基づき管理会社に対して付与した承認を撤回することができる。

c．訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他、管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ブラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲー

（BlackRock Asset Management Schweiz AG）（投資運用会社）

資本金の額

平成26年5月末日現在、1,000,000スイス・フラン（約1億1,327万円）

（注）スイス・フランの円貨換算は、便宜上、平成26年5月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイス・フラン＝113.27円）による。

事業の内容

投資運用会社は、AIFMDに規定されているファンドの組入証券およびリスクの管理に責任を負う。現在、投資運用会社は認可されたAIFMではない。

投資運用会社は、各ポートフォリオに関して、関連する投資制限に従いファンドの投資方針を実行する責任を負う。

投資運用会社はその機能の一部を投資顧問会社に委任する。

(2) ブラックロック・ジャパン株式会社（投資顧問会社）

資本金（株式資本）の額

平成26年5月末日現在、24億3,500万円

事業の内容

投資顧問会社は、日本の金融商品取引法のもとでの金融商品取引業者であり、投資運用を行っている。

(3) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー（State Street Bank Luxembourg S.A.）（保管受託銀行、管理事務代行会社）

資本金（株式資本）の額

平成26年5月末日現在、65,000,975ユーロ（約89億9,158万円）

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成26年5月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝138.33円）による。以下、ユーロの金額表示はすべてこれによるものとする。

事業の内容

ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された銀行である。

(4) J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー（J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.）（登録・名義書換事務代行会社、支払事務代行会社）

資本金（株式資本）の額

平成26年5月末日現在、1,100万米ドル（約11億1,826万円）

事業の内容

昭和48年、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事している。

(5) ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル（BlackRock Operations (Luxembourg) S.à r.l）（管理業務会社）

資本金の額

平成26年5月末日現在、2,000,550ユーロ（約2億7,674万円）

事業の内容

同社は、管理会社のために会社関係業務および管理調整業務を提供する。管理業務会社の主たる事務所はセニンガーバークL - 2633、トレヴェス通り6D番である。

(6) ブラックロック（チャネル・アイランズ）リミテッド（BlackRock (Channel Islands) Limited）

（総販売会社）

資本金の額

平成26年5月末日現在、払込済株式資本は530,000スターリング・ポンド（約9,014万円）

（注）スターリング・ポンド（以下「英ポンド」という。）の円貨換算は、便宜上、平成26年5月30日における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１英ポンド＝170.07円）による。以下、英ポンドの金額表示はすべてこれによるものとする。

事業の内容

昭和47年8月10日、ジャージーの法律に基づき、期限の定めのない有限責任会社として設立され、ジャージー金融委員会により規制されており、受益証券の販売、販売促進およびマーケティング・サービスを行う。

(7) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社（代行協会員および日本における販売会社）

資本金の額

平成26年3月末日現在、8,000百万円

事業の内容

日本において金融商品取引法に基づき、金融商品取引業を営んでいる。また、他の外国投資信託証券の代行協会員としての業務を行っている。

(8) シティバンク銀行株式会社（日本における販売会社）

資本金の額

平成26年3月末日現在、123,100百万円

事業の内容

日本の銀行法に基づく普通銀行免許を有しており、また金融商品取引法に基づく登録金融機関として、日本において金融商品取引業を営んでいる。

2【関係業務の概要】

(1) ブラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲー

（BlackRock Asset Management Schweiz AG）（投資運用会社）

管理会社との投資運用契約に基づき、投資運用業務を行う。

(2) ブラックロック・ジャパン株式会社（投資顧問会社）

投資運用会社との投資顧問契約に基づき、投資運用業務および投資顧問業務を行う。

(3) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー（State Street Bank Luxembourg S.A.）（保管受託銀行、管理事務代行会社）

ファンドとの契約に基づき、ファンド資産の保管受託業務、純資産価格の計算、会計帳簿の記帳および受益証券発行等の業務を行う。

(4) Ｊ．Ｐ．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー（J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.）（登録・名義書換事務代行会社、支払事務代行会社）

Ｊ．Ｐ．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーは、ファンドとの契約に基づき、ファンドの登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社として受益証券の発行、買戻しおよび乗換えならびに支払事務代行業務等を行う。

- (5) ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル（BlackRock Operations (Luxembourg) S.à r.l）（管理業務会社）

管理会社との業務契約に基づき、ファンドに提供する業務の調整および監督を行う。

- (6) ブラックロック（チャネル・アイランズ）リミテッド（BlackRock (Channel Islands) Limited）（総販売会社）

管理会社との販売契約に基づき、販売業務、販売促進業務およびマーケティング業務の提供ならびに販売会社の選任を行う。

総販売会社は、販売が行われる法域に適用ある法律に従うことを条件に、ファンドを直接販売する権限を有しており、また、ファンドの他の販売会社を任命する権限を有している。総販売会社は、第三者販売会社と再委託販売契約を締結することができる。

- (7) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社（代行協会員および日本における販売会社）

日本におけるポートフォリオに関する代行協会員業務および日本におけるクラスＡ受益証券の募集について、ポートフォリオの日本における販売会社としての業務を行う。

- (8) シティバンク銀行株式会社（日本における販売会社）

日本におけるクラスＡ受益証券の募集について、ポートフォリオの日本における販売会社としての業務を行う。

3【資本関係】

管理会社、投資運用会社および投資顧問会社の最終的な親会社は、ブラックロック・インクである。

第 3 【投資信託制度の概要】

定 義

1915年法	商事会社に関する1915年 8 月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年 4 月 5 日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法
SIF法	専門投資信託に関する2007年 2 月13日法（改正済）
AIFMD	オルタナティブ投資信託運用者に関する欧州議会および理事会の2011年 6 月 8 日付通達 2011/61/EU
AIFM法	オルタナティブ投資信託運用者に関する2013年 7 月12日法
CSSF	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体（現在はECが継承）
EU	欧州連合（特に、ECにより構成）
FCP	契約型投資信託
KIID	通達2009/65/EC第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	EU加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるEU加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でEU加盟国に相当するとみなされる国
メモリアル	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
パート ファンド	（特に通達2009/65/ECをルクセンブルグ法において導入する）2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
UCI	投資信託
UCI管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS所在加盟国	通達2009/65/EC（以下に定義される。）第 5 条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
UCITSホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

I. ルクセンブルグの投資信託の形態

1. 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

1983年8月25日法は、通達85/611/EEC（以下「UCITS 通達」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（以下「2002年法」という。）は、UCITS 通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/EC（以下「UCITS 通達」という。）をルクセンブルグ法に導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）（以下「SIF法」という。）は、2007年、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。これらの投資信託は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。専門投資信託（以下「SIF」という。）は、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供する。SIF法は、2012年3月26日付法律により改正された。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、SIF法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達である通達2009/65/EC（以下「通達2009/65/EC」という。）をルクセンブルグ法に導入した。

2. 2010年法の効力発生

- 既存のUCITSおよびUCITS管理会社は、2011年7月1日に2010年法の適用対象となった。2012年7月1日以降、すべてのUCITSは、その簡易目論見書を新たな主要投資家情報文書（以下「KIID」という。）に変更しなければならないという2010年法第159条の対象となる。
- 2011年1月1日以降、これまで2002年パートに従っていたUCIは、2010年法パートの適用対象となる。権限の委託に関する一定の規定は、2012年7月1日に効力が発生した。
- 2011年1月1日以降、既存のUCI管理会社は、2010年法の適用対象となった。権限の委託に関する一定の規定は、2012年7月1日に効力が発生した。
- 2010年法の財務に関するすべての規定は、2011年1月1日に効力が発生した。

3. AIFM法の効力発生

- AIFM法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にAIFMDを導入し、さらに、2010年法およびSIF法等を改正するものである。この点については後記「.AIFM法」を参照のこと。

2010年法に従うルクセンブルグのUCITSおよびUCI

1. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIの概要

1.1. 一般規定とその範囲

1.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パートⅠ UCITS（以下「パートⅠ」という。）

パートⅡ その他のUCI（以下「パートⅡ」という。）

パートⅢ 外国のUCI

パートⅣ 管理会社

パートⅤ UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

2010年法は、パートⅠが適用されるUCITSとパートⅡが適用されるUCIを区分して取り扱っている。

1.1.2. EUのいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートⅠに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、通達2009/65/ECが当該国において立法化されている限度において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる。

1.1.3. 2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

1.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するものの、パートⅠファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

1.1.5. 法的形態

2010年法パートⅠまたはパートⅡに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託（fonds commun de placement (FCP), contractual common fund）

2) 投資法人（investment companies）

- 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）

- 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

1.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

1.2.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素から成り立っている。

FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、管理会社との間に確立されるFCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)に対する権利を有する。

FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定されることが求められる。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されることができるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。パート ファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。IML通達91/75は、パート ファンドがその受益証券(または投資口)の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で(原則として月に一度以上)決定しなければならない旨を定める。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注)本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのFCPについては少なくとも1か月に1度は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) FCPの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

1.2.1.1. 保管受託銀行

CSSFにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することに付き責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

これに加えて、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パート ファンドのみ）。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他の加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

管理会社所在加盟国が、2010年法パート に従いFCPの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。

保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

1.2.1.2. 関係法人

（ i ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託は以下の1.4.2.の(15)に定められた条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、以下の1.4.1.の(1)に定められた条件に従う。

（ ）販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

1.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されている。

投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

1.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（SICAV）

2010年法に従い、SICAVの形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法に定められる最も重要な要件は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、SICAVの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。
- 通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定する（パート ファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。

1.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられていた。

しかしながら、買戻会社の投資口買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の投資口は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

買戻会社を有しない投資法人も設立されているが、その規約は、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

1.2.2.3. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務はさらに以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

ファンドが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、パート ファンドの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

1.2.2.4. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記1.2.1.2.「関係法人」中の記載事項は、原則として、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

1.2.2.5. 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、SICAVの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICAVの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代理するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下の1.4.2.の(15)および(16)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。
- SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。
- 特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所をたどることが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

1.3. 2010年法によるルクセンブルグのUCITSおよびUCIの投資制限

A) パート ファンド/UCITS

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。
 - かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。

- （合計で）取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および／または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- CSSFは、とりわけOTCデリバティブ取引について受領された担保の運用に関する要件を詳しく定め、カウンターパーティー・リスクの計算に関する情報を提供する2013年2月18日付CSSF通達13/559を制定している。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条（すなわち上記(1)）に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用UCITSに関するものは、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
- UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。
- 譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。
- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
- UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。
- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。
- 上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。
- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
 - 当該機関への預金、または
 - 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー
- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。
- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の

債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c) および(d) に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b) に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c) および(d) に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c) および(d) に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

(11) 以下の(15) に記載される制限に反することなく、(10) に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、同一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10) にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10) および(11) に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

(b) (a) に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

(c) さらに、(a) に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2) に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14)(a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

- (15)(a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート または通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使するような議決権付株式を取得してはならない。

- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。

() 同一発行体の議決権のない株式の10%

() 同一発行体の債務証券の10%

() (2010年法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%

() 一発行体の短期金融商品の10%

上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

- (c) 上記(a) および(b) は以下については適用されない。

1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

- 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16)(a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書1.3.A)の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17)(a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b)(a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%までを、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%までを借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18)(a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b)(a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339（以下「通達08/339」という。）を出した。

通達08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により取って代えられる。）の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日付でCSSFにより発表された通達08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を出した。通達08/356は、2011年5月30日付でCSSFにより発表された通達11/512により改正された。

通達08/339は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。当該通達08/339は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

2013年2月18日にCSSFは、欧州証券市場監督局が2012年12月18日に発表した「監督当局およびUCITS運用企業のための指針 - ETFおよびその他のUCITS銘柄に関する指針」をルクセンブルグ法に移行する通達13/559（以下「通達13/559」という。）を出した。

通達13/559は、投資家保護の強化を目的とし、さらに

- 指数連動型UCITSについて、通達13/559は目論見書、重要投資家情報書類および年次報告書に記載すべき情報の詳細を規定する。レバレッジ指数連動型UCITSについて、通達13/559はグローバル・エクスポージャーの上限および計算に関する説明を提示する。
- 通達13/559は、UCITS上場ファンドが遵守しなければならない開示上の要請および投資家が流通市場の代わりにUCITS上場ファンドに直接受益証券の買戻請求を行う権利が付与される状況を規定する。
- 通達13/559は、効率的なポートフォリオ運用手法に関して目論見書および年次報告書に開示しなければならない情報を規定する。通達13/559は、同手法から生じた収益がUCITSに全て還元されなければならない旨およびUCITSは、貸与されているか、またはレポ取引またはリバース・レポ取引の対象となる現金／有価証券をいつでも買い戻すことができ、またいつでもその取引を終了させることができる旨を明記する。
- 通達13/559は、トータル・リターン・スワップまたはそれと類似の特徴を有する金融デリバティブ商品を締結することによってUCITSが保有する資産は、裏付けとなるエクスポージャーをUCITSの投資上限計算時に算入されなければならないとする一定の分散投資制限を遵守しなければならない旨規定し、当該契約が投資運用委託取り決めとしてみなされる条件を規定する。
- 通達13/559は、OTC金融デリバティブ取引および効率的ポートフォリオ運用手法のための担保の運用に関する規則を規定する。
- 通達13/559は、金融指標（即ち、分散投資制限、ベンチマーク、構成銘柄のリバランス頻度、計算方法の開示、個別評価）の詳細について規定する。そこで、通達13/559は、2010年法第44条に記載される上限20%および30%を考慮し、商品指数の構成が十分に分散されていない旨、規定する。

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）かかる規則は未だ出されていない。

IML通達91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができる。

1.4. 管理会社

パート ファンドのみを運用するすべての管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される（以下を参照のこと。）。

1.4.1. 2010年法第16章に従う管理会社

同法第125条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

管理会社は、UCIの運用以外の活動に従事してはならない（ただし、付随的な性質の自らの資産の運用のみは行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に従うUCIでなければならないと解される。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。

- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関わる権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。
- (2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。
- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
(注) 現在はかかる規則は存在しない。
 - b) 上記 a) に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
 - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。
かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.4.2. 2010年法第15章に従う管理会社

同法第101条ないし第124条は、2010年法第15章に従う管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。
- 管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。
- 認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。
- (2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。
- UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。
- (注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。
- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)
- (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
- 管理会社は、2010年法第15章に基づき本段落に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。
- (4) 1993年法第1 - 1条、第37 - 1条および第37 - 3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。
- (5) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。
- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
 - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - () 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - () 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。
- 管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (5) (a) に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (6) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (7) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (8) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (9) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3) (a) に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- 管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (10) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。
- CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
- 承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (13) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、上記を適切に報告しなければならず、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。

- (16) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (17) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。
- 管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

設立の権利および業務提供の自由

- (18) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表 に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (19) 通達2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (20) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付CSSF通達03/108（以下「通達03/108」という。）により強化された。その後通達03/108は、即時発効（下記参照のこと。）した2012年10月24日付CSSF通達12/546（以下「通達12/546」という。）に代替された。

さらに、2010年法の効力発生後、CSSFは、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味の範囲の管理会社（いわゆる「自己管理型投資法人」）に指定されていない投資法人に適用される新たな規定に関するCSSF通達11/508（以下「通達11/508」という。）を発行した。通達11/508の目的は、2010年法の効力発生後にUCITS管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき要件につき詳細に説明することである。主な変更点は以下の領域を含んでいる。

- 設立要件
- 利益相反
- 行為規範
- リスク管理

通達11/508に定められる要件は、2011年7月1日より、UCITS管理会社および自己管理型投資法人に適用される。

通達11/508は、管理会社および自主運用SICAVの承認の取得および維持の条件が単一の文書で提示されるよう通達12/546に組み込まれている。

2012年10月24日に、CSSFは2010年法第15章にいうルクセンブルグ管理会社ならびに2010年法第27条の意味の範囲の自主運用SICAVの承認および設立に関して通達12/546を発行した。通達12/546は即時に発効した。しかしながら、通達12/546の発効時点で存在した第15章の管理会社および自主運用SICAVは2013年6月30日まで通達12/546の規定を遵守すれば足りる。通達12/546は管理会社が事業を開始するにあたり、CSSFから事前の承認を要する旨確認する。

さらに、管理会社に関する通達12/546の重要事項は、以下の通り要約することができる。

- 事業計画をCSSFに提出しなければならない。
- 業務遂行のためルクセンブルグに2名の業務実行役員が駐在しなければならない。しかしながら、管理会社の事業活動の性質、規模および複雑性を考慮し、CSSFは業務実行役員一名のみがルクセンブルグに恒久的に駐在しなくてはならない旨、正当な理由に基づき上記の特例の請求が事前になされた場合、許可することができる。これらの業務実行役員はいずれも、管理会社が管理会社として行為するUCITSの保管銀行の従業員になることはできない。業務実行役員の権利および職務ならびに業務実行役員の報告先を明確に規定する契約書が存在する場合、業務実行役員は管理会社の従業員であることを要しない。
- 業務実行役員は運用委員会を構成し、同委員会はとりわけ、例えば中央管理事務および内部統制のための戦略および処理原則の遂行、適切な内部統制機構その他の職務の遂行について、取締役会の最終責任において責任を負う。運用委員会は定期的に会議を開催し、当該会議の議題を策定し、当該会議の議事録を作成する。運用委員会は定期的に取締役会に報告するものとする。
- 管理会社の中央管理事務は、ルクセンブルグに置かれているものとする。これには、意思決定センターおよび中央管理事務（適格かつ十分なスタッフ、業務執行体制、書類作成、会計機能）が含まれる。
- 管理会社は、業務および固有リスクの健全かつ慎重な運営（組織に関する要件、利益相反規則、行動基準、報酬方針、リスク・マネジメントを含む。）を確保するため、確実な内部統制機構を有するものとする。
- 管理会社は、管理会社の事業をより効率的に行うため、管理会社に代わり管理会社の一または複数の機能を遂行する権能を第三者に委託する権限を付与される場合がある。当該委託は、管理会社の責務に影響を与えるものではない。当該委託の結果、管理会社が名義のみの事業体となってはならない。委託事業の監視を委託することはできない。
- CSSFは委託について適切な方法で知らされなければならない。管理会社は、運用するUCITS各々について、管理会社が委託しようとする機能、関連する組織、および委託業務の監視手続きを特定する記載をした書面を提出しなければならない。再委託に関する条件は、これと同一の要件に従う。
- 外部業務提供者の利用は、利用に先立って、書面によるデューデリジェンスを行うものとし、当該書面はCSSFが入手可能な状態で維持されるものとする。
- 管理会社を運営する者が、管理会社から業務を委託された組織を効率的に監視できるようにするとともに、電磁的手段によるか、または単純な請求に基づき、管理会社が運営するUCITSに関するデータに常にアクセスすることを可能にするよう手段が講じられなければならない。
- 通達12/546はさらに、投資運用および管理事務機能の委託について具体的要件を記載する。
- また通達12/546は、自主運用SICAVに適用される要件を含む。同要件に従い、原則として、自主運用SICAVは、手続き、行動基準、利益相反およびリスク・マネジメントの点で、管理会社に適用される要件の殆どを遵守しなければならない。

2．2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIに関する追加的な法律上および規制上の規定

2.1. 設立および運営に関する法律および法令

2.1.1. 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、FCPの管理会社、および（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）SICAVの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるにかかわらず投資法人に対して適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、SICAVにも一定の範囲で適用される。

2.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第26条）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロ相当額である。

2.1.1.2. 規約の必要的記載事項（1915年法第27条）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

（ ）設立者の身元

（ ）会社の形態および名称

（ ）本店の所在地

（ ）会社の目的

（ ）発行済資本および授權資本（もしあれば）の額

（ ）発行時に払込済の額

（ ）発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載

（ ）記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定

（ ）現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法に対する最近の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

（ ）発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

（xi）資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載

（x）取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

（x）会社の存続期間

（x）会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

2.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第29条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

（i）設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること

（ ）応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.1.2. 関連するその他の規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマナー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10 - 049

- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/43/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No.10 - 4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/44/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No.10 - 5
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509
- 2010年法第27条の規定内で管理会社を指定しない投資法人と同様に、2010年法第15条に従ったルクセンブルグの管理会社の承認および認可に関連する2011年4月15日付CSSF通達12/546
- ルクセンブルグの金融部門の監督当局（CSSF）により徴収される税に関する2012年9月29日付大公規則。この規則は、2013年1月1日に効力が発生している。
- 通達13/559は2013年2月18日に出され、欧州証券市場監督局が2012年12月18日に発表した「監督当局およびUCITS運用企業のための指針 - ETFおよびその他のUCITS銘柄に関する指針」をルクセンブルグ法に移行した。

2.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録および監督

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

（i）次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

（ ）認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。

（ ）ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（IML）に取って代わられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会（CSSF）に移管された。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2012年7月1日以降、すべてのUCITSは、2002年法第109条以下に基づき作成された簡易目論見書を、主要投資家情報に変更しなければならないという2010年法第159条の対象となる。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4 か月および2 か月以内に公表されなければならない。

2.1.4. 2010年法によるその他の要件

（ i ）公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

（ ）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

2010年法に従うUCITSは、前項に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

- a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記 a) を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが通達2009/65/ECに従う管理会社により運用され、通達2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

（ ）外国で使用する目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、CSSFの事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクに

つき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

（ ）目論見書の記載内容

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかににかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

（ ）誤解を招く表示の禁止

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

（ ）財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVIは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

（ ）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97/136(CSSF通達08/348により改正)に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年8月10日法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.2. 清算

2.2.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

2.2.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

2.2.1.2. SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

2.2.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.2.2. 清算の方法

2.2.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

2.2.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.2.2.1.に記載された方法で預託される。

2.3. 税制

2.3.1. ファンドの税制

2.3.1.1. 資本税 (*droit d'apport*)

2002年法第128条および2003年4月14日の大公規則の廃止に従い、2010年法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない。

2.3.1.2. 年次税 (*taxe d'abonnement*)

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免税を規定している。

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- その専属的目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
- そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

UCI、そのコンパートメント、その投資口または受益証券の年次税の免除は以下のものに適用されることを予定している。() 2010年法第175条に規定されている企業退職年金のための機関または同様の投資ピークル、(ただし、該当する年金基金が従業員のため同一グループの一部である場合に限られる。) および() 従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資する当該グループの会社。

2010年法第175条により以下のUCIも年次税を免除される。

- 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに
- 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント
 - (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および
 - () 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

2.3.2. 日本の投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設を有している場合は、この限りでない。契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

AIFM法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にAIFMDを導入し、さらに、2010年法等を改正するものである。この点については後記「IV.AIFM法」を参照のこと。

ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「SIF法」という。）を採択した。SIF法は、その後、2012年3月26日付法律により改正された。

SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

SIF法の下で設定されたピークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、SIF法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

1. 範囲

SIF制度は、(i) その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび() その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

SIF法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家が、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006/48/ECに定める金融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2001/107/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投

資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2. 投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、SIF法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、SIFに関連するリスク分散に関するCSSFの通達07/309は、数量的制限を定めている。CSSFは、SIFの投資制限が以下のガイドラインに従う場合、リスク分散原則が遵守されたとみなす。

- 1) 原則として、SIFはその資産またはコミットメントの30%以上を同一発行体が発行する同一種類の有価証券に投資しない。ただし以下の場合を除く。
 - OECD加盟国もしくはその地方機関、もしくはEU、（地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず）国際的機関が発行または保証する有価証券への投資：
 - 少なくともSIFに適用されるリスク分散要件に匹敵するリスク分散要件に従うターゲットUCIへの投資。この制限適用のため、第三者に対し種々のサブ・ファンド間で債務の分別原則が確実に実施される場合、ターゲットのアンプレラ型UCIの各サブ・ファンドは、別個の発行体とみなされる。
- 2) 原則として、SIFはその資産の30%を超えて同一発行体が発行する同一種類の有価証券にショート・ポジションを保有することとなるような空売りを行わない。
- 3) 金融派生商品を使用する場合、SIFは裏付け資産の適切な分散により、類似する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

これらの規則の逸脱は、適切な動機に基づき行われる。

3. 構造的側面および業務上の規則

3.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.1.1. 法律上の形態

SIF法は、特に、契約型投資信託（以下「FCP」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、上記2.2.2項を参照のこと。

SIF法に基づき、SICAVは、2010年法に従うSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で設立されるSIFは、SIF法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、持分により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合のうち一形態を採用することができる。

SIF法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、SIF法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.1.2. 複数クラスの仕組み

SIF法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.1.3. 資本構造

SIF法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に従うUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口 / 受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび / または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、SIF法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、SIF法の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。しかしながら、CSSFは受益者または公衆の利益のため、投資口の発行、買い戻しまたは償還の停止を要求する場合がある。

SIFは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口（当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4. 規制上の側面

4.1. 慎重な制度

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実に照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役 / マネジャー、投資ポートフォリオの運用に責任を有する者、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役、投資ポートフォリオの運用に責任を有する者または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

4.2. 保管受託銀行

UCIと同様に、SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する金融機関またはEUの他の加盟国に登録事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。SIF法は、保管受託銀行に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

4.3. リスク管理および利益相反

SIFは、ポートフォリオのリスク特性全体に対するポジションおよびポジションの寄与に関連するリスクに伴うリスクを適切な方法で、確定、測定、管理および精査するため、リスク管理の適切なシステムを完遂することを要求されている。

さらに、SIFは、SIFおよび、適用ある場合は、SIFの事業行為に貢献する者またはSIFに直接または間接に関連ある者との間で生じる利益相反により、投資家の利益が損なわれるリスクを最小化するように、構成され組織されることが要求されている。潜在的利益相反がある場合、SIFは投資家の利益が守られることを確実にするものとする。

CSSF規則により、これらの規定の適用について実務的な条件が決定される。

注：本書の日付現在、当該規則は施行されていない。

4.4. 委託規則

SIFは、自己の行為をより効率的に行うために第三者に機能の委託を考える場合、CSSFの承認を得なければならない。

他の条件に基づき、当該委託により、ファンドに対する効率的監督または委託行為のファンドによる効率的精査が妨げられないものとする。投資運用の中核機能を預託銀行に委託しないものとし、SIFはCSSFの販売書類は、委託された機能を記載しなければならない。

投資ポートフォリオの運用に関する委託の場合、投資ポートフォリオの運用のために授權または登録され、慎重な監督に服する自然人または法人にのみ委託される。この委託が慎重な監督に基づき第三者から自然人または法人に対しなされる場合、CSSFおよび同国の監督当局との協力が確保されなければならない。これらの条件が満たされない場合、CSSFは委託先の選択を、その評判および経験に基づき承認しなければならない。

2012年4月1日以前に設立されたSIFは、2013年6月30日まで、これらの条件が適用される限りにおいて、これらの条件を遵守しなければならない。

4.5. 承認された法定監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

4.6. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、SIF法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。これらの必須要素への修正は、CSSFの承認に基づく。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。現金以外の出資は、出資時点で、承認された法定監査人が作成する報告書に記載されなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

4.7. 関連するその他の規制上の側面

- リスク管理および利益相反に関する専門投資信託のための2007年2月13日法律第42条2項の適用に関するCSSF規則No.12 - 01。この規則により、すべてのSIFは、リスク管理システムおよび利益相反ポリシーを維持しなければならない、後者の詳細をCSSFに伝達しなければならない。この規則は、2013年1月1日に効力が発生している。
- ルクセンブルグの金融部門の監督当局（CSSF）により徴収される税に関する2012年9月29日付大公規則。この規則は、2013年1月1日に効力が発生している。

5. SIFの税制の特徴

SIFについては、0.01%（これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のUCIについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。SIF法は、2010年法と同様の方法により、他のルクセンブルグUCIに投資された資産で年次税が課される部分、一定のインスティテューショナル・キャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドについて、年次税を免除している。

SIFが受領する収益およびSIFによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

AIFM法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にAIFMDを導入し、さらに、SIF法等を改正するものである。この点については後記「IV.AIFM法」を参照のこと。

. AIFM法

AIFM法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にAIFMDを導入し、さらに、2010年法およびSIF法等を改正するものである。

2013年AIFM法は13章から構成される。

第1章：総則

第2章：オルタナティブ投資信託運用者（以下「AIFM」という。）の認可

第3章：AIFMの運営条件

第4章：透明性要件

第5章：特定タイプのオルタナティブ投資信託（以下「AIF」という。）を運用するAIFM

第6章：EUにおけるEU AIFMの販売権限およびEU AIFの運用権限

第7章：第三国に関する具体的規則

第8章：個人投資家に対する販売

第9章：監督組織

第10章：暫定規定

第11章：刑罰規定

第12章：改正および各種規定

第13章：廃止および最終規定

[次へ](#)

1. 2013年法に従うルクセンブルグのAIFM

1.1 2013年法に従うルクセンブルグのAIFMの概要

2008年の金融危機後、欧州の立法者は、2008年11月のG20サミットの結論を受けて、オルタナティブ投資信託セクターの活動から発生するシステム・リスクを監督するため、当該業界を規制することを決定した。

オルタナティブ投資信託運用者に関する通達（以下「AIFMD」という。）は、2010年11月11日付で採択され、欧州のオルタナティブ投資信託運用者（以下「AIFM」という。）に関する規制枠組みを定めている。AIFMDによって欧州レベルでは規制されていなかったオルタナティブ投資信託（以下「AIF」という。）に課される新規の義務と引換えに、AIFは、すべてのEU加盟国（以下「加盟国」という。）のプロの投資家に対するAIFの販売を認める欧州のパスポートから、利益を享受する。

ルクセンブルグは、2014年7月22日から完全に適用される2013年7月12日法（以下「AIFM法」という。）を通じて、AIFMDをルクセンブルグ法に移行した。

2. 範囲

2.1 一般的範囲

AIFM制度は、以下に適用される。

- ・一または複数のEU AIF / 非EU AIFを運用するEU AIFM
- ・一または複数のEU AIFを運用する非EU AIFM
- ・EUでAIFを販売する非EU AIFM

AIFM制度は、非常に広範なアプローチを有し、以下のようなUCITS通達の適用対象ではないすべてのAIFのAIFMを網羅する。

- ・UCIに関する2010年12月17日法（改正済）パート に従うUCI。
- ・AIFM法に定められる基準を満たす、SIFに関する2007年2月13日法（改正済）に従うSIF。
- ・AIFM法に定められる基準を満たす、SICARに関する2004年6月15日法（改正済）に従うSICAR。
- ・AIFM法に定められる基準を満たす、規制を受けていないピークル。

上記は、AIFM法第1条(39)に基づいており、また、同条は、以下に該当する投資信託（その投資コンパートメントを含む。）がAIFM法の対象であると規定している。

- ・多数の投資者の利益のため、定義された投資方針に従い投資することを目的として、多数の投資者から資金を調達し、かつ、
- ・通達2009/65/EC（以下「UCITS通達」という。）第5条に基づく認可を必要としない投資信託。

2.2 運用体制

AIFMは、AIFによりまたはAIFのために任命される外部運用者となるか、または、以下に該当する場合に限りAIF自身（以下「自己運用AIF」という。）となる可能性がある。

- ・AIFの法的形式が内部運用を許可する場合、および
- ・AIFの統治機関が外部AIFMを任命しないことを選択する場合。

2.3 例外

AIFM法において、3種類の例外が存在する。

2.3.1 明示的除外

次の一定の組織は、明示的にAIFM法の範囲から除外されている。すなわち、持株会社、キャプティブファンド、年金基金の管理会社、従業員参加スキームもしくは従業員貯蓄スキーム、超国家的機関、国家中央銀行、証券化のための特別目的会社、ならびに国家、地域および地方の政府および機

関である。さらに、A I F M法は、外部資本を調達していない場合には、ファミリー・オフィス・タイプの取決めには適用されない。

2.3.2 限度額を下回るA I F

一定の限度額を超えないA I Fを運用するA I F Mは、A I F M法の要件から免除されるが、C S S Fの登録要件には従う。かかるA I F Mはまた、販売パスポートから利益を享受するため、A I F M制度の適用への参加を決定することもできる。

2.3.3 既得権条項

A I F M法は、クローズド・エンド型A I Fを運用するA I F Mに関して、2つの既得権条項を定めることを予定している。

- ・ A I F Mは、A I Fが2013年7月22日以降に追加の投資を行わない場合には、A I F M法に基づく認可を受けることなく、当該A I Fを運用し続けることができる。
- ・ A I F Mは、年次報告書を公表する義務を遵守しており、自己が運用するA I Fの投資家向け申込期間がA I F M法の効力発生前に終了し、かつ、A I Fの期間が遅くとも2016年に満了する場合には、A I F M法に基づく認可を受けることなく、A I Fを運用し続けることができる。

2.4 特定の状況

場合に応じて、自己運用A I Fは、それ自体がA I F Mであると考えられ、A I F M法を遵守しなければならない。

U C I T S通達に基づき認可される管理会社は、U C I T SおよびA I Fの双方を運用するため、A I F M法に基づくA I F Mとしての認可（またはその逆）を申請することができる。

3 A I F Mの認可

ルクセンブルグに登録上の事務所を有するか、または担当加盟国がE Uに存するA I F Mは、A I F Mとして行為するため、C S S Fの認可を求めなければならない。非E U A I F Mの担当加盟国とは、当該非E U A I F Mが最も密接な繋がりを有する国である。その繋がりとはい、とりわけ、A I Fの登録地、ある国でA I F Mが運用する登録済A I Fの数またはある国で運用されている資産の量である。

ルクセンブルグA I F Mとしての認可は、すべての加盟国で有効である。ただし、A I F M法の条件が継続的に遵守されるものとする。

3.1 A I F Mとしての認可に係る申請要件

ルクセンブルグ籍A I F Mとしての認可を申請するA I F Mは、一定の文書および情報をC S S Fに提供しなければならない。また、資本要件に関する一定の規則を遵守しなければならない。

U C I T S制度に基づき認可された管理会社は、A I F Mとしての認可を申請する場合に、U C I T S制度に基づく管理会社としての認可の関連で既に提出された情報または文書の提出を要求されることはない。ただし、かかる情報または文書が最新のものであることを条件とする。

3.2 A I F Mとしての認可の範囲

認可されたA I F Mは、以下の内部運用機能を行うことを認められる。

- ・ 少なくとも以下を含む投資運用機能。
 - ・ ポートフォリオ運用。
 - ・ リスク管理。
- ・ さらに、A I F Mは、以下の業務も提供することができる。
 - ・ 管理事務。
 - ・ 販売。
 - ・ A I Fの資産に関する業務。

C S S F が認可する外部運用の A I F M は、以下の業務も提供することができる。

- ・投資対象のポートフォリオの運用。
- ・付随的業務。

4 運用条件

4.1 一般的原則

A I F M 法には、A I F M に対する以下の事項の義務付けといった、U C I T S 通達に定められる行動基準に類似している一般的運用条件に関する原則に基づく複数の規則が含まれる。

- ・活動の遂行に際し、正直に、正当な技量および注意をもって、かつ、公正に行為すること。
- ・A I F および投資家の最善の利益ならびに市場の信頼性のために行為すること。
- ・事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用すること。
- ・利益相反の回避のため、すべての合理的な手段を講じること。
- ・事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の要求を遵守すること。
- ・すべての投資家を公正に扱うこと。

4.2 特別規則

4.2.1 利益相反

A I F M 法において、A I F M は A I F の運用の過程で発生する利益相反を見極め、管理しなければならないと定められている。

利益相反の状況は、記録され、定期的に更新されなければならない。当該状況は、上級管理職に書面で報告されなければならない、また、持続性のある媒体またはウェブサイトで投資家に開示されなければならない。

A I F M はまた、書面により、利益相反に係る方針を設定しなければならない。かかる方針は、有効かつ適当でなければならず、利益相反を発生させる活動およびかかる相反を防止し、管理し、監視する手順を定めなければならない。

議決権行使に関して、A I F およびその投資家の独占的な利益のために議決権が行使される時期および方法を決定する適切かつ有効な戦略が、議決権行使の監視および確保ならびに潜在的利益相反の防止または管理のための措置および手続とともに、実行されなければならない。

この点に関して実行される戦略は、要求に応じて投資家に提供されなければならない。

4.2.2 報酬

A I F M は、自己が運用する A I F のリスク特性に重大な影響を及ぼす専門業務を行う部類の従業員に関して、当該リスク特性に沿った報酬に関する方針および慣行を設定し、維持しなければならない。

報酬方針は、「十分に柔軟性を有し」、適切にバランスがとれていなければならない、また、当該報酬方針は、健全かつ有効なリスク管理を推進し、過度なリスク負担を推奨しないようにするという観点から、A I F M D の別表 の規定を遵守しなければならない。

報酬の付与手順は、文書化されなければならない、リスク、パフォーマンス、ライフサイクル、A I F の償還方針、個別のパフォーマンス、A I F M および A I F M の事業分野のパフォーマンスといった、複数の要因を考慮に入れなければならない。

報酬の変動部分に関しては据え置かれ、部分的に A I F の受益証券またはその同等物で構成されるものとし、また、少なくとも 1 年間の発生期間の終了時またはその期間中に付与されなければならない。

上記の要件は、規模、内部組織ならびに業務の性質、範囲および複雑性に関する均衡検討に鑑み、実施されなければならない。

報酬規則の遵守を確保するため、A I F M は、報酬方針に関する一定の詳細を公衆に開示しなければならない、また、監督機関は、少なくとも 1 年に 1 度、当該方針につき精査しなければならない。

4.2.3 リスク管理

A I F Mは、A I F Mが

- ・すべての関連あるリスクを特定し、
- ・A I Fの市場流動性リスク、取引相手方リスクおよびその他の関連あるリスクに対するエクスポージャーを評価し、および
- ・規制で示される要素に対応できるようにし、

A I F Mにより監視、評価および定期的に審査されるリスク管理方針および手続を、実行しなければならない。

A I F Mはまた、ポートフォリオ運用を含む運営ユニットから機能上および序列上切り離されるべき、恒久的なリスク管理機能を備えるよう求められる。

リスク管理機能により、A I F Mが設定するリスク管理方針および手続が実行され、リスク制限（A I F Mが規定および実施しなければならない。）の遵守が確保および監視され、かつ、政府機関に対しリスク制限との一貫性およびその遵守について定期的に最新情報が提供され、上級管理職に対しリスク水準について定期的に最新情報が提供されるものとする。

4.2.4 流動性管理

A I F Mは、A I F Mのレバレッジされていないクローズド・エンド型のA I Fを除き、流動性リスクを監視および管理し、投資家、取引相手方、債権者およびその他の相手方に対する対象債務が遵守されるよう確保するため、自己が運用する各A I Fに関して、適切な流動性管理方針および手続を設定するよう求められる。当該方針および手続はまた、投資戦略、流動性特性、償還方針およびすべての投資家の公正な取扱いに沿っていなければならない。

A I F Mはまた、ポジションおよび想定投資対象の質的および量的な流動性ならびに自己が運用する各A I Fの流動性に関する適切な制限を評価するため、適切な流動性測定手続を実行しなければならない。さらに、当該A I F Mは、自己の流動性管理を、自己が運用するA I Fが投資する他の投資信託を運用しているA I F Mの流動性管理と、比較しなければならない。

A I F Mは、定期的に、通常および例外的な流動性状況において、ストレステストを実施するよう求められる。

4.2.5 レバレッジ

レバレッジを用いるA I F Mは、その旨を投資家に開示し、C S S Fに報告しなければならない。

A I F Mはまた、投資家に開示すべき制限も設定しなければならず、また、A I F Mによるかかるレバレッジの利用がシステミック・リスクの蓄積に寄与する場合には、当該制限を定期的にC S S Fに知らせなければならない。

4.2.6 経営支配権

A I F Mは、A I F Mが運用するA I Fが保有する非上場会社の議決権の割合が、当該会社の株式を取得、処分または保有する場合に10%、20%、30%、50%および75%の基準値に達するか、これらを超過するかまたはこれらを下回る時はいつでも、C S S Fに対し、かかる議決権割合を通知するよう求められる。

かかる経営支配権もまた、当該会社およびその株主に対して開示されなければならない。

4.2.7 資本要件

A I F Mは、最低当初資本要件を有し、当該要件は、A I F Mが自己運用A I Fである場合には300,000ユーロであり、外部A I F Mとして行為する場合には150,000ユーロである。

A I F Mはまた、250,000,000ユーロを超える運用資産のうちの少なくとも0.02%（10,000,000ユーロをキャップとする。）を、追加自己資金と構成しなければならない。A I F Mが信用機関の保証ま

たは保険契約を有する場合、A I F Mは、予想される追加自己資金額の50%までしか追加することを認められない。

A I F Mはまた、専門職の過失に起因する潜在的な専門職業賠償責任リスクをカバーするため、追加自己資金を提供するかまたは専門職業賠償責任保険を付保しなければならない。

5．設立要件

5.1 一般的要件

A I F Mは、自己の事業の性質、規模および複雑性ならびに当該事業の過程で行われる業務および活動の性質および範囲を考慮に入れなければならない。また、以下の事項を行わなければならない。

- ・意思決定手続および組織体制の確立。
- ・コンプライアンスを担保するための内部統制機構の確立。
- ・内部の報告および情報伝達ならびに関与する第三者との効率的な情報のフローの確立。
- ・適切かつ秩序正しい事業記録の維持。
- ・情報保護手続の安全性、機密性および信頼性の確保。
- ・事業継続方針の設定。
- ・会計方針および手続ならびに評価規則の設定。
- ・監視および評価システムの設定。
- ・A I F Mが運用したA I Fの償還方針が投資家に開示されるよう確保するための適切な手続の設定。

5.2 リソース

A I F Mは、常時、A I Fの適切な運用に必要である十分かつ適切な人的リソースおよび技術的リソースを利用しなければならない。

5.3 電子データ処理

A I F Mは、各ポートフォリオの取引、申込みまたは償還注文の記録を許可するため、適当な電子的システムに関する適切かつ十分な取決めを行うものとする。

A I F Mは、適宜、電子データ処理の間の高度な安全性ならびに記録された情報の信頼性および機密性を確保するものとする。

5.4 会計手続

A I F Mは、投資家が保護され、適用ある規則および基準に基づき純資産価額（以下「NAV」という。）が正確に算定されるよう確保するため、会計手続を使用するものとする。

会計記録は、A I Fのすべての資産および負債が、常時直接的に特定できる形で維持されなければならない。また、A I Fの各コンパートメントは、その個別の勘定を有しなければならない。

5.5 上級管理職による統制および監督機能

A I F Mは、統治機関、上級管理職および監督機能（存在する場合）が、A I F MによるA I F M D上の義務の遵守につき責任を負うよう確保しなければならない。

A I F Mはまた、上級管理職が以下の事項につき責任を負うよう確保しなければならない。

- ・運用される各A I Fに関する一般的投資方針の実施、および、当該A I Fの規則において関連ある場合には、設立書類、目論見書または募集文書の実施。
- ・運用される各A I Fに関する投資戦略の承認を監督すること。
- ・評価方針が良好に実施されるよう確保すること。
- ・A I F Mが恒久的かつ有効なコンプライアンス機能を持つよう確保すること。
- ・運用される各A I Fに関する一般的投資方針、投資戦略およびリスク制限が正確かつ有効に実施され、かつ遵守されていることを、定期的に承認および精査すること。

- ・運用される各AIFの投資決定の実施に関する内部手続の適切性について、当該決定が承認された投資戦略に沿うよう確保するため、定期的に承認および審査すること。
- ・リスク管理方針ならびに当該方針の実施に関する取決め、プロセスおよび技法（AIFMが運用する各AIFのリスク制限システムを含む。）を、定期的に承認および精査すること。
- ・適切な報酬方針を設定および適用すること。

5.6 恒久的なコンプライアンス機能

AIFMは、（AIFMの事業の性質、規模および複雑性ならびに当該事業の過程で行われる業務および活動の性質および範囲を考慮に入れた上で）AIFMによるAIFMD上の義務の不遵守のリスクおよび付随するリスクを発見するために設計された適切な方針および手続を設定、実施および維持するものとし、また、かかるリスクを最小限にし、所管官庁がその権限をAIFMDに基づき有効に行使できるようにするための適切な措置および手続を実施するものとする。

AIFMは、独立して稼働する恒久的かつ有効なコンプライアンス機能を設置および維持しなければならない。また、以下の事項を行わなければならない。

- ・AIFMの義務の遵守の不備に対処するための措置、方針および手続ならびに行われる行為の適切性および有効性を監視し、定期的に評価すること。
- ・業務および活動の実施に責任を有する関連ある者に助言を行い、AIFMのAIFMD上の義務の遵守においてその者を援助すること。
- ・必要な権限、リソース、専門技術およびすべての関連情報へのアクセス権を有すること。
- ・コンプライアンスに係る事項に関する定期的な（少なくとも年に1度の）上級管理職に対する報告（特に、何らかの不備がある場合に適切な救済措置が講じられたか否かを示すこと。）のために備え、これにつき責任を負うこと。
- ・AIFMが監視する業務または活動の履行に関与しないこと。
- ・AIFMの客観性に影響を及ぼさない形で報酬を受けること。

独立したコンプライアンス機能を設定する義務は、その任命がAIFMの事業の性質、規模および複雑性ならびにその業務および活動の性質および範囲を鑑みて不相応である場合には、コンプライアンス機能が有効であり続け、AIFMがその不相応性を論証することができる限り、発生しない。

5.7 内部監査機能

AIFMは、適切かつ相応である場合には、AIFMのシステム、内部統制機構および取決めを検討および評価し、提言を行い、その適用を確認し、内部監査事項を報告するため、AIFMの他の機能および活動から切り離され、独立していなければならない内部監査機能を確立しなければならない。

5.8 個人取引

AIFMは、個人取引（すなわち、機密情報の濫用または開示、AIFMの義務との相反、インサイダー取引関連事項等）に関する適切な取決めを行わなければならない。

AIFMは、あらゆる個人取引に関して通知されなければならない、当該個人取引につき記録しなければならない。

本制度は、金融商品の個人取引のみならず、その他の資産の個人取引にも適用される。

5.9 記録保管要件

以下に言及される記録は、少なくとも5年間保管されなければならない。また、他のAIFM（譲渡が行われる場合）またはCSSFが参照するために閲覧できる形で情報を保管できる媒体に維持しなければならない。

5.9.1 ポートフォリオ取引の記録

A I F Mは、遅滞なく、A I F Mが運用するA I Fに係る各ポートフォリオ取引に関して、正確な情報（資産の種類、量、価格、取引相手方、注文種類等）の記録を維持しなければならない、かかる記録は、注文および実行された取引または契約の詳細を再現するのに十分なものでなければならない。

5.9.2 申込注文および償還注文の記録

A I F Mは、受領されたA I Fの申込みおよび償還注文（該当する場合）が、当該注文の受領後不当な遅滞なく記録されるよう確保するため、すべての合理的な手段を講じなければならない。

記録には、関連するA I F、注文の実施者または送信者、注文の日時、注文の受領者、注文の条件および手段等の、非常に正確な情報が含まれなければならない。

6. 評価

A I F Mは、自己が運用するA I Fの資産の正確な評価を提供しなければならない。

さらに、A I F Mは、自己が運用するA I FのNAVを定期的に計算および公表することも要求される。

6.1 評価者

外部または内部の評価者が存在する可能性がある。

評価者は、ポートフォリオ運用機能から独立していなければならない、評価者の報酬は、その独立性を損なってはならない。さらに、外部評価者は、義務的な専門家登録を行わなければならない、かつ、評価者の資格および能力の証明を記載した評価者による署名がなされた書面の形で、十分な専門性の保証を提供しなければならない。

6.2 評価手続

評価手続および方針は、書面形式で、健全性および透明性を有していなければならない、また、評価プロセスを適切に文書化していなければならない。当該方針および手続はまた、関連あるA I Fの各種の資産に関する評価方針を参照し、かつ、評価に関与するすべての者の義務、役割および職務を設定しなければならない。

A I F Mは、特定の資産評価モデルの利用を選択した理由を説明しなければならない。当該モデルは、上級管理職および各モデルを構築するプロセスに関与していない十分な専門技術を有する者が確認しなければならない。さらに、C S S Fは、当該モデルを監査役または外部評価者が確認することを要求することがある。

評価手続は、受益証券または投資証券の発行、申込み、償還または消却毎に資産が評価されるよう確保しなければならない。少なくとも、毎年1度の評価を行わなければならない、また、A I F Mは、受益証券または投資証券の口数を、発行時および少なくとも受益証券または投資証券の価格が計算される時毎に、定期的に確認しなければならない。

オープン・エンド型A I Fを運用するA I F Mは、A I Fが保有する資産ならびに当該資産の発行頻度および償還頻度にとって適切な頻度で、評価および計算を遂行しなければならない。

クローズド・エンド型A I Fを運用するA I F Mは、自己が運用するA I Fの資本が増減した場合に、また、直近の決定された価額が公正および正確でないと思われる場合はいつでも、評価につき最終決定しなければならない。

手続、方針および評価方法の適切性は、少なくとも1年に1度精査されなければならない。

6.3 NAVの公表

A I F Mは、A I F Mが運用する各E U A I FまたはA I F MがE Uで販売する各A I Fに関して、A I Fの評価手続および/または価格設定方法ならびにA I Fの最新のNAVまたはA I Fの最新の受益証券価格に関する説明を公表しなければならない。

6.4 責任

A I F Mは、自己が運用するA I Fおよびその投資家に対し、A I Fの資産の評価ならびにA I FのNAVの計算および公表につき責任を負う。ただし、外部評価者が任命されている場合、当該評価者は、A I F Mに対し、当該評価者の過失または故意の職務不履行の結果被る損失につき責任を負う。

7 . A I F Mの機能の委託

7.1 一般的規定

A I F Mは、自己の業務効率を最適化するため、厳格な条件に従い、ポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能を委託することができる。再委託も、同様の条件およびA I F Mの承認に基づき、認可されることができる。

自己の機能を委託するA I F Mは、委託の客観的理由を提示しなければならない、また、C S S Fに対し、委託の全体構造を正当化することおよび委託先が適切に資格を有し、委託業務を履行できることを示すことができないなければならない。

委託により、A I F Mが運用するA I Fまたはその投資家に対するA I F Mの責任および義務が変更されてはならず、A I F Mとして認可されるための条件に影響を及ぼされないものとする。

A I F Mは、委託先がその機能を有効に、かつ、適用ある法律および規制要件に従って実行するよう確保しなければならない、また、委託先がその任務を履行するための十分なリソースを有しているか否かおよび任務が委託された者が十分な能力および良好な評判を有しているか否かを評価しなければならない。A I F Mはまた、委託に付随するリスクを監督および管理できるようにするため、必要な専門技術およびリソースを保持しなければならない。場合に応じて、A I F Mは、その委託先が再委託先に対して同様に対応しているかを確認しなければならない。

書面による契約は、A I F Mおよび委託先の権利および義務を明確に定義していなければならない。

ポートフォリオ運用機能の委託は、A I F Mの投資方針に従い実施されなければならない。

A I F Mはまた、自己の委託先に、委託機能の遂行能力に重大な影響を及ぼしうる展開につき開示させ、機密情報を保護させ、災害復興のための継続計画を策定させ、定期的なバックアップ設備を検証させるようにしなければならない。

7.2 他事業体との問題

7.2.1 利益相反

A I F Mは、履行された委託業務が、利益相反を引き起こさず、ポートフォリオ運用機能またはリスク管理機能が機能上および序列上分離されているようにしなければならない。

A I F Mはまた、自己の委託先に、潜在的利益相反を特定、管理および監視するためのすべての合理的な手段を講じさせ、かかる相反の存在をA I F Mに開示させるようにしなければならない。

7.2.2 ポートフォリオ運用機能またはリスク管理機能の委託

ポートフォリオ運用機能またはリスク管理機能は、以下の事業体にのみ委託することができる。

- ・ U C I T S 通達に基づき認可された管理会社。
- ・ M i F I D に基づきポートフォリオ運用を行うことを認可された投資法人。
- ・ M i F I D に基づくポートフォリオ運用を行う認可を有していると通達2006 / 48 / E C に基づき認可された信用機関。
- ・ A I F M D に基づき認可された外部で任命されたA I F M。

ポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能は、同時に委託することはできない。

7.2.3 名義のみの事業体

A I F Mは、「名義のみの事業体（letter-box entity）」とならないよう確保しなければならない。

A I F Mは、以下に該当する場合、名義のみの事業体であるとみなされる。

- ・委託先を監督するためおよび委託に伴うリスクを管理するための必要なリソースおよび専門技術を保有しなくなった場合。
- ・調査権、検査権、閲覧権もしくは指導権を損失するか、またはこれを行うことが実務上不可能になった場合。
- ・委託機能が、A I F Mが保持する機能を実質的に超過する場合。
- ・以下を行う権限を有しなくなった場合。
 - ・上級管理職の責任に基づき主要分野における決定を行うこと。
 - ・上級管理職の機能（投資方針、投資戦略等の実施）を実行すること。

7.3 運営上の問題

7.3.1 第三国企業への委託

A I F Mがそのリスク管理機能およびポートフォリオ運用機能を第三国企業に委託する場合、当該A I F Mの国の当局および委託先の国の当局は、以下の権利をA I F Mの設立地加盟国の当局に付与する旨の合意を締結する。

- ・関連ある情報または文書を閲覧する権利。
- ・実地検査を要請できる権利。
- ・A I F M Dに違反した場合に遅滞なく第三国当局から情報を受け取ることができる権利。
- ・A I F M Dに違反した場合に執行行為に協力する権利。

7.3.2 有効な監督

A I F Mは、自己の委託先を効率的に監督できなければならない。かかる監督要件を満たすため、A I F Mは、自己の監査役および規制当局が、委託機能または委託先の事務所に関するデータへのアクセス権を有し、委託先がC S S Fに協力し、委託機能を監督するのに必要なすべての情報が遅滞なく利用可能とされるよう、確保しなければならない。

7.3.3 再委託への同意

上記の条件は、委託先がその機能のいずれかを再委託する場合に準用される。

A I F Mは、書面により再委託の承認を行わなければならない、かかる委託は、この要件が満たされた場合にのみ有効となる。委託を行うA I F Mから事前に付与される一般的な同意は、十分であるとみなされないものとする。

いかなる再委託も、C S S Fに通知されなければならない。

8 保管受託銀行

8.1 任命

A I F M法は、A I F Mにより運用される各A I Fについて、単独の保管受託銀行の任命を導入している。保管機能を運用機能と分離し、投資家の資産を保管受託銀行の資産と分別する必要があることから、A I F Mは保管受託銀行として行為することはできない。

A I F M Dに基づくE U A I Fの保管受託銀行は、金融商品に係る保管および事務管理の付随的業務も提供している信用機関もしくはM i F I Dの投資会社、またはU C I T S通達に基づき保管受託銀行として行為することができるブルーデンシャル規制に従うその他の種類の機関のいずれかでなければならない。E U A I Fの保管受託銀行は、当該A I Fが所在する国にその登記上の事務所または支店を有していなければならない。ただし、A I F M法の発効から4年間の移行期間中は、A I FまたはA I F Mの所在加盟国の所管官庁は、保管受託銀行が他の加盟国で設立されることを許可することができる。

非E U A I Fの保管受託銀行は、A I F M法に定める規定と同様の効果を有し、有効に執行される有効なブルーデンシャル規制および監督に従う信用機関またはその他の（E U A I Fに関して前項で言及される法人と同じ性質の）法人でなければならない。非E U A I Fの保管受託銀行は、A I Fが設立される第三国（一定の条件を遵守することを条件とする。）または当該A I Fを運用しているA I F Mの

所在加盟国もしくは当該AIFを運用している非EU AIFMの担当加盟国で設立されなければならない。

初期投資の日から5年間の期間中に実行可能な償還権を有さず、かつ、保管されるべき資産に投資していないかまたは発行会社もしくは未上場の会社の支配権の獲得を可能にするために当該会社に投資しているAIFの場合、ルクセンブルグは、保管受託銀行がその専門業務の一環として保管受託機能を果たす法人たることを許可する。

AIFMはまた、プライム・ブローカーの職務がその保管受託機能から業務上および階級上独立しており、利益相反の可能性が確認され、管理され、かつAIFの投資家に開示される限りにおいて、プライム・ブローカーを保管受託銀行に任命することもできる。

AIFMは、プライム・ブローカーがAIFのプライム・ブローカーが保有する総資産額に関する報告を保管受託銀行に対して提供することを確保しなければならない。

8.2 職務

保管受託銀行は、資産の保管、監督義務およびキャッシュ・モニタリングという3つの主要な職務を有する。

8.2.1 資産の保管

保管受託銀行は、AIFの資産（当該保管受託銀行名義の口座で登録または保有が可能な譲渡性のある有価証券である場合に当該保管受託銀行に物理的に交付される場合もされない場合もある金融商品を含む。）の保管に関して責任を負う。

保管受託銀行の保管に係る最低限の職務は、以下のとおりである。

- ・帳簿記入が適切に行われるよう確保すること。
- ・記録を保管し、口座を分離すること。
- ・調整を実施すること。
- ・相当の注意（高レベルの投資家保護）を確保すること。
- ・あらゆる保管リスクを評価し、監視すること。
- ・損失リスクを最小限にするための組織的な取決めを導入すること。
- ・所有権を証明すること。

8.2.2 監督義務

保管受託銀行は、AIFの性質、規模および複雑性に関連するリスクを評価しかつ適切な手続を定め、AIF、そのAIFMまたは第三者が責任を負う手続の事後的な検証を行い、ならびにエスカレーション手続を確立しなければならない。保管受託銀行がその監督義務を履行するために、AIFMは、保管受託銀行がその職務の実施に必要なすべての関連情報を処分するよう確保しなければならない。

8.2.3 キャッシュ・モニタリング

保管受託銀行の義務は、AIFのキャッシュ・フローを適切に監視するための手続が設けられているかを検証することである。定期的な精査を少なくとも年に1回行う必要がある。

かかる義務には、以下が含まれる。

- ・すべての現金が適切に帳簿に記入されるよう確保すること。
- ・適切な調整手続が設けられるよう確保すること。
- ・適切なキャッシュ・フロー確認手続が実施されるよう確保すること。
- ・一貫した検査を監視し、実行すること。
- ・相違が確認された場合に常には是正措置が行われるよう確保すること。
- ・第三者に開設された預金口座に関連する情報が提供されるよう確保すること。

8.3 委託

保管受託銀行は、第三者に保管の職務を委託することができ、当該第三者はさらに、当該機能を同じ条件で再委託することができる。

かかる委託は、客観的に正当化されなければならず、当該委託の適切性ならびに保管受託銀行がその委託先を選択し、任命し、および精査するために用いるべき相当の技能、注意および努力に関する厳しい条件に従う。

保管機能が第三者に委託された場合、保管受託銀行は、その委託先がA I Fの顧客に帰属する資産と当該委託先自身の資産とを分離しているかを確認しなければならない。

8.4 責任

A I F M法には、保管受託銀行の義務の履行時に発生しまたはA I F M、A I Fおよびそれらの投資家が被った損失について保管受託銀行が責任を負う旨記載されている。同法は、保管されている金融商品の損失（「無過失責任」）とその他の損失（「過失責任」）とを区別している。

保管受託銀行が金融商品を保管し、当該資産が消失した場合、当該保管受託銀行は、同一の金融商品またはそれに相当する金額を、A I Fまたは（場合に応じて）A I Fを代理して行為するA I F Mに遅滞なく返還する義務を負う。ただし、当該消失が当該保管受託銀行の合理的な支配の及ばない例外的な事由の結果として生じたものであり、これに対抗するあらゆる合理的な努力を行ったとしてもその事由の結果は不可避であったということが証明できる場合はこの限りではない。

以下のいずれかの条件が満たされた場合に、保管された金融商品が消失したものとみなす。

- ・金融商品が存在しなくなった場合。
- ・金融商品がまだ存在するものの、A I Fが当該金融商品に対する所有権を永久に失った場合。
- ・A I Fが金融商品の所有権を有するものの、当該金融商品を永久に処分することができない場合。

保管受託銀行は、自己の過失または自己の義務の適切な履行を故意に怠ったことによるその他の損失について、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

保管受託銀行の責任は、いかなる第三者への委託によっても影響を受けない。かかる第三者により保管されている金融商品が消失した場合でも、保管受託銀行が引き続き責任を負う。ただし、かかる状況下にある保管受託銀行が当該委託がA I F M法に従って行われたことを証明できる場合に限り、当該保管受託銀行とA I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mとの間の書面による契約でかかる免責が明示的に認められ、かつ、当該委託先との書面による契約でかかる責任を明示的に譲渡し、A I FまたはA I F Mが当該委託先に対して直接的に請求を行うことを許可する場合、当該保管受託銀行はその責任を免じられる。かかる免責は、客観的な理由により正当化されなければならない。

9 透明性

A I F M法に基づく透明性に係る義務は、3つの異なる形式をとる。

第一に、E Uで販売または運用されるA I Fに係る年次報告書は、A I Fの種類に応じて、事業年度終了後6か月以内または4か月以内に投資家および所管の規制当局の閲覧に供されなければならない。報告書には以下の事項を記載しなければならない。

- ・当該A I Fの国の会計基準に従って作成される貸借対照表。
- ・収支計算。
- ・活動報告。
- ・投資家に提供した情報の重大な変更。
- ・A I F Mのスタッフメンバーの報酬の合計金額。
- ・当該A I Fのリスク特性に重大な影響を与える活動を行う上級管理職およびスタッフメンバーに振り分けられる報酬の総額。

第二に、以下の投資家の開示義務が適用される。

- ・投資家による投資の前に行われるA I F Mから当該投資家への情報開示。
- ・投資家に対する定期的な開示。
- ・重大な変更についての投資家に対する開示。

第三に、一定の情報をC S S Fに報告する義務が存在する。A I F Mは、自らが運用している各A I Fに関して、とりわけ、A I F Mが取引を行う市場、実施されるリスク管理システム、レバレッジのレベルおよび流動性管理手法を報告することを義務付けられている。

10 販売

販売とは、A I F Mが運用するA I Fの受益証券または投資証券に関して、A I F Mが主導またはA I F Mを代理して、E U域内に住所を有しもしくはE U域内に登記上の事務所が所在する投資家に対してまたはかかる投資家に関して行われる直接または間接的な勧誘または募集と定義される。

私募制度下においてルクセンブルグ国内のリテール投資家に対する販売は認められているが、関連するA I Fが、C S S FまたはC S S Fが採用する監督基準と同等の基準を用いているとみなされる所在加盟国もしくは第三国の監督機関による恒久的な監督下にあることを条件とする。

10.1 E U域内でE U A I Fを販売するE U A I F M

認可されたE U A I F Mは、2013年7月22日付で、E U域内のプロの投資家に対してE U A I Fを販売するためのパスポートによる利益を享受することができる。E U全域におけるかかる販売は、当該A I F Mが設立された加盟国の規制当局と当該販売が行われる加盟国との間の通知手続を要する。

認可されたE U A I F Mは、私募制度下において、E U域内のプロの投資家に対してE U A I Fを販売することができなくなる。

10.2 E U域内で非E U A I Fを販売するE U A I F M

2015年より、E U域内で非E U A I Fを販売するE U A I F Mは、E U域内のプロの投資家に当該A I Fを販売する際には、パスポート制度による利益を享受することができる。かかるA I F Mは、A I F M法を完全に遵守しなければならない。さらに、当該A I F Mの所在加盟国と当該A I Fの第三国との間の協力協定が必要となる。かかる第三国は、F A T Fのブラックリストに掲載されていないものであることを要する。

E U A I F Mは、2018年まで、私募制度に基づくE U域内での非E U A I Fの販売を行うことができる。私募制度は、パスポート制度と3年間併存した後、パスポート制度に完全に取って代わられる予定である。

A I F M法の全制度は、保管受託銀行に係る規定を除き、私募制度に基づき販売されるファンドに適用される。組織的なリスク監視を目的とした協力協定が、関連する加盟国と当該非E U A I Fの所管官庁の間に存在しなければならない。かかる第三国は、F A T Fのブラックリストに掲載されていないものとする。

10.3 E U域内でA I Fを販売する非E U A I F M

2015年より、非E U A I F Mは、パスポート制度に基づきE U域内でE U A I Fまたは非E U A I Fを販売する際には、当該A I F Mの担当加盟国からのA I F M法に基づく認可を受けることが必要となる。

A I F Mは、ルクセンブルグ国内でE U A I Fまたは非E U A I Fを販売するために、A I F M法を完全に遵守しなければならない。A I F M法の規定が当該非E U A I F Mまたは当該非E U A I Fが従う法律に抵触する場合、後者の法律が優先するものとする。ただし、かかる場合には、当該非E U A I F Mは、当該非E U A I F Mの国またはそれが運用するA I Fの国の規制の枠組みがルクセンブルグと同レベルの保護を提供していることを証明する必要がある。

非E U A I F Mはまた、担当加盟国における法定代理人を任命しなければならない。

2015年より、E U A I FをE U域内で販売せずに運用しようとする非E U A I F Mは、担当加盟国からの認可も取得しなければならない。かかるA I F Mは、A I F M法を完全に遵守しなければならない。

非EU AIFMは、その担当加盟国から認可を受けるために、EU AIFの所管官庁と非EU AIFMまたはFATFのブラックリストに掲載されていない非EU AIFMの設立国の所管官庁との間に適切な協力協定が存在すること等、追加の条件を満たさなければならない。さらに、非EU AIFMの国と担当加盟国との間で税務事項に関する実効的な情報交換に係る協力の取決めも行われなければならない。実効的な監督は非EU AIFMの国の法令により妨げられてはならない。

これらの場合において、かかるAIFMは、2015年より、通知手続を遵守した場合にパスポートによる利益を享受する。

2015年より、非EU AIFMがパスポート制度に基づき非EU AIFを販売しようとする場合、当該非EU AIFMの担当加盟国の所管官庁と当該非EU AIFの所管官庁との間で協力協定が締結されなければならない。さらに、当該非EU AIFの国は、FATFのブラックリストに掲載されていないことを要し、当該非EU AIFの国、当該非EU AIFMの担当加盟国および当該非EU AIFが販売される加盟国との間で、税務事項に関する実効的な情報交換に係る協力の取決めが存在しなければならない。

非EU AIFMは、2018年まで、私募制度に基づきEU域内でAIFを販売することができる。私募制度は、パスポート制度と3年間併存した後、パスポート制度に完全に取って代わられる予定である。

私募制度に基づきAIFを販売する非EU AIFMは、年次報告書、投資家への開示および規制当局への報告の要件を遵守しなければならない。さらに、かかるAIFMは、支配株式の報告要件ならびにAIFが販売される加盟国、当該AIFの加盟国および当該AIFMの第三国の間における協力協定の存在要件も遵守しなければならない。かかる第三国は、FATFのブラックリストに掲載されていないことを要する。

第4【参考情報】

ポートフォリオについては、下記の書類が関東財務局長に提出されている。

平成25年7月31日 有価証券届出書 / 有価証券報告書（第3期）

平成25年10月31日 半期報告書（第4期中） / 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

別紙

用語集

用 語	定 義
ルクセンブルグ投信法	2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグの法律（随時改定済）
2013年法	ルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日付の法律
管理事務代行会社契約	管理会社および管理事務代行会社との間で平成8年4月10日付で締結され、平成9年10月13日に更新された契約（随時改定済）
管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー
AIFMD	オルタナティブ投資運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU
代行銀行	共同貸主のシンジケートの他のメンバーに代わり、コーポレート・ローン进行管理する一または複数の共同貸主
豪ドル	オーストラリア・ドル
銀行金融証書	変動金利預金証書および銀行引受手形を含む預金証書などの商業銀行または貯蓄貸付組合の債務
ブラックロック・グループ	最終的な持株会社がブラックロック・インクであるブラックロックのグループ会社
ブリッジ・ベース	つなぎまたは長期の資金調達を前提に行われる短期融資
営業日	ルクセンブルグおよび日本の銀行、日本の金融商品取引業者およびルクセンブルグ証券取引所の各営業日（クリスマス・イブを除く。）である日、または管理会社の取締役会が決定し、合理的に実施可能な場合には受益者にあらかじめ通知するその他の日 当該受益証券の純資産価格の決定の停止または本書に記載される受益証券の発行の停止の場合を除く。
CD	譲渡性預金
CDSC	偶発後払販売手数料
CHF	スイス・フラン
クラス	特定のポートフォリオの受益証券のクラス
共同貸主	商業銀行、保険会社、貯蓄金融機関、金融会社またはその他の金融機関から構成される、コーポレート・ローンの組成、交渉および条件決定を行う貸主

用 語	定 義
管理業務会社	ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル
コーポレート・ローン契約	借主および共同貸主との間のコーポレート・ローン契約
コーポレート・ローン	担保付または無担保の、貸付契約により書面化され、かつ約束手形などの債務証書により書面化される場合もある、優先および劣後の企業向けローン
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー
保管契約	管理会社および保管受託銀行間の平成 8 年 4 月 10 日付契約（随時改定済）
取引締切時点	ポートフォリオに適用される取引締切時点
新興市場	経済水準および／または資本市場の発展水準が低い状態を示す、水準以下の未開発の国の市場。ポートフォリオにとって発展途上または開発途上と分類される市場や国は、変更されるものであり、限定されないが、オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド、アメリカ合衆国および西ヨーロッパ以外の国または地域を含むことがある。
新興国ソブリン債	新興国の政府またはその代理機関もしくは下部組織（「政府機関」）が発行または保証する債務証書
ディストレスト証券	その投資時において破産手続中であるか、その他元本もしくは利息の支払について債務不履行にあるか、または最低のカテゴリーの格付（ムーディーズによるCa格以下およびS&PによるCC格以下）を付与されているかもしくは格付のない場合にはこれらと同等であると投資顧問会社が判断する公募および私募の債務証券およびローン
販売契約	ファンドおよび総販売会社の間の平成22年 7 月 13 日付契約
販売会社	受益証券の販売促進を行い、かつ／または自らの顧客のために受益証券を取得する第三者たる販売会社またはディーラー
米ドルまたはUSD	アメリカ合衆国ドル
ユーロ	欧州経済通貨同盟の共通通貨
フィッチ	フィッチ・インベスターズ・サービス・インクおよび／またはフィッチIBCAインク
FCP	ファンド（以下に定義する。）またはその他の証券の共同所有者

用 語	定 義
FPO	英国の2000年金融サービス・市場法（金融促進）および2001年命令
ファンド	ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ
FS法	英国の2000年金融サービス・市場法
GAP	グローバル・アロケーション・ポートフォリオ
政府証券	OECDの全加盟国である国の政府を含むがこれらに限定されない主権を有する政府が発行しもしくは元本および利息について保証する、かつ当該政府の全面的な信用により支援されている債務証券
政府機関債	政府支援企業および一部の国際機関が発行する債務証券で、政府の直接債務ではないが、様々な形態の政府支援または政府機関もしくは企業による保証を伴うもの。政府はこれらの機関に対し財政支援を提供する義務がある場合もない場合もある。
ハイ・イールド証券	担保付または無担保の、優先および劣後の公募および私募によるハイ・イールド債
機関投資家	2010年法第174条に規定された、機関投資家の適格性および適合性要件を充足する機関投資家
利率格差	2つの類似した利付資産の間の金利の差違を測定する格差。例えば、米ドルでの金利が0.25%で豪ドルでの金利が3%の場合、利率格差は2.75%である。
仲介参加者	代行銀行と総称される参加者
投資顧問会社	本書に記載される投資運用会社が任命する投資顧問会社
投資運用会社	ブラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲー（BlackRock Asset Management Schweiz AG）
投資適格	S&Pによって付与される「AAA」、「AA」、「A」もしくは「BBB」、またはムーディーズによって付与される「Aaa」、「Aa」、「A」もしくは「Baa」の上位4位の格付カテゴリー
インベスター・サービス・センター	ディーリングおよびインベスター・サービス業務を行うブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（または当該業務を随時遂行するその他ブラックロックのグループ会社）
日本における代行協会員	日本証券業協会に対する目論見書の提出、日本における受益証券1口当たり純資産価格の公表および日本証券業協会に対する関係での事務的業務の他の販売会社への提供を担当する、管理会社により選任された日本証券業協会の会員

用 語	定 義
日本における販売会社	販売会社の関連会社を含む選任された日本の販売会社
円	日本円
組入証券の貸付	ブローカー、ディーラーおよび金融機関に対するポートフォリオの純資産価額の20%を超えない組入証券の貸付。組入証券の当該借主は、現金、政府証券もしくは政府機関証券（SMMFの場合にはアメリカ政府証券またはアメリカ政府機関証券）、または現金および/もしくは当該証券の組合せによってポートフォリオに対する担保を設定しなければならない、またその公正な時価が常に借入証券の価額の100%以上となるよう当該担保を維持することに同意しなければならない。当該貸付は、クリアストリーム・インターナショナル、ユーロクリアまたはその他の公認の証券決済機構または電信為替システム（アメリカ合衆国連邦準備資金電信為替システムを含む。）を通じて行われる。
LIBOR	ロンドン銀行間取引金利
管理会社	ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
約款	各受益者が受益証券取得時に合意する管理会社および保管受託銀行間の契約であるファンドの約款（随時改定済）
メリルリンチ	メリルリンチ・インターナショナル・アンド・カンパニー・インコーポレーテッドまたはその関連会社（ブラックロック・グループ内の会社を除く。）
ムーディーズ	ムーディーズ・インベスター・サービス・インク
純資産価格	本書および再登録済約款の第11条に従い計算される純資産価格
OECD	経済共同開発機構
OECD政府証券	OECDの全加盟国の政府またはその機関、企業もしくは下部組織が発行または保証する証券
募集価格	受益証券の適用ある各クラスの募集価格
OTC	店頭市場
参加者	代行銀行、共同貸主または他の参加権保有者
参加権	コーポレート・ローンの参加権、または譲渡権もしくは更改権
PNCグループ	最終持株会社がPNCファイナンシャル・サービス・グループ・インコーポレーテッドであるPNCのグループ会社
ポートフォリオ	ファンドの個別投資ポートフォリオまたはサブ・ファンド

用 語	定 義
総販売会社	ブラックロック（チャンネル・アイランズ）リミテッド
英文目論見書	随時、改正、変更、補足される英文目論見書
登録事務代行会社および名義書換事務代行会社	J．P．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー
レポ取引	ポートフォリオが一定価格で有価証券を購入し、同時にそれより高い価格で売主に当該有価証券を売却することを約する優良取引相手方との（満期までの残存期間が397日を超える場合がある。）契約。レポ取引は、レポ取引の裏付けとなる担保の価額が、レポ取引に関して発生した経過利息を含み、少なくとも買戻価格と常に同額であり、日々値洗される旨を規定する。取引相手方が破産（またはその他の債務超過関連手続を開始）した場合、ポートフォリオは、現金の回収に遅れる場合がある。
リバース・レポ取引	ポートフォリオが保有する証券を合意した価格、期日および利払いで買い戻す合意のもとで、当該証券を売却する優良取引相手方との契約。
S＆P	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス
SEC	アメリカ合衆国証券取引委員会
名義書換事務代行会社	J．P．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー
UCI	投資信託（Undertaking for Collective Investment）
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（通達2009／65／EC（随時改定済））
受益証券	文脈上、別段の解釈がされない限り、種々のクラスで発行することができるポートフォリオの共有持分型証券 各ポートフォリオにつき現在入手可能な受益証券は、本書に記載されるとおりである。
受益者	受益証券の保有者として登録されている者または文脈上特定のクラスの受益証券の保有者として登録されている者
米国	アメリカ合衆国
アメリカ合衆国証券	アメリカ合衆国政府により発行され、元本および利息について保証され、アメリカ合衆国の全面的な信頼と信認によって支援されている債務証券

用 語	定 義
アメリカ合衆国政府機関債	アメリカ合衆国政府により支援される企業、連邦政府機関および一部の国際機関が発行する債務証券で、アメリカ合衆国の直接債務ではないが、様々な形態のアメリカ合衆国政府支援またはアメリカ合衆国もしくは企業による保証を伴う債務証券 アメリカ合衆国政府は、これらの機関に財政支援を提供する義務がある場合もない場合もある。
米国人	1933年米国証券法（随時修正済）に基づくレギュレーションSに規定される米国居住者またはその他の者および約款に随時追補される者
評価日	本書に別途記載されないかぎり、受益証券１口当たりの純資産価格が決定される日で、各営業日
評価時点	ポートフォリオの適用ある評価日における受益証券１口当たりの純資産価格の決定時間

監査報告書

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（ＦＣＰ）

受益者各位

管理会社の取締役会による選任を受けて、私たちは、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（ＦＣＰ）およびその各サブファンドの添付の財務書類、すなわち2013年１月31日現在の純資産計算書、投資およびその他の純資産計算書、ならびに同日に終了した年度の損益計算書、純資産変動計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、これらの財務書類を財務書類の作成に関するルクセンブルクの法令の定めるところに準拠して作成し適正に表示することに責任を負っている。また、管理会社の取締役会は、不正または誤謬によるものであるか否かにかかわらず重要な虚偽の表示がない財務書類の作成を可能とするために必要な内部統制に責任を負っている。

法定監査人の責任

私たちの責任は、私たちの監査に基づいて、これらの財務書類について意見を表明することにある。私たちは、ルクセンブルグのために金融監督委員会によって採択された国際監査基準に準拠して監査を実施した。この基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的確証を得るために、私たちが倫理規定に従い、監査を計画し、実施することを要求している。

監査は、財務書類の金額および開示に関する監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。選択される監査手続は、不正または誤謬によるものであるか否かにかかわらず、財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、法定監査人の判断に依拠している。これらのリスク評価を行う際に、法定監査人は、状況に応じた監査手続を計画する目的で企業による財務書類の作成および適正表示に関連する内部統制を検討するものであり、企業の内部統制の有効性に意見を表明する目的ではない。監査はまた、使用された会計方針の適切性および管理会社の取締役会が行った会計上の見積りの合理性の評価ならびに財務書類全体の表示の検討を含んでいる。

私たちは、私たちが入手した監査証拠は十分かつ適切であり、監査意見表明のための基礎を提供していると確信している。

意見

私たちの意見では、これらの財務書類は、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（ＦＣＰ）の2013年１月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した年度の経営成績および純資産の変動を、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令の定めるところに準拠して、真実かつ公正に表示している。

その他の事項

年次報告書に含められている補足情報は私たちの職務遂行との関連でレビューされたが、上記の基準に準拠して実施した特定の監査手続の対象とはなっていない。したがって、私たちはこれらの情報に対して意見を表明しない。財務書類全体との関連から見てこれらの情報につき私たちが特に申し述べる事項はない。

公認の監査法人デロイト・オーディットを代表して

（署名）

ジャスティン・グリフィス、法定監査人、
パートナー

ルクセンブルグ、2013年5月30日

[次へ](#)

Audit Report

To the Unitholders of BlackRock Global Investment Series (FCP)

Following our appointment by the Board of Directors of the Management Company, we have audited the accompanying financial statements of BlackRock Global Investment Series (FCP) and each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at 31 January 2013, and the statements of operations and the statements of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements.

The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of BlackRock Global Investment Series (FCP) as of 31 January 2013, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Justin Griffiths, Réviseur d'entreprises agréé

Partner

Luxembourg, 30 May 2013

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は提出代理人が別途保管している。

監査報告書

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（ＦＣＰ）

受益者各位

管理会社の取締役会による選任を受けて、私たちは、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（ＦＣＰ）及びその各サブファンドの添付の財務諸表、すなわち2014年１月31日現在の純資産計算書、投資明細表、ならびに同日に終了した年度の損益計算書及び純資産変動計算書、重要な会計方針の要約及びその他の説明情報について監査を行った。

財務諸表に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、これらの財務諸表を財務諸表の作成に関するルクセンブルクの法令の定めるところに準拠して作成し適正に表示することに責任を負っている。また、管理会社の取締役会は、不正または誤謬によるものであるか否かにかかわらず重要な虚偽の表示がない財務諸表の作成を可能とするために必要な内部統制に責任を負っている。

法定監査人の責任

私たちの責任は、私たちの監査に基づいて、これらの財務諸表について意見を表明することにある。私たちは、ルクセンブルグのために金融監督委員会によって採択された国際監査基準に準拠して監査を実施した。この基準は、財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的確証を得るために、私たちが倫理規定に従い、監査を計画し、実施することを要求している。

監査は、財務諸表の金額及び開示に関する監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。選択される監査手続は、不正または誤謬によるものであるか否かにかかわらず、財務諸表の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、法定監査人の判断に依拠している。これらのリスク評価を行う際に、法定監査人は、状況に応じた監査手続を計画する目的で企業による財務諸表の作成及び適正表示に関連する内部統制を検討するものであり、企業の内部統制の有効性に意見を表明する目的ではない。監査はまた、使用された会計方針の適切性及び管理会社の取締役会が行った会計上の見積りの合理性の評価ならびに財務諸表全体の表示の検討を含んでいる。

私たちは、私たちが入手した監査証拠は十分かつ適切であり、監査意見表明のための基礎を提供していると確信している。

意見

私たちの意見では、これらの財務諸表は、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（ＦＣＰ）及びその各サブファンドの2014年１月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した年度の経営成績及び純資産の変動を、財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法令の定めるところに準拠して、真実かつ公正に表示している。

その他の事項

年次報告書に含められている補足情報は私たちの職務遂行との関連でレビューされたが、上記の基準に準拠して実施した特定の監査手続の対象とはなっていない。したがって、私たちはこれらの情報に対して意見を表明しない。財務諸表全体との関連から見てこれらの情報につき私たちが特に申し述べる事項はない。

公認の監査法人デロイト・オーディットを代表して

（署名）

ジャスティン・グリフィス、法定監査人、
パートナー

ルクセンブルグ、2014年5月22日

[次へ](#)

Audit Report

To the Unitholders of BlackRock Global Investment Series (FCP)

Following our appointment by the Board of Directors of the Management Company, we have audited the accompanying financial statements of BlackRock Global Investment Series (FCP) and of each of its sub-funds which comprise the statement of net assets and the portfolio of investments as at 31 January 2014, and the statements of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of BlackRock Global Investment Series (FCP) and of each of its sub-funds as of 31 January 2014, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Justin Griffiths, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

Luxembourg, 22 May 2014

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

法定監査人の監査報告書

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
株主各位

2013年6月28日開催の年次株主総会における選任に従って、私たちは、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーの添付の年次財務諸表、すなわち2013年12月31日現在の貸借対照表、並びに同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約及びその他の注記について監査を行った。

年次財務諸表に関する取締役会の責任

取締役会は、これらの年次財務諸表を、年次財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法令の定めるところに準拠して作成し適正に表示することに責任を負っている。また、取締役会は、不正または誤謬によるものであるか否かにかかわらず重要な虚偽の表示がない年次財務諸表の作成及び適正表示を可能とするために必要な内部統制に責任を負っている。

法定監査人の責任

私たちの責任は、私たちの監査に基づいて、これらの年次財務諸表について意見を表明することにある。私たちは、ルクセンブルグのために金融監督委員会によって採択された国際監査基準に準拠して監査を実施した。この基準は、年次財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的確証を得るために、私たちが倫理規定に従い、監査を計画し、実施することを要求している。

監査は、年次財務諸表の金額及び開示に関する監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。選択される監査手続は、不正または誤謬によるものであるか否かにかかわらず、年次財務諸表の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、法定監査人の判断に依拠している。これらのリスク評価を行う際に、法定監査人は、状況に応じた監査手続を計画する目的で企業による財務諸表の作成および適正表示に関連する内部統制を検討するものであり、企業の内部統制の有効性に意見を表明する目的ではない。

監査はまた、使用された会計方針の適切性及び取締役会が行った会計上の見積りの合理性の評価並びに年次財務諸表全体の表示の検討を含んでいる。私たちは、私たちが入手した監査証拠は十分かつ適切であり、監査意見表明のための基礎を提供していると確信している。

意見

私たちの意見では、これらの年次財務諸表は、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーの2013年12月31日現在の財政状態及び同日に終了した年度の経営成績を、年次財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法令の定めるところに準拠して、真実かつ公正に表示している。

公認の監査法人デロイト・オーディットを代表して

（署名）

ジャスティン・グリフィス、法定監査人、
パートナー

ルクセンブルグ、2014年3月25日

[次へ](#)

Report of the Réviseur d'entreprises agréé

To the sole shareholder of
BlackRock Fund Management Company S.A.

Following our appointment at the annual general meeting of the shareholder dated June 28, 2013 we have audited the accompanying annual accounts of BlackRock Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2013 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of the annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises Agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises Agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises Agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of BlackRock Fund Management Company S.A. as of December 31, 2013, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Justin Griffiths, Réviseur d'entreprises agréé

Partner

Luxembourg, March 25, 2014

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は提出代理人が別途保管している。